

平成 24 年度老人保健事業推進費等補助金
研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の
職業能力開発と福祉用具サービスの
質の向上に関する調査研究事業
報 告 書

平成25年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

**研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と
福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業
報告書**

目次

【本編】	1
第1章本調査研究の概要.....	1
1. 本調査研究の背景.....	1
2. 本調査研究の目的.....	2
3. 本調査研究の方法.....	2
4. 本調査研究の推進体制.....	4
第2章研修の受講状況・研修ニーズに関する実態アンケート調査結果.....	6
1. 調査の概要.....	6
2. 調査結果のポイント.....	7
3. 調査結果の詳細.....	8
第3章研修ポイント制度(案)の設計.....	39
1. 福祉用具専門相談員の養成の目標.....	39
2. 研修ポイント制度の基本的な考え方.....	41
3. 研修ポイント制度の仕組み.....	43
4. ウェブサイトを活用した申請・管理・表示システム.....	52
5. 研修ポイント制度の運営体制と関係者が取り組むべきこと.....	56
第4章研修ポイント制度のモデル実証.....	58
1. 普及・啓発シンポジウムの実施.....	58
2. 生涯研修制度の運営に関するヒアリング調査結果.....	63
3. 受講研修の申請・評価の実施.....	64
4. 参加した福祉用具専門相談員へのアンケート調査結果.....	69
5. 介護支援専門員へのヒアリング調査結果.....	77
第5章今後検討すべき課題.....	79
【資料編】	82
1. 福祉用具貸与事業所アンケート調査票.....	82
2. 研修ポイント制度におけるカリキュラム.....	90
3. その他資料.....	96

【本編】

第 1 章 本調査研究の概要

1. 本調査研究の背景

(1) 福祉用具サービスの質の向上への期待の高まり

介護保険制度は、「要介護状態の人に対して、尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援する」という自立支援の考え方、及び「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援する」という地域包括ケアの実現を目指している。

特に近年は、要介護状態の高齢者の増加、社会的な介護力の低下、介護ニーズの多様化に伴い、福祉用具サービスの必要性が高まると同時に、サービスの質の向上への期待も高まっている。平成 24 年度には福祉用具サービス計画の作成が義務付けられ、利用者や他の医療・介護職等との情報共有、状態の変化に応じたモニタリングや機種変更、事故防止・リスクマネジメントなどの、より一層の推進が求められている。

(2) 福祉用具専門相談員の職業能力開発の必要性

福祉用具サービスの質の向上への期待の高まりと合わせて、サービスの担い手である福祉用具専門相談員の職務領域の拡大も期待され、その役割と責任はますます重要性を増している。福祉用具サービスは福祉用具専門相談員という専門職が提供するという側面を踏まえると、福祉用具サービスの質の向上に向けた取り組みは、福祉用具専門相談員の職業能力開発が核となる。

福祉用具専門相談員は、40 時間の福祉用具専門相談員指定講習を受講した人か、法律で定められた医療・介護職が従事することができる。職業能力の開発に関しては、それぞれの福祉用具専門相談員が業務や研修を通じて専門性を習得していく。しかし、福祉用具専門相談員には上級資格がないため、利用者や家族、介護支援専門員等に対して、実践力を証明しにくい状況にある。

上記を踏まえて、本会は職能団体として、福祉用具専門相談員自身に加え、利用者や家族、介護支援専門員等にも理解してもらいながら職業能力開発の仕組みづくりを進める必要がある。

(3) 研修の受講実績への着目

職業能力開発の機会として、日常業務での学び、職場内研修、外部研修¹、自己研鑽が挙げられるが、中でも外部研修はカリキュラムに基づく実施、他事業所の福祉用具専門相談員や他職種との切磋琢磨といった面から、職種全体としての能力開発において果たす役割が大きい。

¹本調査研究における「外部研修」とは、各法人・事業所が提供する「職場内研修」と異なり、福祉用具関連団体等が福祉用具専門相談員に対して提供する研修を指す。

他方で、外部研修は様々な機関によって提供されていることから、能力開発の柱として位置づけるにあたっては、共通の視点に基づいて受講の実績を評価する必要がある。

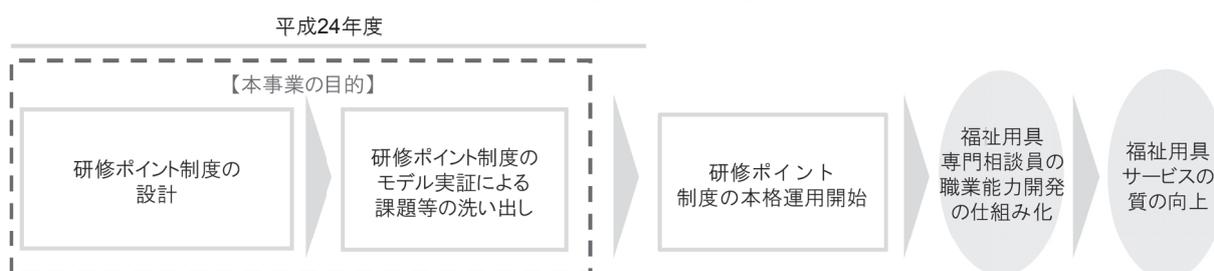
2. 本調査研究の目的

本調査研究の目的は、以下の2点である。

- ・ 福祉用具専門相談員の研修の受講実績に応じたポイントを付与し、それを管理・公開する研修ポイント制度の設計を行うこと。
- ・ 研修ポイント制度について、モデル実証と必要な検証を行い、制度設計や運用上の課題等の洗い出しを行うこと。

なお、本事業の成果を踏まえて、今後、設計に基づく運用の準備・普及啓発に取り組んだ上で、研修ポイント制度の本格運用を開始することが求められる。

図表1 本事業の目的と成果の活用イメージ



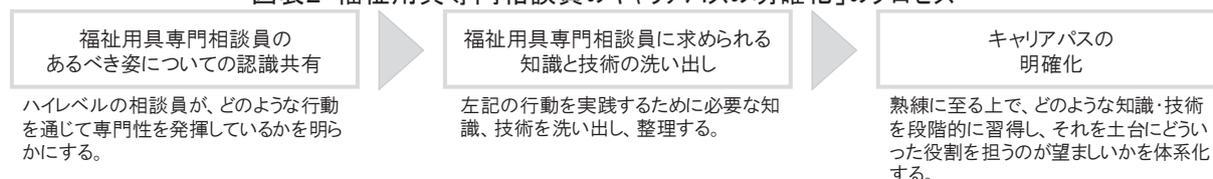
3. 本調査研究の方法

本調査研究は、以下に示す通り、3つのステップに沿って進めた。

(1) 福祉用具専門相談員のキャリアパスの明確化(ステップ 1)

職業能力開発のゴール(=あるべき福祉用具専門相談員像)と、そこに至るプロセス(=キャリアパス)を具体的に示し、研修ポイント制度のねらいを共有した。

図表2「福祉用具専門相談員のキャリアパスの明確化」のプロセス

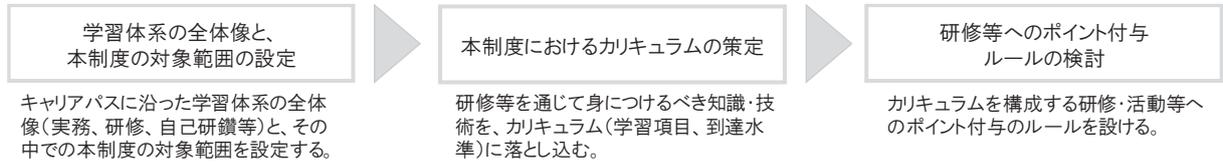


(2) キャリアパスを前提とした、研修ポイント制度(案)の設計(ステップ 2)

ステップ 1 で明らかにしたキャリアパスを後押しするために、能力開発に関する活動実績やそ

れを通じて得た知識・技術を共通で評価するための研修ポイント制度(案)を設計した。

図表3「キャリアパスを前提とした、研修ポイント制度(案)の設計」のプロセス



(3) 制度運営の仕組みづくり(ステップ3)

研修ポイント制度の円滑な運営に向けて、ウェブサイトや業務フローの構築、制度の普及策の検討を実施した。

図表4「制度運営の仕組みづくり」の実施項目



4. 本調査研究の推進体制

(1) 検討委員会、作業部会の設置

前節の調査を進めるにあたり、学識経験者、福祉用具サービスを取り巻く他職種（介護支援専門員、リハビリテーション職等）、福祉用具専門相談員にて構成される検討委員会を設置した。また、実務者の視点による検討を行う作業部会を設置した。

【検討委員会】

(敬称略、◎は委員長、委員は50音順)

市川 洵	福祉技術研究所株式会社 代表取締役
川瀬健介	福祉住環境コーディネーター協会 専務理事
久留善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 総務部長
佐藤大介	サトウ株式会社 代表取締役社長
◎白澤政和	桜美林大学大学院老年学研究科 教授
助川未枝保	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
東内京一	埼玉県和光市保健福祉部 部長
花房勇輔	ラックヘルスケア株式会社 取締役社長
本村光節	公益財団法人テクノエイド協会 常務理事
吉井智晴	公益社団法人日本理学療法士協会 理事
渡邊慎一	一般社団法人神奈川県作業療法士会 会長
オブザーバー	
宮永敬市	厚生労働省老健局振興課 福祉用具・住宅改修指導官 介護支援専門官
山下一平	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長

【作業部会】

(敬称略、○は部会長、委員は50音順)

竹崎修一	株式会社ヤマシタコーポレーション
田中裕介	株式会社エイゼット
松浦尚久	株式会社フジヤマサービス
湯脇 稔	株式会社カクイックス ウィング
○渡邊慎一	一般社団法人神奈川県作業療法士会 会長

(2) 検討委員会、作業部会の開催スケジュール

検討委員会は、年度内に3回開催した。作業部会は年度内に3回開催した(うち1回は検討委員会と合同開催)。各回の開催日程と主な議題は以下の通りである。

図表5 検討委員会・作業部会のスケジュール

第1回検討委員会

日時：平成24年9月14日(金)10:00～12:00

場所：公益財団法人テクノエイド協会

議事：

- (1) 事業概要及び検討の進め方について
- (2) 「(仮)福祉用具専門相談員研修ポイント制度」骨子(案)について
- (3) 福祉用具貸与事業所向けアンケート調査について
- (4) 今後の進め方について

↓

第1回作業部会

日時：平成24年10月25日(木)16:00～18:00

場所：AP品川

議事：

- (1) 事業概要及び検討の進め方について
- (2) 「(仮)福祉用具専門相談員研修ポイント制度」骨子(案)について
- (3) 研修ポイント制度におけるカリキュラムについて
- (4) 研修ポイント制度の運営フローについて

↓

第2回検討委員会

日時：平成24年12月21日(金)13:30～15:30

場所：公益財団法人テクノエイド協会

議事：

- (1) 研修ポイント制度(案)について
- (2) 本年度モデル実証について
- (3) 制度普及のあり方について

↓

第2回作業部会

日時：平成25年1月25日(金)15:00～17:00

場所：株式会社ヤマシタコーポレーション東京本部

議事：

- (1) ポイントの対象となる研修の範囲について
- (2) Webサイトの仕様について
- (3) 本年度モデル実証について
- (4) 調査の取りまとめに向けて

↓

第3回検討委員会・第3回作業部会

日時：平成25年3月19日(火)13:30～15:30

場所：公益財団法人テクノエイド協会

議事：

- (1) 報告書(案)について
- (2) 今後の展開について

第2章 研修の受講状況・研修ニーズに関する実態アンケート調査結果

1. 調査の概要

(1) 調査目的

本アンケート調査の目的は以下の通りである。

- ・ 福祉用具専門相談員の研修受講の実態を把握すること。
- ・ 管理者や福祉用具専門相談員の研修への期待や受講上の課題を把握すること。

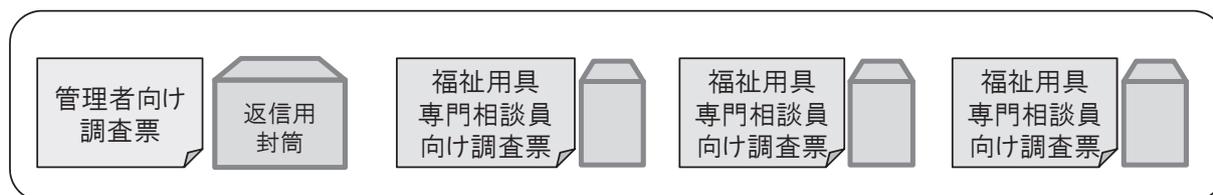
(2) 調査対象

全国の福祉用具貸与事業所ⁱの中から約 50%を無作為に抽出した 3,813 件を対象とした。

(3) 調査方法

各福祉用具貸与事業所に対して、管理者向け調査票ⁱⁱ1 部、福祉用具専門相談員向け調査票 3 部を送付した。福祉用具専門相談員のプライバシー保護のため、回答者は調査票を封筒に入れて封をした状態で管理者に渡し、管理者が一式を返送する方法とした。

図表6 福祉用具貸与事業所への送付物一式



(4) 回収状況

回収状況は以下の通りである。

図表7 回収数等の状況

	管理者票	相談員票
回収数	1,134	2,567
発送数	3,813	11,439
回収数/発送数	29.7%	22.4% ⁱⁱⁱ

(5) 調査期間

平成 24 年 10 月 17 日～10 月 31 日

ⁱ全国の福祉用具貸与事業所のリスト化に当たっては、独立行政法人福祉医療機構より介護事業者 DB よりデータ提供を受けた。(抽出時点は 2012 年 9 月 6 日)なお山形県、千葉県、神奈川県、山口県、佐賀県の福祉用具貸与事業所は、各都道府県の介護サービス情報公表システムよりデータを抽出した。

ⁱⁱ管理者向け調査票、福祉用具専門相談員向け調査票は資料編に添付した。

ⁱⁱⁱ各事業所に福祉用具専門相談員票を 3 通発送しているが、福祉用具専門相談員が 3 名以下の事業所も 2 割程度存在しているため、管理者票に比べて福祉用具専門相談員調査票の回収率が低くなっている。

2. 調査結果のポイント

アンケート調査結果の概略を整理すると以下の通りである。

(1) 外部研修・活動の参加状況

- ・ 外部研修・活動の参加状況としては、外部研修を受講したことがある福祉用具専門相談員は5割弱であった。受講件数は平均0.83件であった。
- ・ 外部研修については、「訪問介護員養成研修2級課程」、「認知症サポーター養成講座」への参加が多い。
- ・ 活動については、「福祉用具メーカー等による商品説明会、展示会(HCR等)」への参加が多い。
- ・ 外部研修・活動に参加する上での課題は、「時間を確保しにくい」が7割弱であった。
- ・ 外部研修の受講に関する支援としては、約7～8割の事業所が「業務として扱う」、「費用を負担する」、「研修情報を紹介する」といった取り組みを行っている。

(2) 職場内研修の実施状況

- ・ 職場内研修の実施状況としては、「実施している」が9割強であった。
- ・ 職場内研修の頻度としては、「半年～1年間に1回程度」が2割強であった。
- ・ 職場内研修の内容としては、「福祉用具の操作方法」と「最新の商品知識」がそれぞれ7割弱であった。
- ・ 福祉用具専門相談員のスキルアップ支援としては、8割弱の事業所が、「メーカー等による商品説明の機会の提供」を実施している。

(3) 福祉用具専門相談員に必要な学習内容

- ・ 管理者の意向としては、福祉用具専門相談員にとって特に必要と思われる研修内容は「福祉用具の選定相談(アセスメント)技術」が4割程度であった。
- ・ 福祉用具専門相談員自身の意向としては、業務を行う上で必要な知識・技術のうち、「非常に重要」と感じているのは「福祉用具の操作方法」、「福祉用具の選定相談(アセスメント)技術」が6割程度であった。

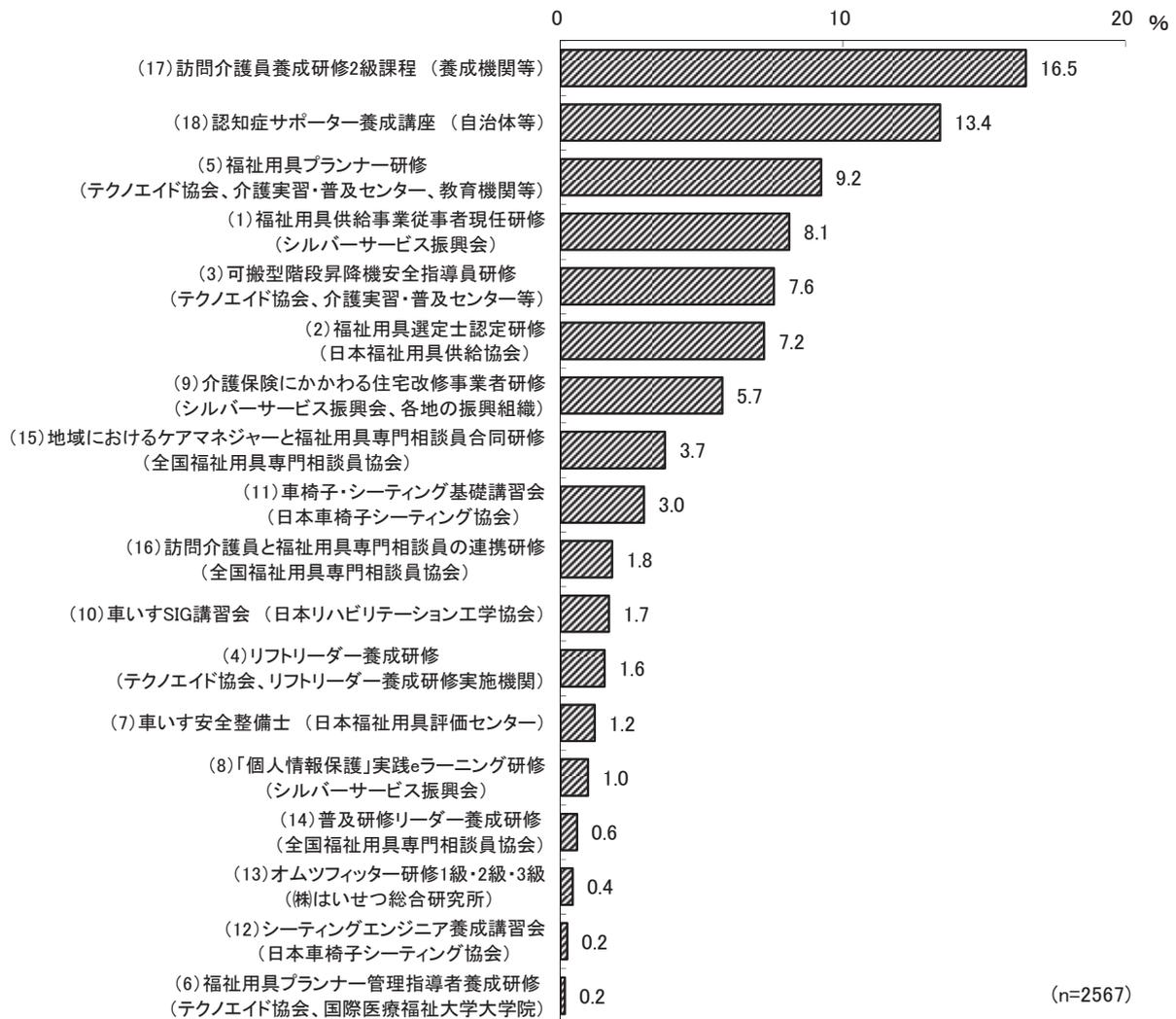
3. 調査結果の詳細

(1) 外部研修・活動の参加状況

①外部研修の受講状況

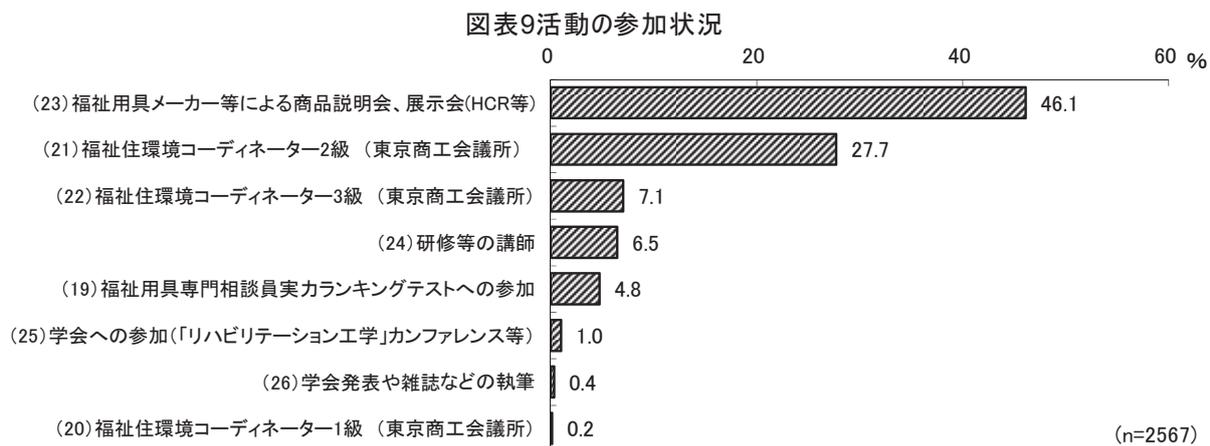
選択肢で示した 18 件の外部研修のうち、受講したことがある研修として多く挙げられた回答は、「訪問介護員養成研修 2 級課程」(16.5%)、「認知症サポーター養成講座」(13.4%)と
いったものだった。

図表8外部研修の受講状況



②活動の参加状況

選択肢で示した 8 件の活動のうち、参加したことがある活動として多く挙げられた回答は、「福祉用具メーカー等による商品説明会、展示会(HCR 等)」(46.1%)、「福祉住環境コーディネーター2 級」(27.7%)といったものだった。



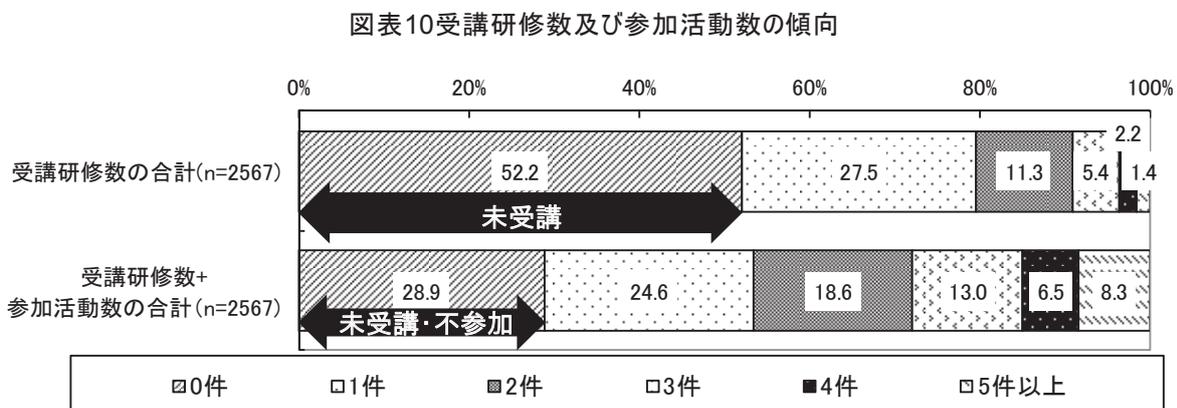
③受講研修数の傾向

a) 受講研修数の合計

18 件の外部研修のうち、福祉用具専門相談員が受講したことがある研修の合計は、「0 件」が 52.2%、「1 件」が 27.5%、「2 件」が 11.3%、「3 件」が 5.4%であった。平均受講件数は 0.83 件であった。

b) 受講研修数と参加活動数の合計

18 件の外部研修、及び 8 件の活動のうち、福祉用具専門相談員が参加したことがある研修・活動の合計は、「0 件」が 28.9%、「1 件」が 24.6%、「2 件」が 18.6%、「3 件」が 13.0%であった。平均参加件数は 1.79 件であった。



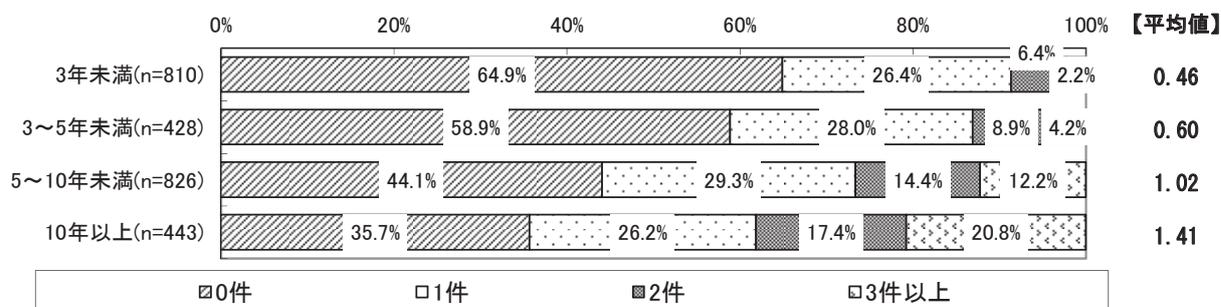
図表11研修・活動への参加状況 記述統計

	最小値	最大値	平均値	標準偏差
受講研修数の合計	0	9	0.83	1.156
受講研修数+参加活動数の合計	0	14	1.77	1.793

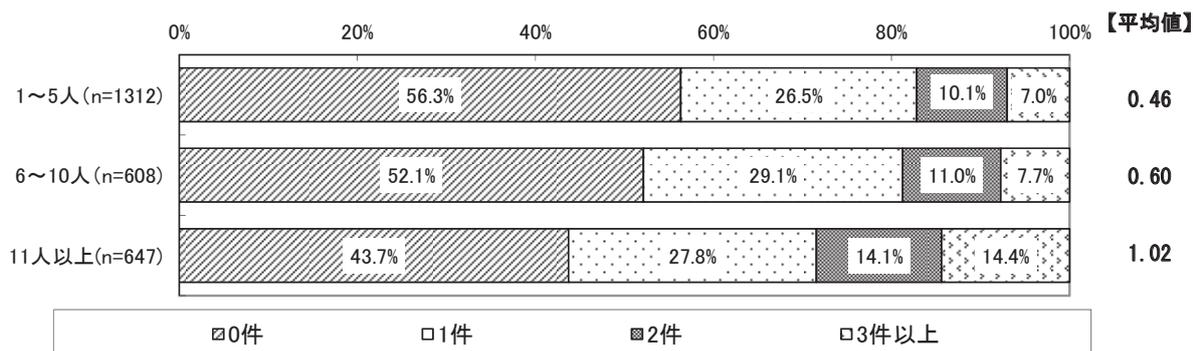
福祉用具専門相談員や事業所の属性別では、以下のような傾向が見られた。

- ・ 業務経験年数が長い相談員ほど受講研修数が多い。
- ・ 従業員数、法人内の事業所数が多い事業所の相談員ほど、受講研修数が多い。
- ・ 立地する市町村の人口規模が大きい事業所の相談員ほど、受講研修数が多い。
- ・ 本会会員や日本福祉用具供給協会の会員は、非会員に比べて受講研修数が多い。
- ・ 社内研修の実施頻度の高い事業所の相談員ほど、外部研修の受講数が多い。

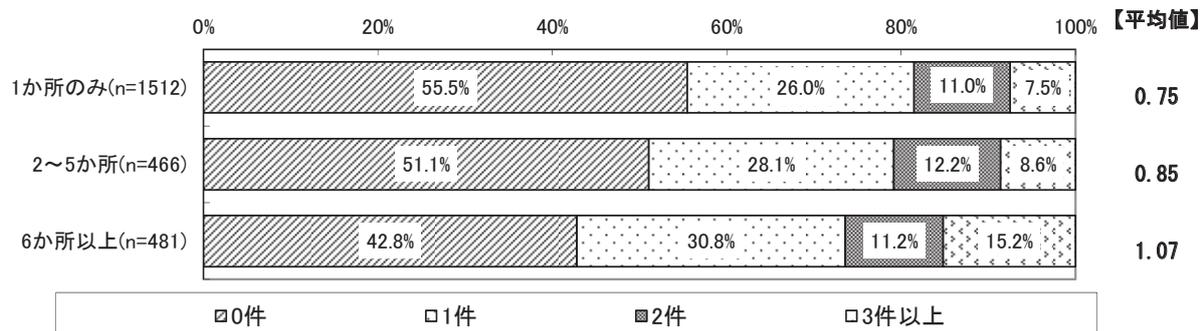
図表12業務経験年数別 受講研修数



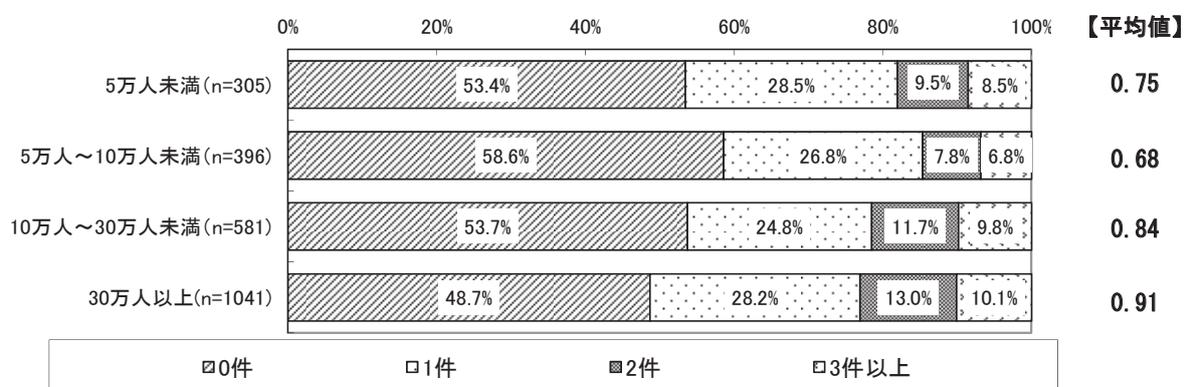
図表13事業所の従業員数別 受講研修数



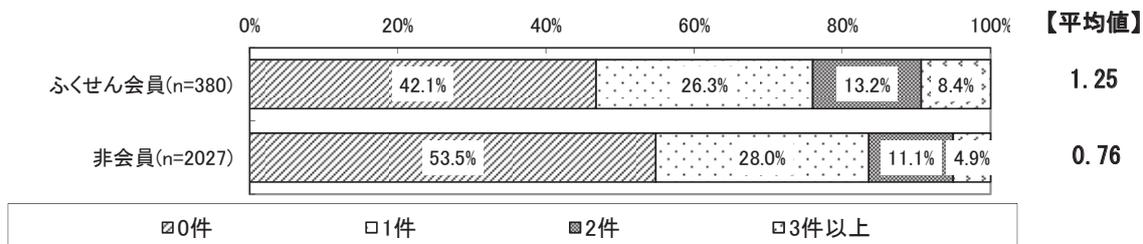
図表14法人内の福祉用具事業所数別 受講研修数



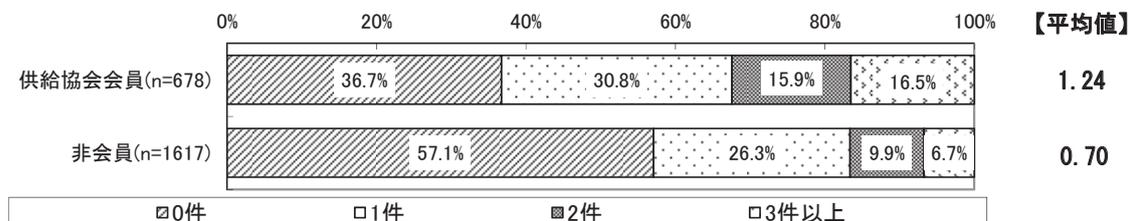
図表15立地する市町村の規模別 受講研修数



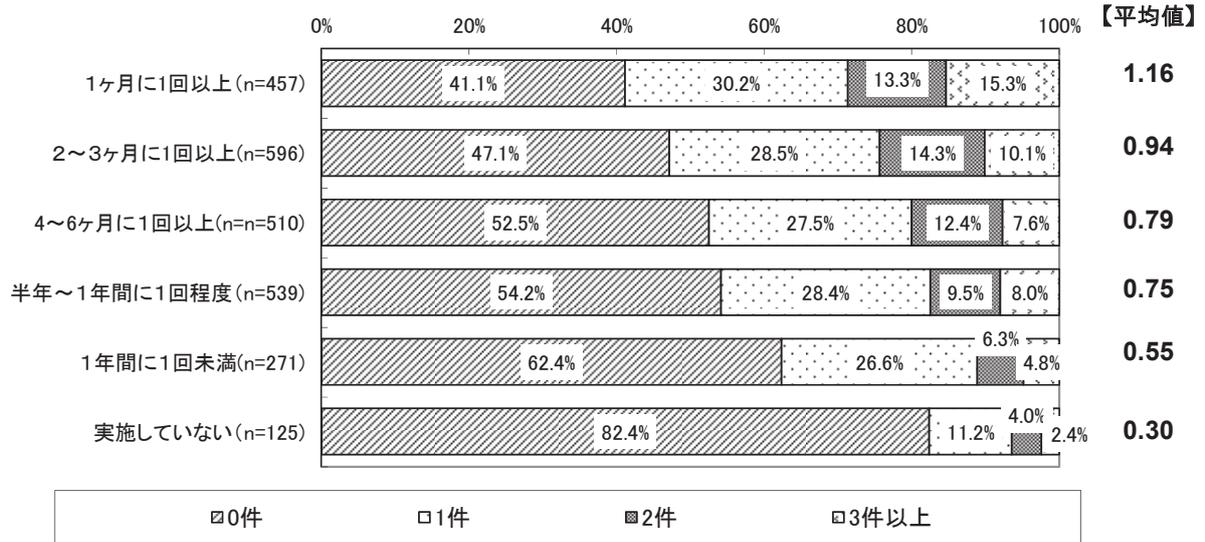
図表16ふくせん入会状況別 受講研修数



図表17日本福祉用具供給協会入会状況別 受講研修数



図表18 職場内研修の実施頻度別 受講研修数

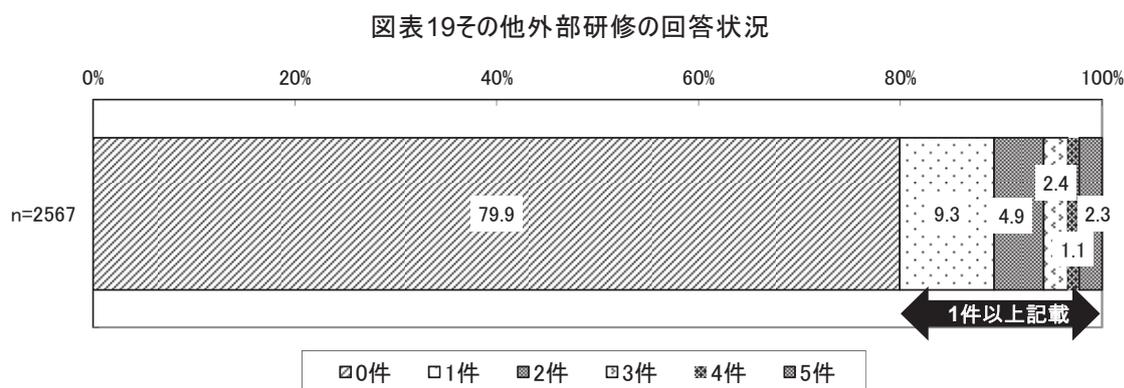


(2) その他外部研修について

① その他外部研修の回答状況

選択肢として示した 18 件以外の外部研修（以下、「その他外部研修」）について自由記述で回答してもらった結果、「0 件」が 79.9%、「1 件」が 9.3%、「2 件」が 4.9%、「3 件」が 2.4%、「4 件」が 1.1%、「5 件」が 2.3%であった。

2 割の福祉用具専門相談員が、選択肢以外の外部研修を受講したことがあると回答したことになる。回答に挙げられた外部研修の累計は 1,083 件であった。



② その他外部研修の特徴

a) 研修名

研修名に含まれるキーワードを見ると、サービス計画書に関するものが多かった。

図表20 その他外部研修の名称(回答数の上位 4 位)

研修名	回答数
福祉用具研修会	16
福祉用具サービス計画書作成講習	9
認知症ケア	5
福祉用具貸与事業者向け選定講習会	5
会員資質向上研修会	4
個別サービス計画に関する研修会	4
住宅改修	4
地域ケア会議	4
福祉用具・受託改修研修	4
福祉用具サービス計画書	4
福祉用具セミナー	4
福祉用具基礎研修	4

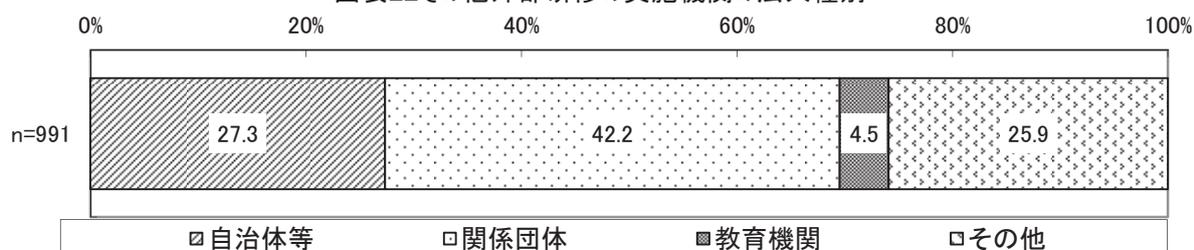
図表21その他外部研修の名称に含まれるキーワード

研修名に含まれるキーワード	件数(件)
サービス計画書	118
介護サービス	98
認知症	76
住宅改修	64
介護保険	44

b) 実施機関

実施機関の法人種別は、「自治体等」が 27.3%、「関係団体」が 42.2%、「教育機関」が 4.5%であった。具体的な実施機関名としては、メーカー、レンタル卸、行政関連団体が多く挙げられた。

図表22その他外部研修の実施機関の法人種別

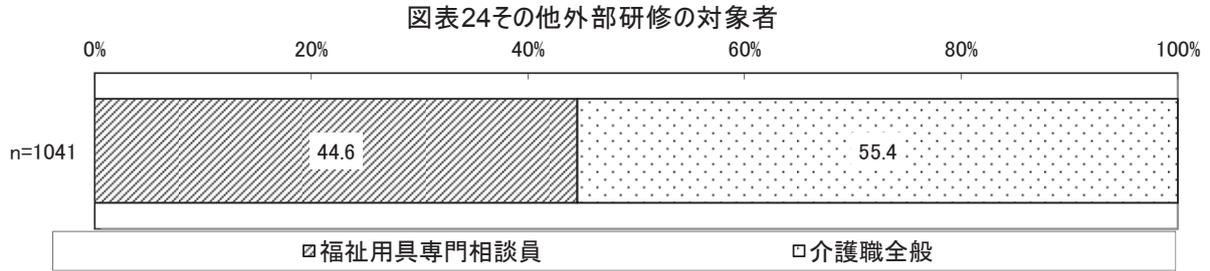


図表23その他外部研修の実施機関名

実施機関名	回答数
パラマウントベッド(株)	35
日本福祉用具供給協会	32
(株)ウェルファン	23
地域包括支援センター	17
ファイン財団((財)大阪府地域福祉推進財団)	16
社会福祉協議会	13
パラマウントケアサービス(株)	12
福祉サービス協会	10
(株)タイカ	8
(株)ニチイケアネット	8
プライムケア東海(株)	8

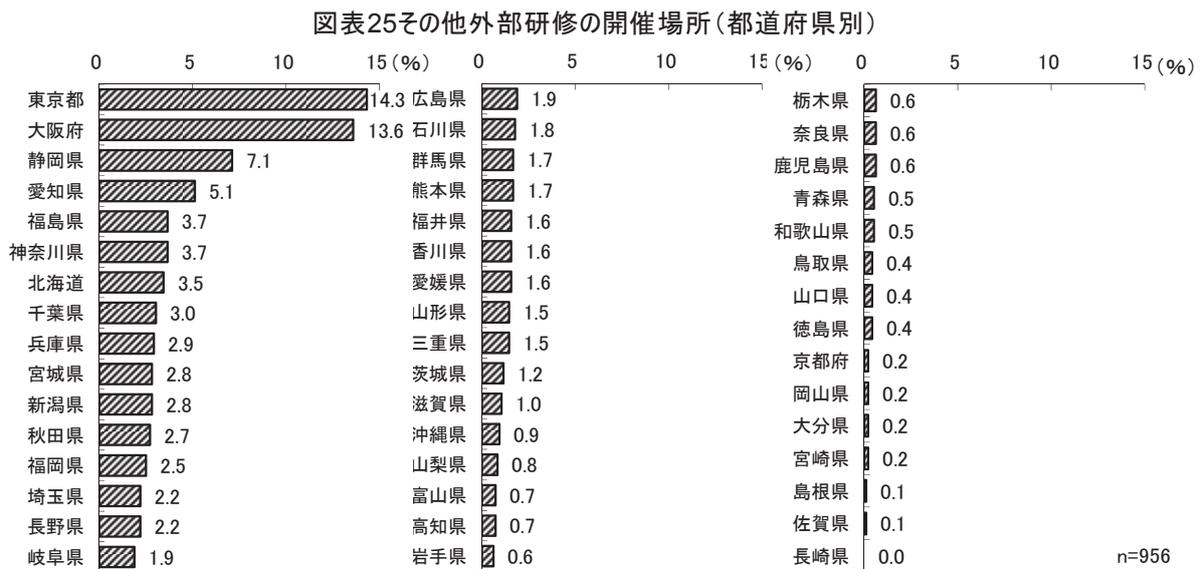
c) 対象者

対象者は、「福祉用具専門相談員」が 44.6%、「介護職全般」が 55.4%であった。



d) 開催場所(都道府県別)

開催場所を都道府県別に見ると、東京都(14.3%)、大阪府(13.6%)、静岡県(7.1%)、愛知県(5.1%)等であった。

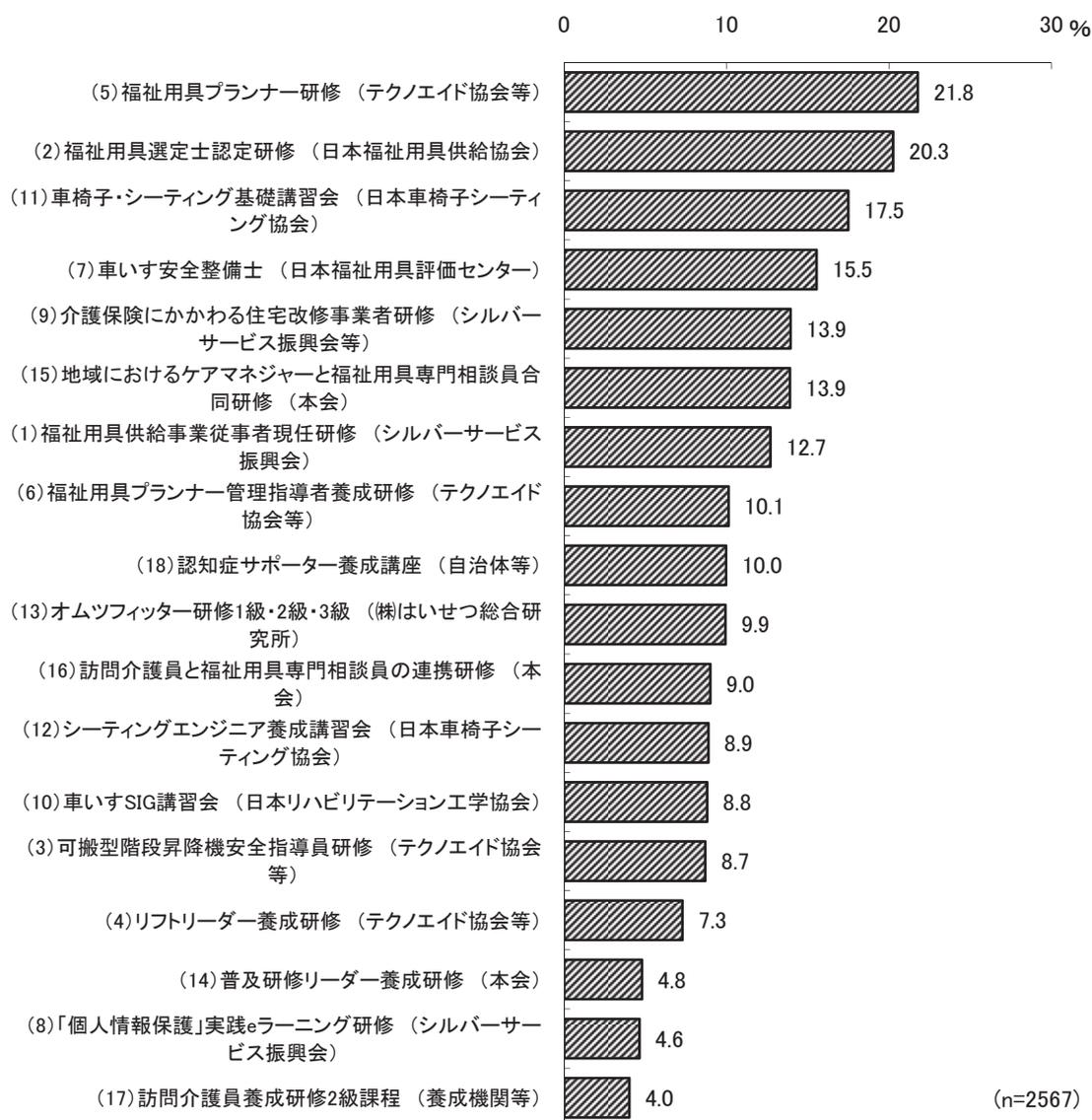


(3) 今後参加したい外部研修・活動

① 今後受講したい外部研修

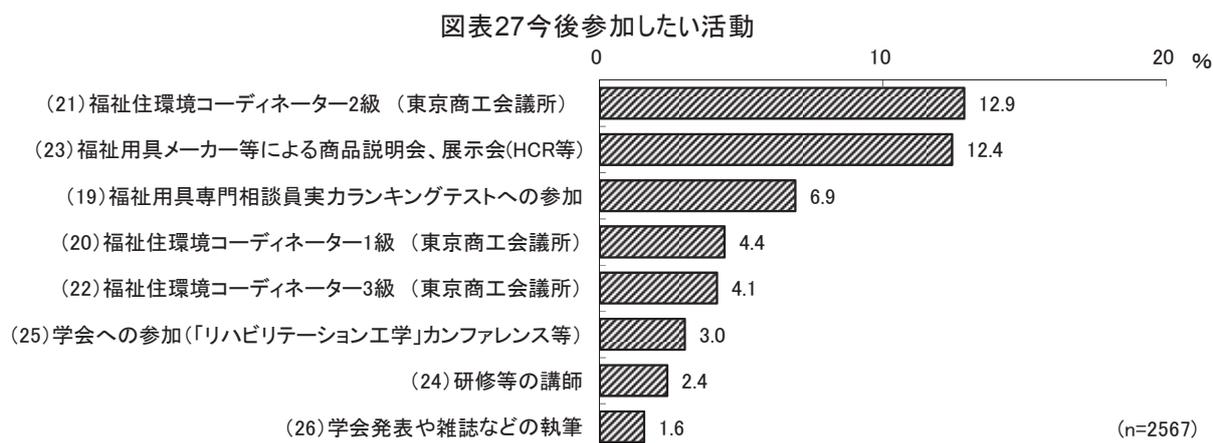
今後受講したい外部研修として多く挙げられたのは、「福祉用具プランナー研修」(21.8%)、「福祉用具選定士認定研修」(20.3%)、「車椅子・シーティング基礎講習会」(17.5%)、「車いす安全整備士」(15.5%)といったものだった。

図表26 今後受講したい外部研修



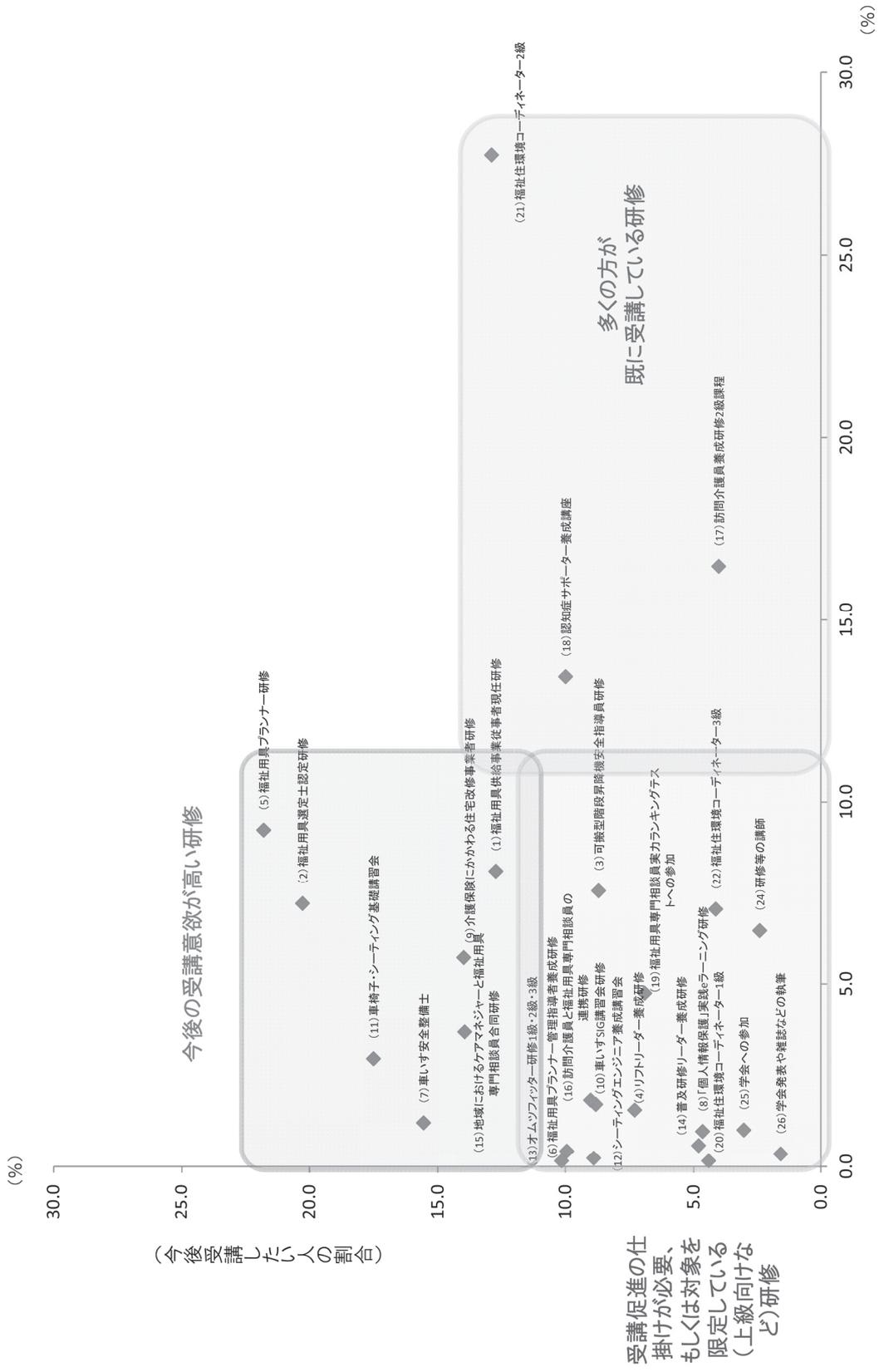
②今後参加したい活動

今後参加したい活動として、多く挙げられたのは、「福祉住環境コーディネーター2級」(12.9%)、「福祉用具メーカー等による商品説明会、展示会(HCR)等」(12.4%)といったものだった。



③外部研修の受講状況と受講意向の関係

図表28外部研修の受講状況と受講意向の関係



※「商品説明会、展示会への参加」は除外。

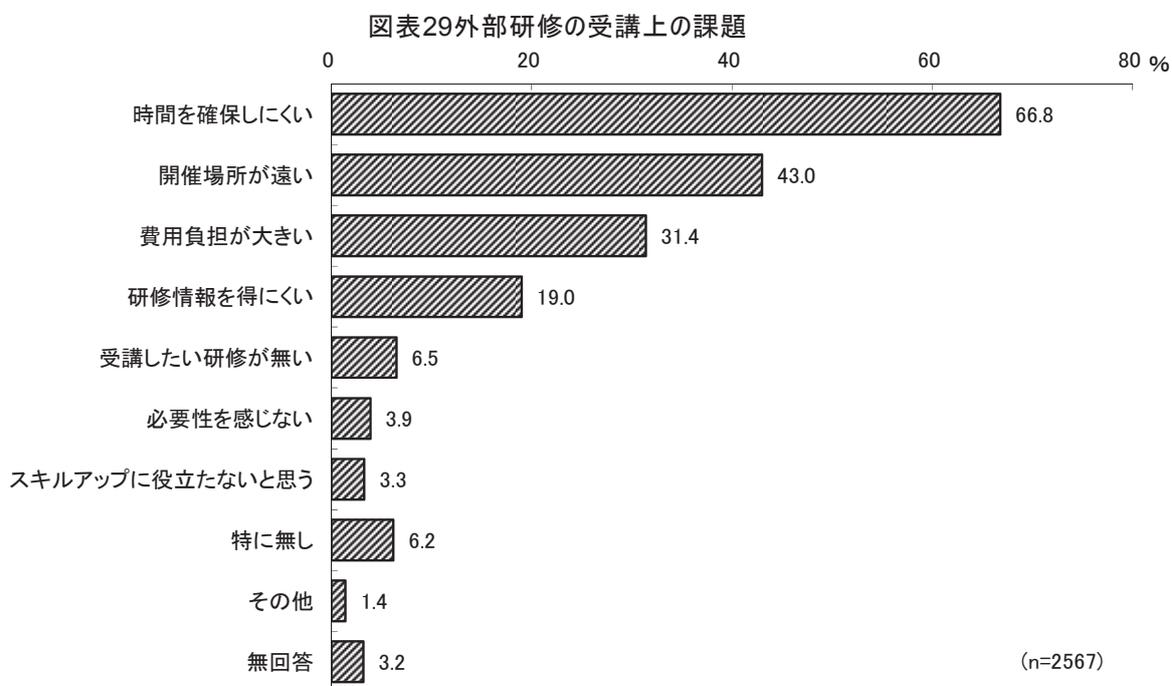
(4) 外部研修の受講に対する事業所の支援

①受講上の課題と事業所による支援の現状

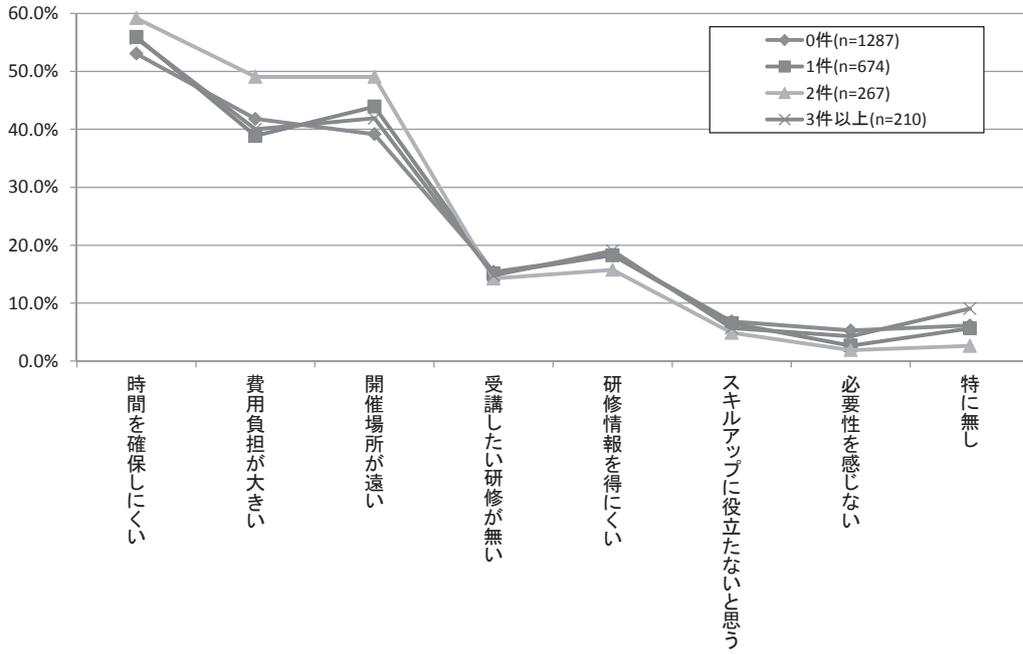
外部研修を受講する上での課題として多く挙げられた回答は、「時間を確保しにくい」(66.8%)、「開催場所が遠い」(43.0%)、「費用負担が大きい」(31.4%)、「研修情報を得にくい」(19.0%)といったものだった。

事業所等の属性別では、以下の傾向が見られた。

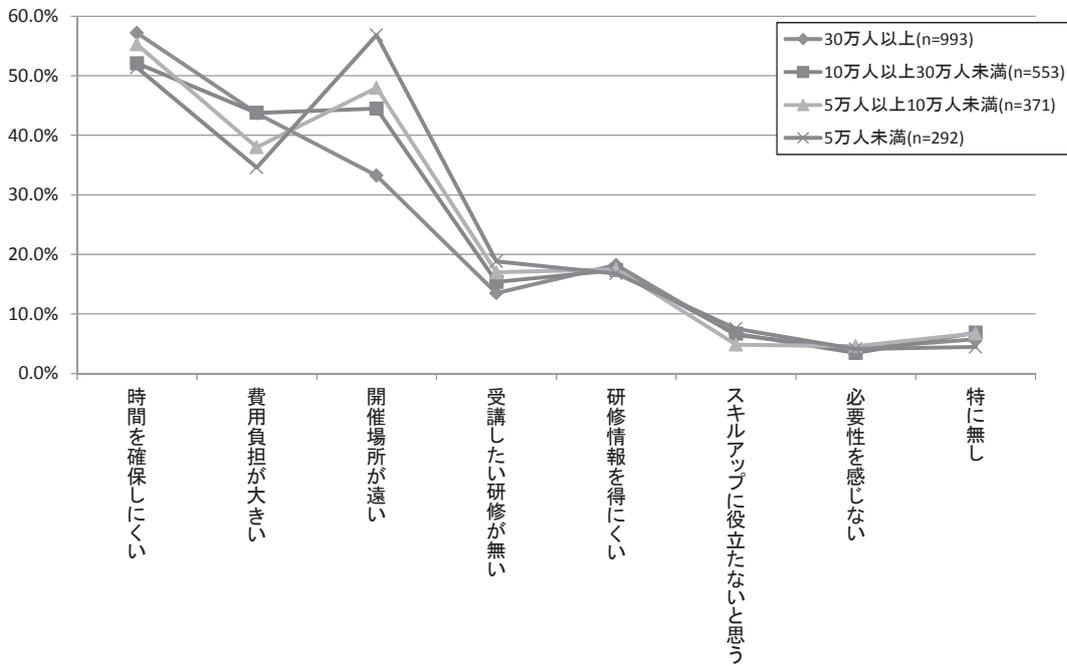
- ・ 小規模事業所では、「開催時間を確保しにくい」、「情報を得にくい」という回答が多かった。
- ・ 立地する市町村の規模が小さい事業所ほど、「開催場所が遠い」という回答が多かった。



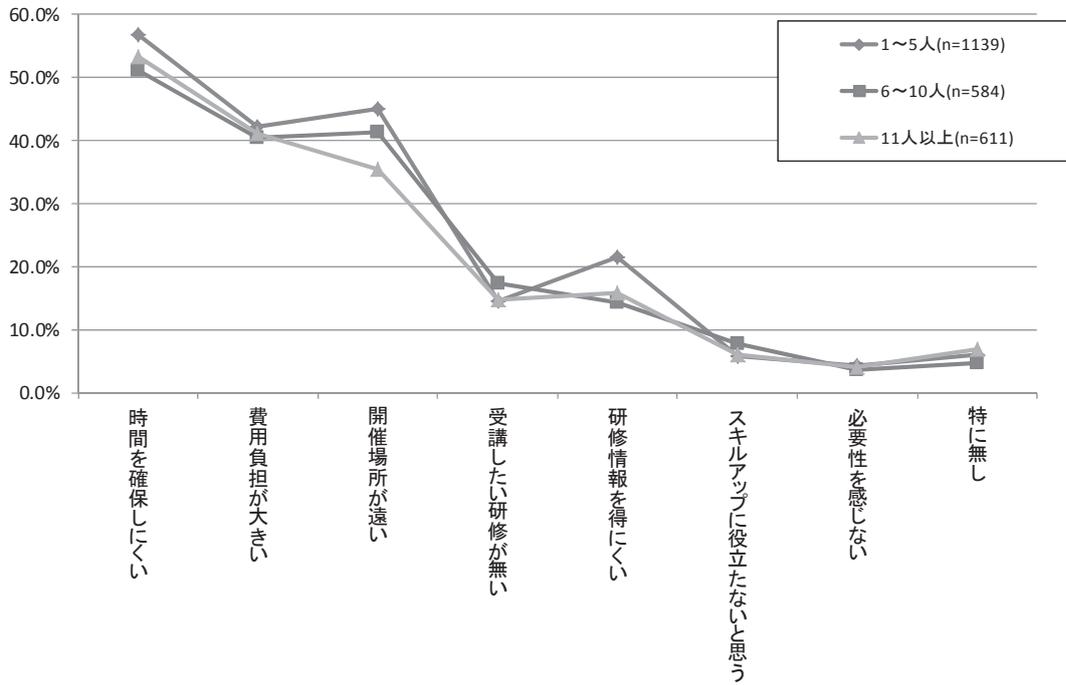
図表30外部研修の受講件数別 受講上の課題



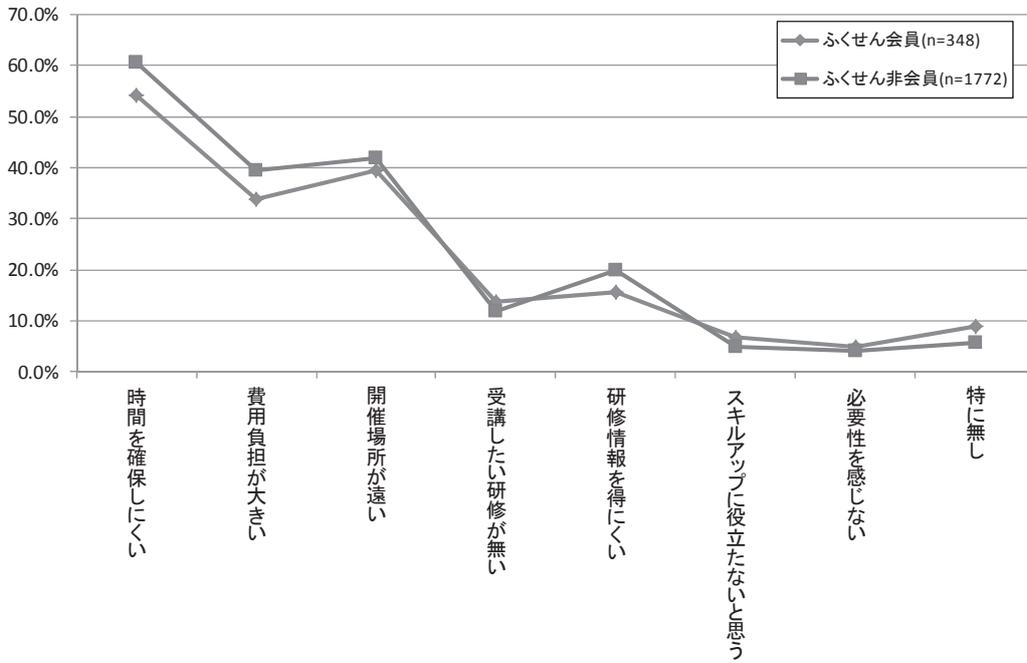
図表31立地する市町村の規模別 受講上の課題



図表32事業所規模別 受講上の課題



図表33ふくせん入会状況別 受講上の課題

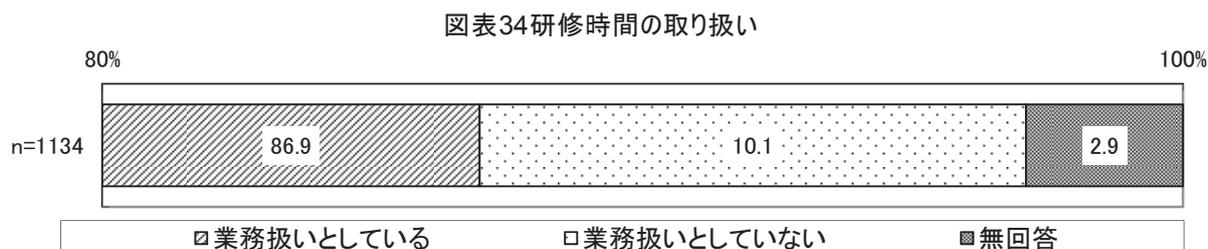


②事業所による支援

a) 支援の実施状況

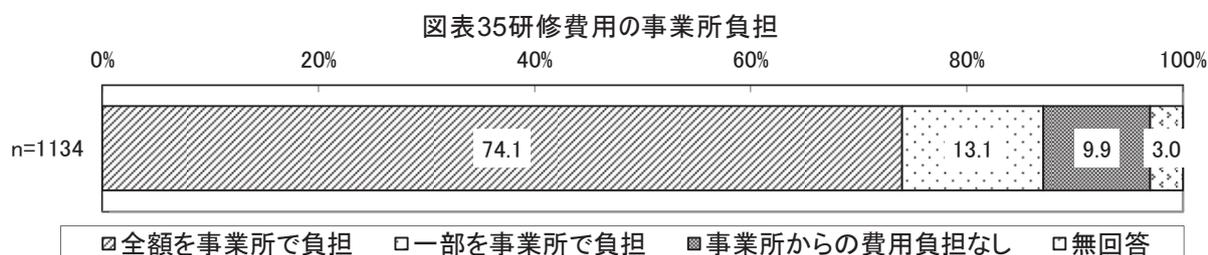
【研修時間の取り扱い】

福祉用具専門相談員が外部研修を受講する時間を「業務扱いとしている」が 86.9%、「業務扱いとしていない」が 10.1%であった。



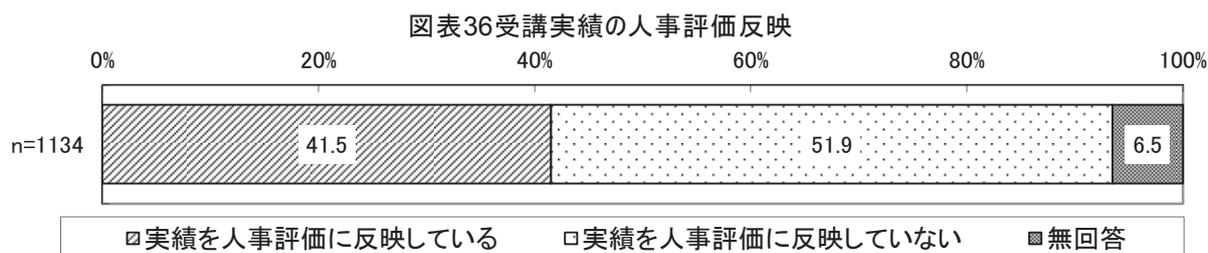
【研修費用の事業所負担】

福祉用具専門相談員が外部研修を受講する費用を「全額を事業所で負担」が 74.1%、「一部を事業所で負担」が 13.1%、「事業所からの費用負担なし」が 9.9%であった。



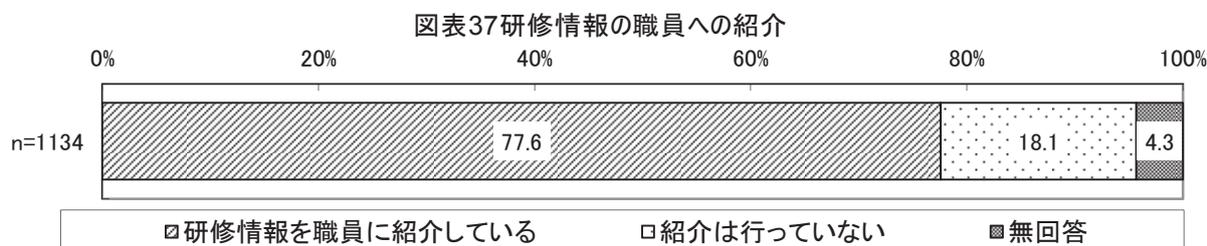
【受講実績の人事評価反映】

福祉用具専門相談員が外部研修を受講した際、「実績を人事評価に反映している」が 41.5%、「実績を人事評価に反映していない」が 51.9%であった。



【研修情報の職員への紹介】

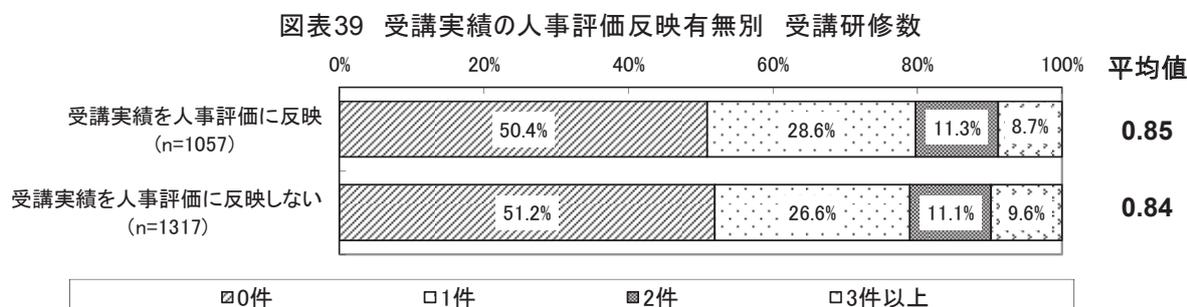
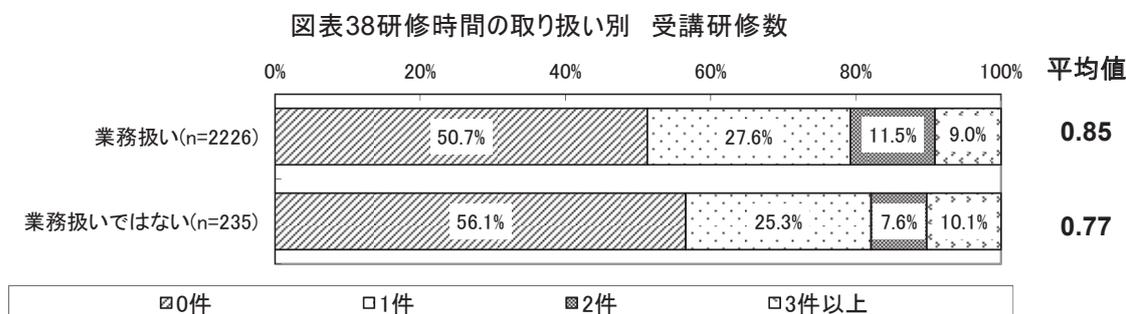
福祉用具専門相談員が外部研修を受講するために「研修情報を職員に紹介している」が77.6%、「紹介は行っていない」が18.1%であった。



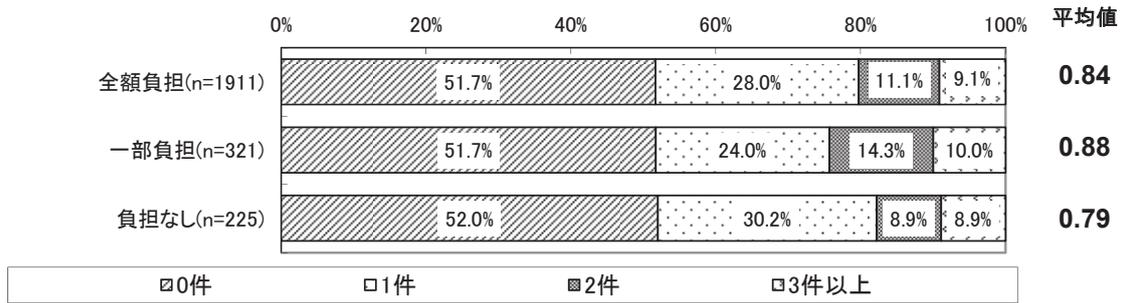
b) 受講研修数との関係

外部研修の受講に対する事業所の支援と受講研修数との関係としては、以下のような傾向が見られた。

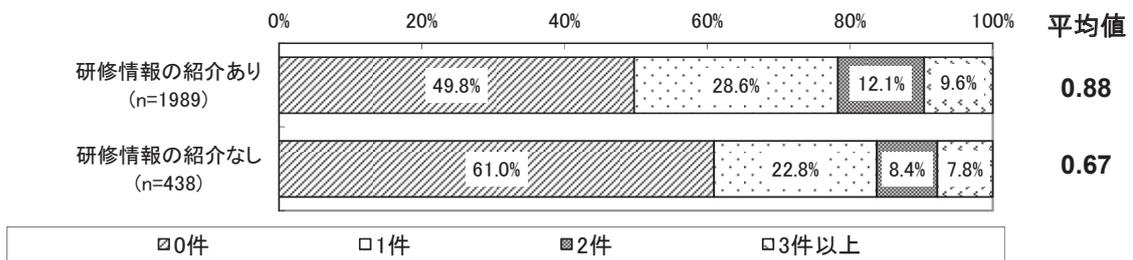
- ・「研修時間を業務扱いしている」、「研修情報を職員に紹介している」事業所の相談員ほど、受講研修数が多い。
- ・「人事評価への反映」や「費用負担」については、受講研修数との相関はみられない。



図表40 研修費用の事業所負担状況別 受講研修数



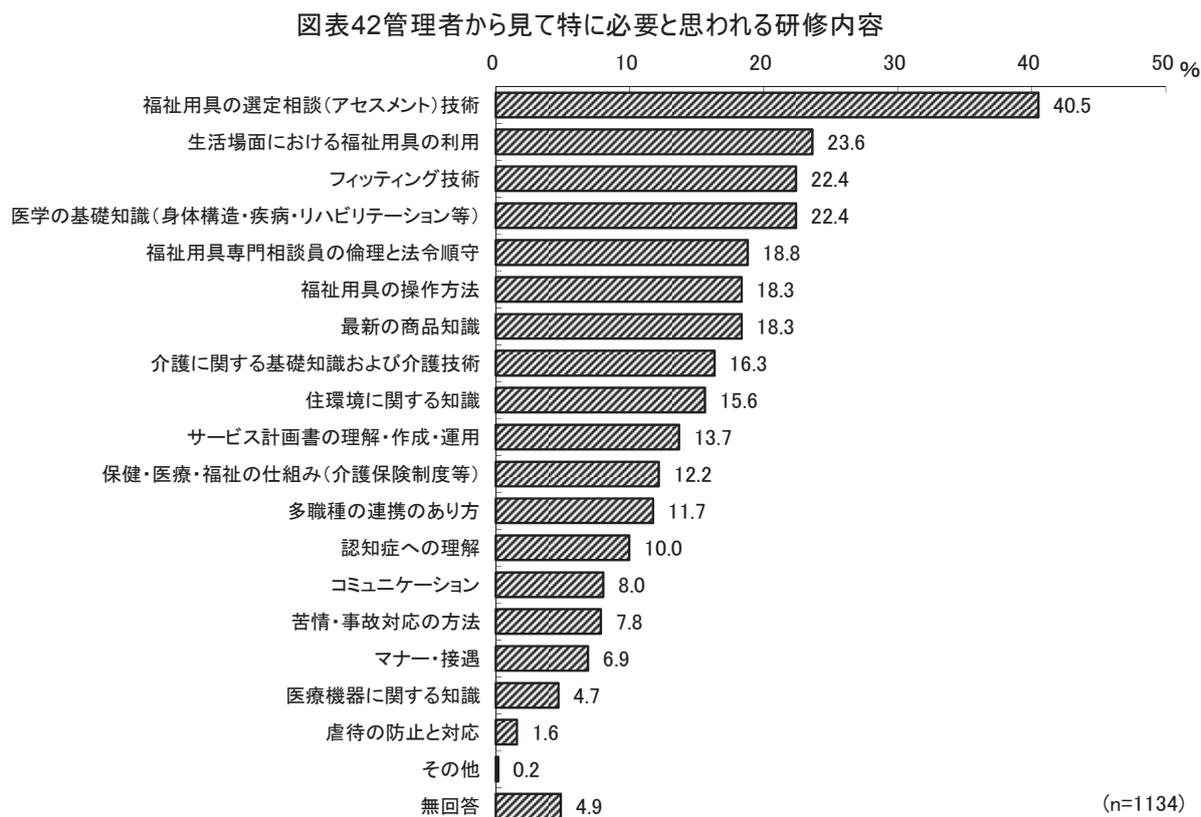
図表41 研修情報の職員への紹介状況別 受講研修数



(5) 福祉用具専門相談員に必要な学習内容

①管理者から見て特に必要と思われる研修内容

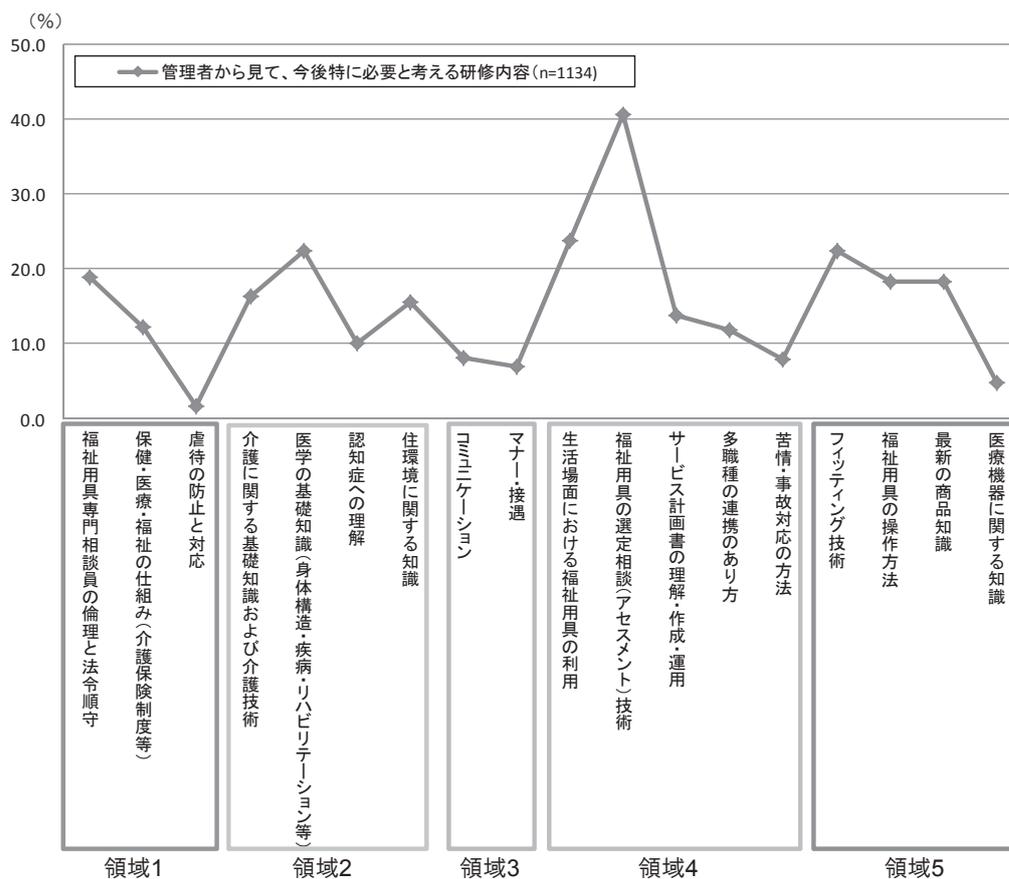
管理者から見て、福祉用具専門相談員にとって今後特に必要と思われる研修内容として多く挙げられたのは、「福祉用具の選定相談(アセスメント)技術」(40.5%)、「生活場面における福祉用具の利用」(23.6%)、「フィッティング技術」(22.4%)、「医学の基礎知識(身体構造・疾病・リハビリテーション等)」(22.4%)といったものだった。



②「研修ポイント制度カリキュラム」における領域別 必要と考える研修内容

第3章で示す「研修ポイント制度カリキュラム」における領域4(福祉用具の選定と利用支援に関する領域)や領域2(利用者の生活・介護・医療に関する領域)に該当する内容に関して、今後特に必要と考える割合が大きい。

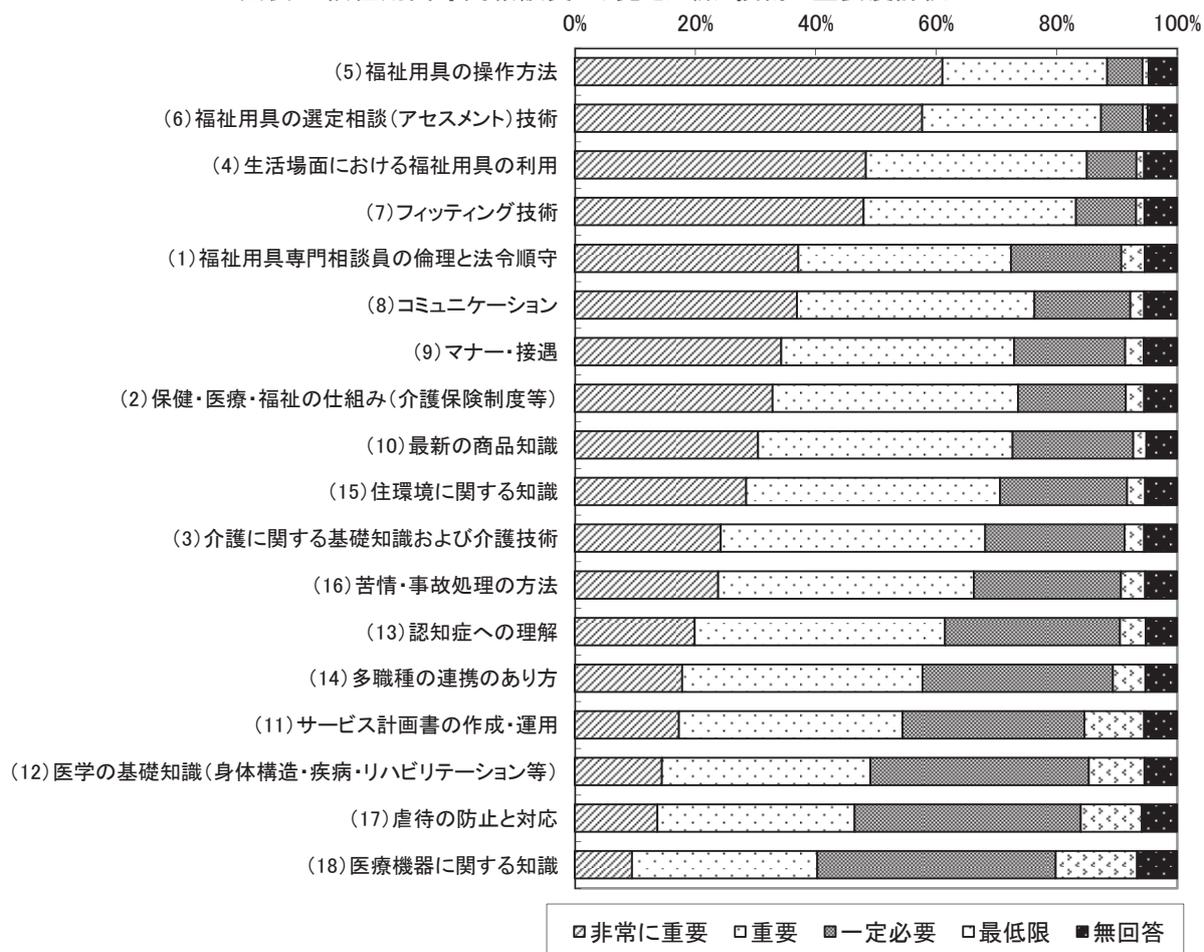
図表43「研修ポイント制度カリキュラム」における領域別 必要と考える研修内容



③福祉用具専門相談員から見た知識・技術の重要度評価

福祉用具専門相談員が業務を行う上で必要な知識・技術のうち、相談員自身が「非常に重要」と感じている割合が大きかった回答は、「福祉用具の操作方法」(61.0%)、「福祉用具の選定相談(アセスメント)技術」(57.7%)、「生活場面における福祉用具の利用」(48.3%)、「フィッティング技術」(48.0%)といったものだった。

図表44福祉用具専門相談員から見た知識・技術の重要度評価

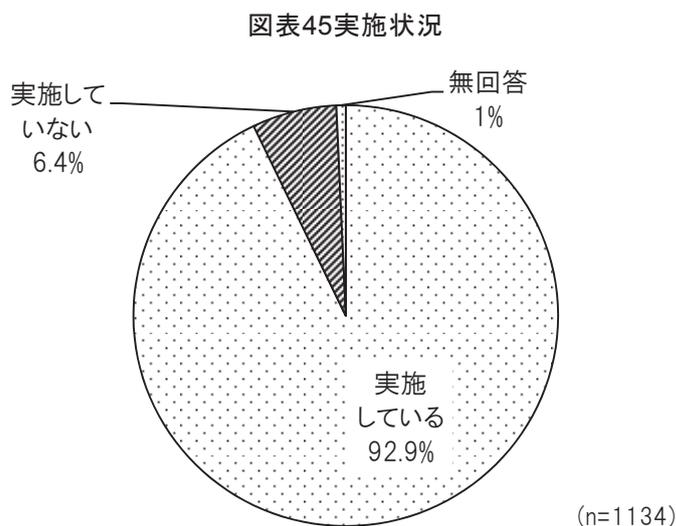


(6) 職場内研修・スキルアップの取り組みの状況

① 職場内研修の実施状況

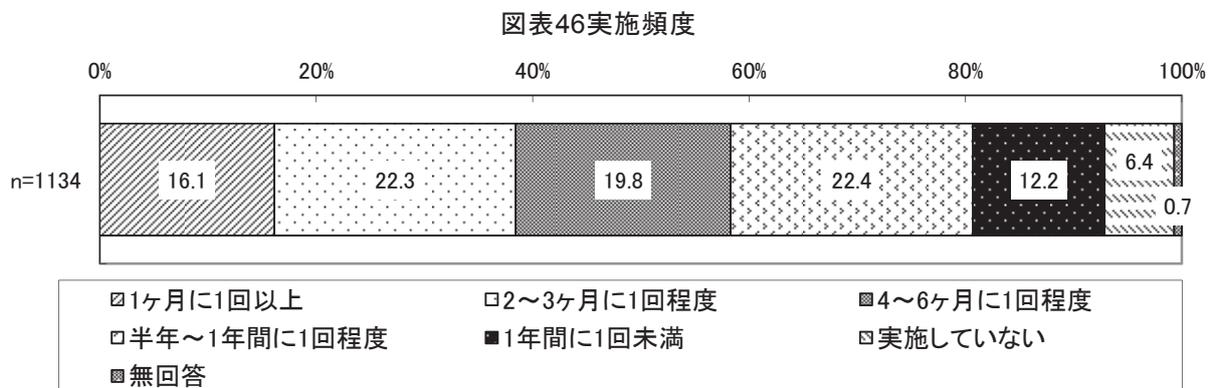
a) 実施状況

実施状況としては、「実施している」が92.9%、「実施していない」が6.4%であった。



b) 実施頻度

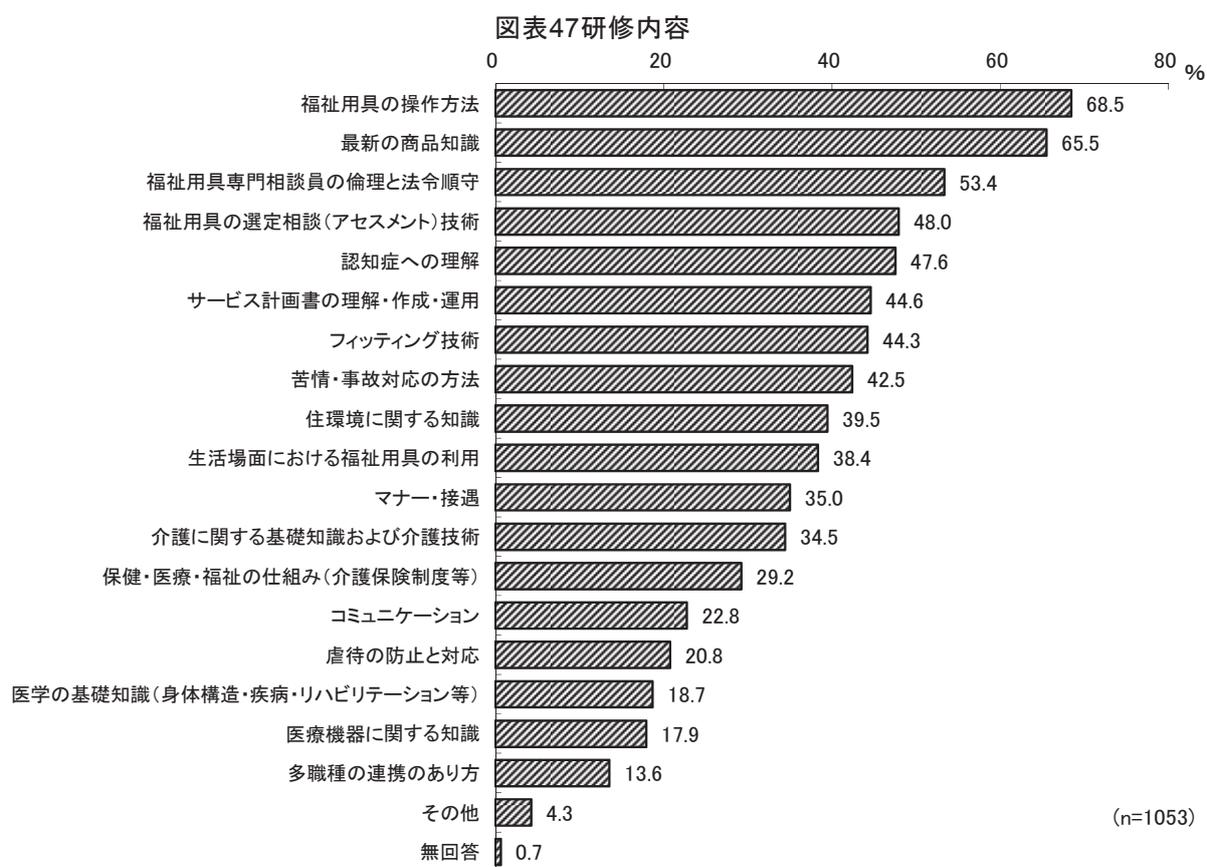
実施頻度としては、「半年～1年間に1回程度」という回答が最も多く、22.4%であった。他には、「1ヶ月に1回以上」が16.1%、「2～3ヶ月に1回程度」が22.3%、「4～6ヶ月に1回程度」が19.8%、「1年間に1回未満」が12.2%、「実施していない」が6.4%であった。



②研修内容

研修内容として多く挙げられた回答は、「福祉用具の操作方法」(68.5%)、「最新の商品知識」(65.5%)、「福祉用具専門相談員の倫理と法令順守」(53.4%)、「福祉用具の選定相談(アセスメント)技術」(48.0%)といったものだった。

「その他」としては、「リスクマネジメント」(4件)、「事故防止」(4件)、「事例検討」(3件)、「プライバシー保護」(3件)、「感染症に関する知識」(3件)、「ターミナルケア」(3件)といった回答が挙げられた。

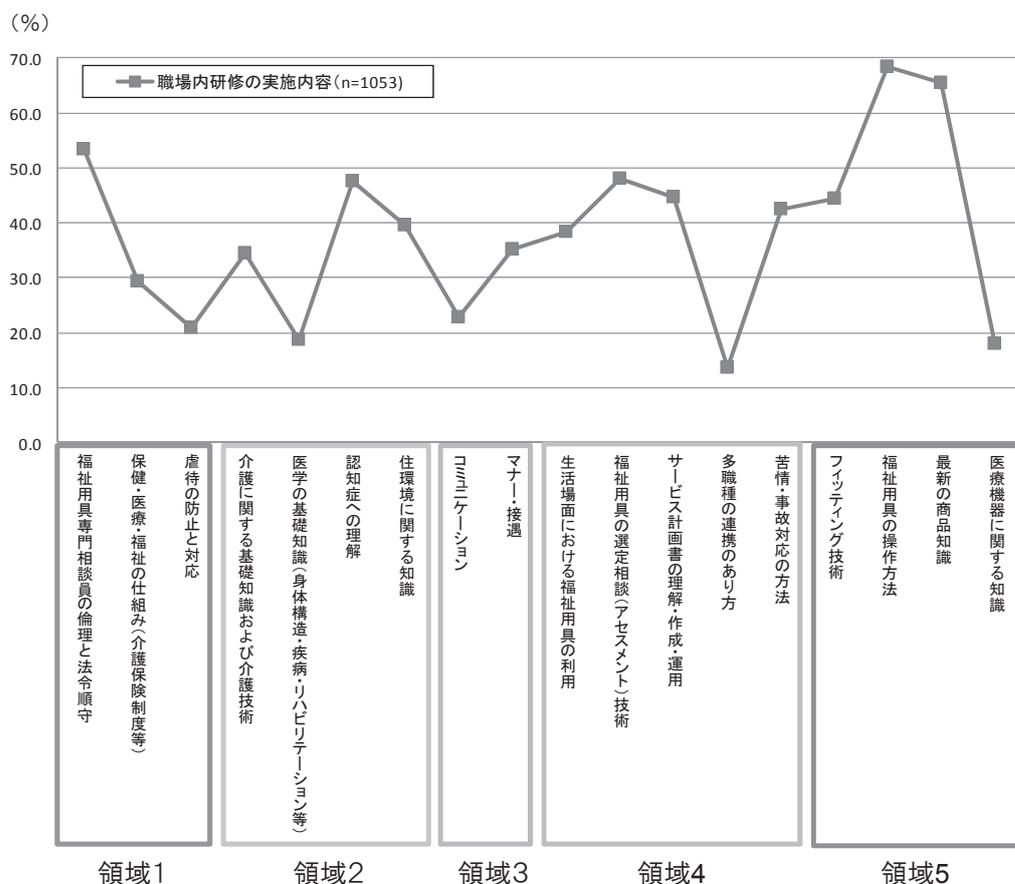


③「研修ポイント制度カリキュラム」における領域別 職場内研修の実施状況

領域 5(個別福祉用具の知識・技術に関する領域)に該当する研修は、職場内研修の実施率が高い。

一方、領域 3(コミュニケーションに関する領域)に該当する研修は、他の領域に比べて職場内研修の実施率が低い。

図表48「研修ポイント制度カリキュラム」における領域別 職場内研修の実施状況



④スキルアップ支援のための取り組み

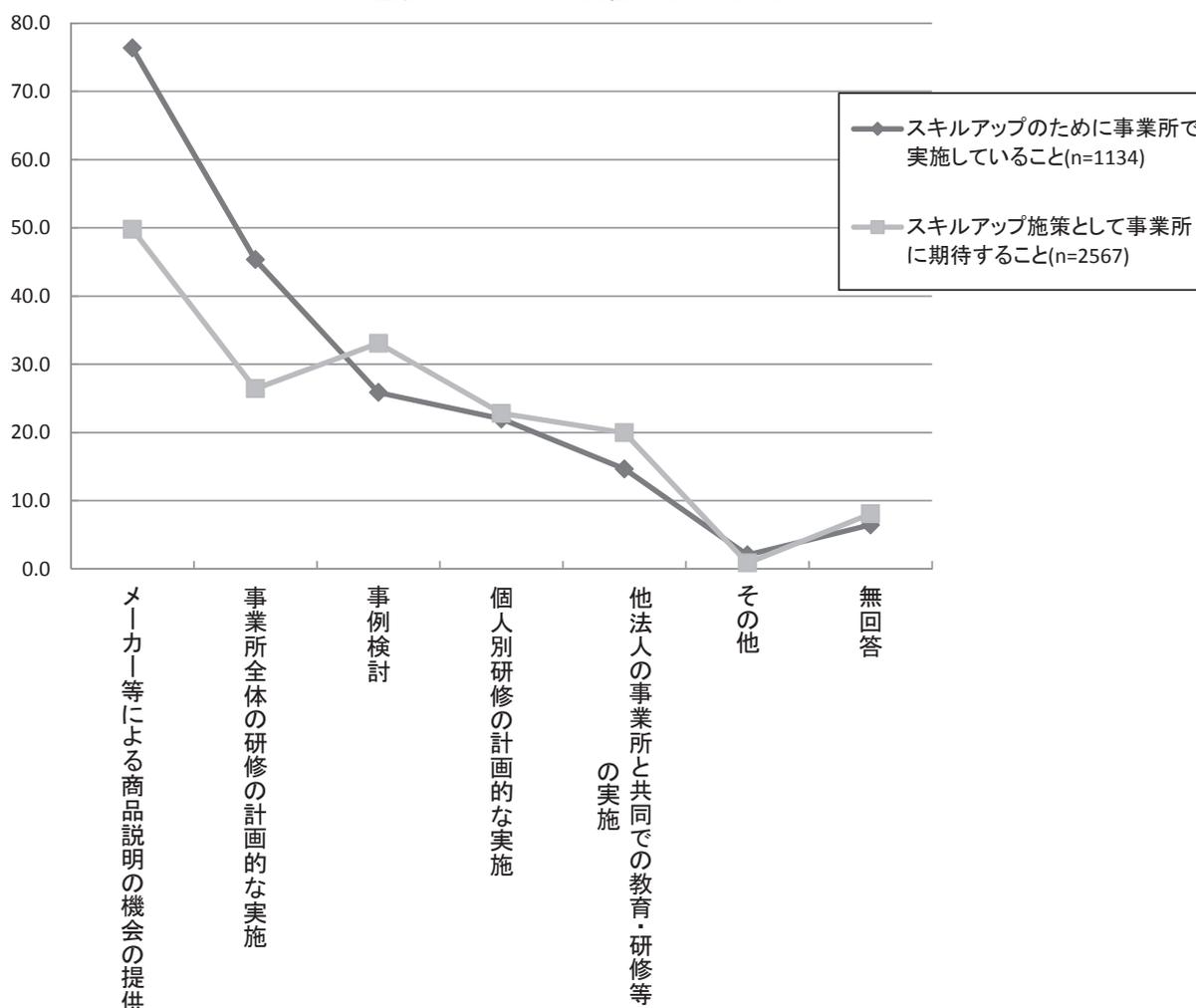
事業所が福祉用具専門相談員のスキルアップを支援するために行っている取り組みとして多く挙げられた回答は、「メーカー等による商品説明の機会の提供」(76.4%)、「事業所全体の研修の計画的な実施」(45.3%)といったものだった。

福祉用具専門相談員が今後実施してほしい、もしくは強化してほしいスキルアップに対する事業所の支援として多く挙げられた回答は、「メーカー等による商品説明の機会の提供」(49.8%)、「事例検討」(33.1%)といったものだった。

「メーカー等による商品説明の機会の提供」は、76.4%の事業所が実施しており、かつ福祉用具専門相談員の50.0%が実施を期待している。

商品説明に次いで、福祉用具専門相談員が期待する施策は「事例検討」だが、実施状況を見ると33.1%に留まった。

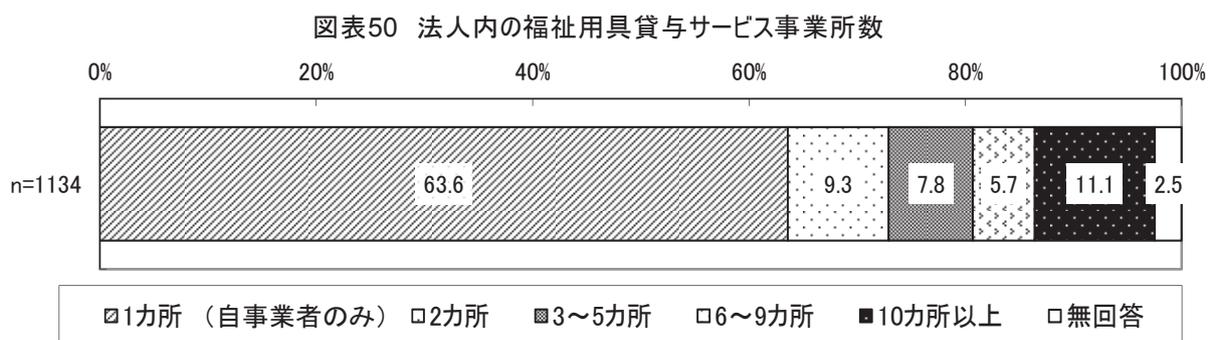
図表49スキルアップ支援のための取り組み



(7) 回答者属性

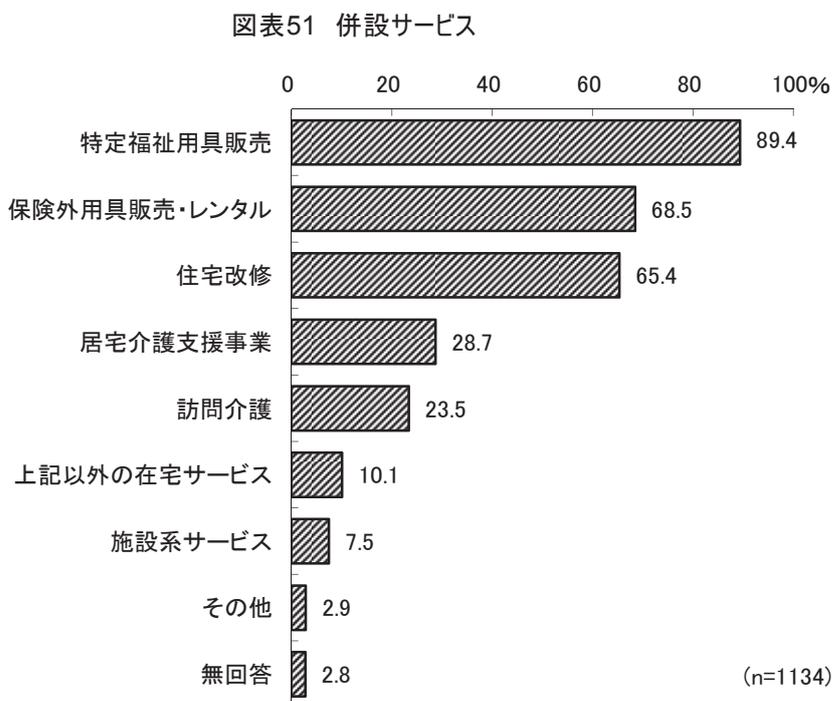
①福祉用具貸与サービス事業所数

法人内の福祉用具貸与サービス事業所数としては、「1カ所」が最も多く、63.6%、「2カ所」が9.3%、「3～5カ所」が7.8%、「6～9カ所」が5.7%、「10カ所以上」が11.1%であった。



②併設サービス

事業所の併設サービスとしては、「特定福祉用具販売」が最も多く、89.4%、「保険外用具販売・レンタル」が68.5%、「住宅改修」が65.4%、「居宅介護支援事業」が28.7%、「訪問介護」が23.5%、「上記以外の在宅サービス」が10.1%、「施設系サービス」が7.5%、「その他」が2.9%であった。



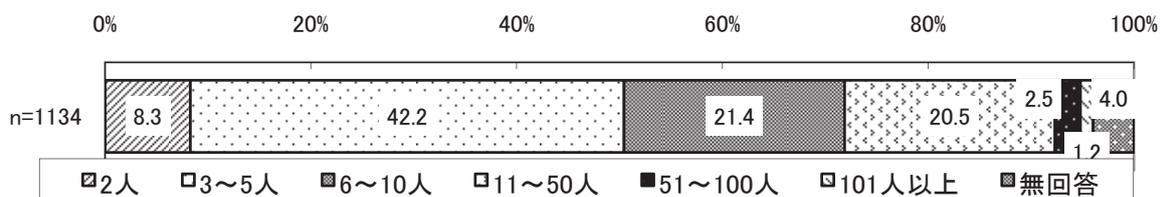
③事業所の従業員数・福祉用具専門相談員数(管理者)

事業所の従業員数は、「2人」が8.3%、「3～5人」が42.2%、「6～10人」が21.4%、「11～50人」が20.5%、「51～100人」が2.5%、「101人以上」が1.2%であった。

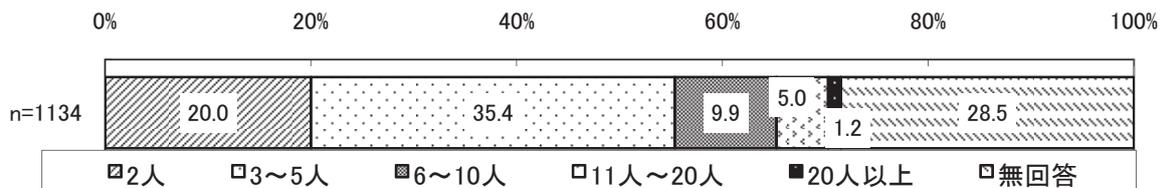
福祉用具専門相談員数は、「2人」が20.0%、「3～5人」が35.4%、「6～10人」が9.9%、「11人～20人」が5.0%、「20人以上」が1.2%であった。

事業所1カ所当たりの平均従業員数は14.4人、福祉用具専門相談員は5.1人であった。

図表52 事業所の従業員数



図表53 福祉用具専門相談員数

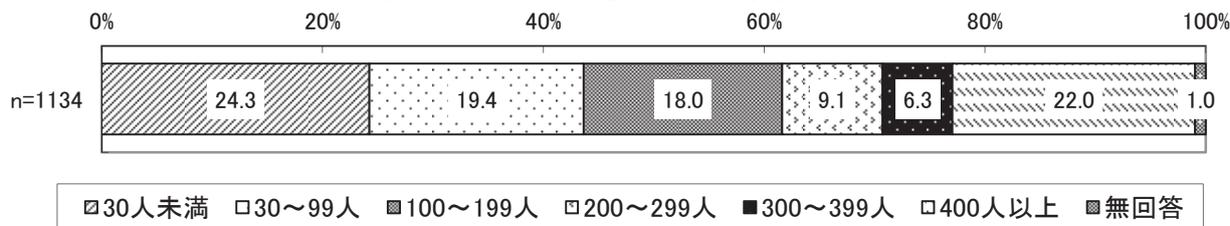


④福祉用具貸与サービスの利用者数

2012年10月1日時点の福祉用具貸与サービスの利用者数は、「30人未満」が最も多く、24.3%、「30～99人」が19.4%、「100～199人」が18.0%、「200～299人」が9.1%、「300～399人」が6.3%、「400人以上」が22.0%であった。

福祉用具貸与サービスの利用者数として、「30人未満」という回答が24.3%と最も多く、次いで「400人以上」が22.0%だった。

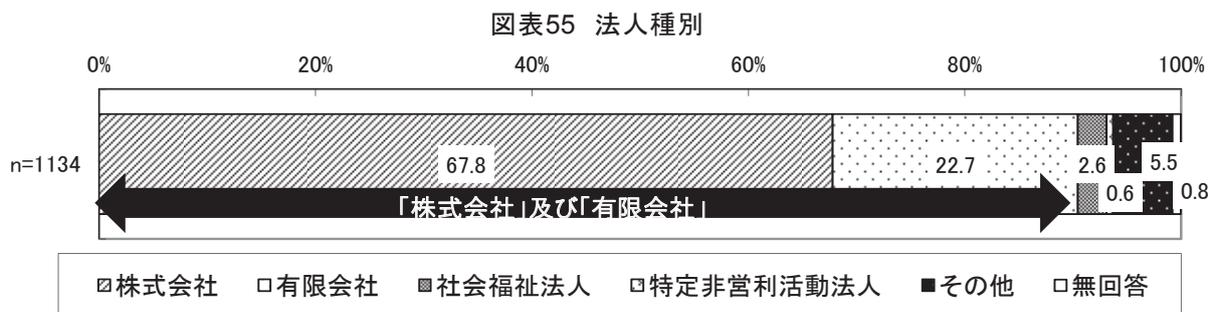
図表54 福祉用具貸与サービスの利用者数



⑤法人種別

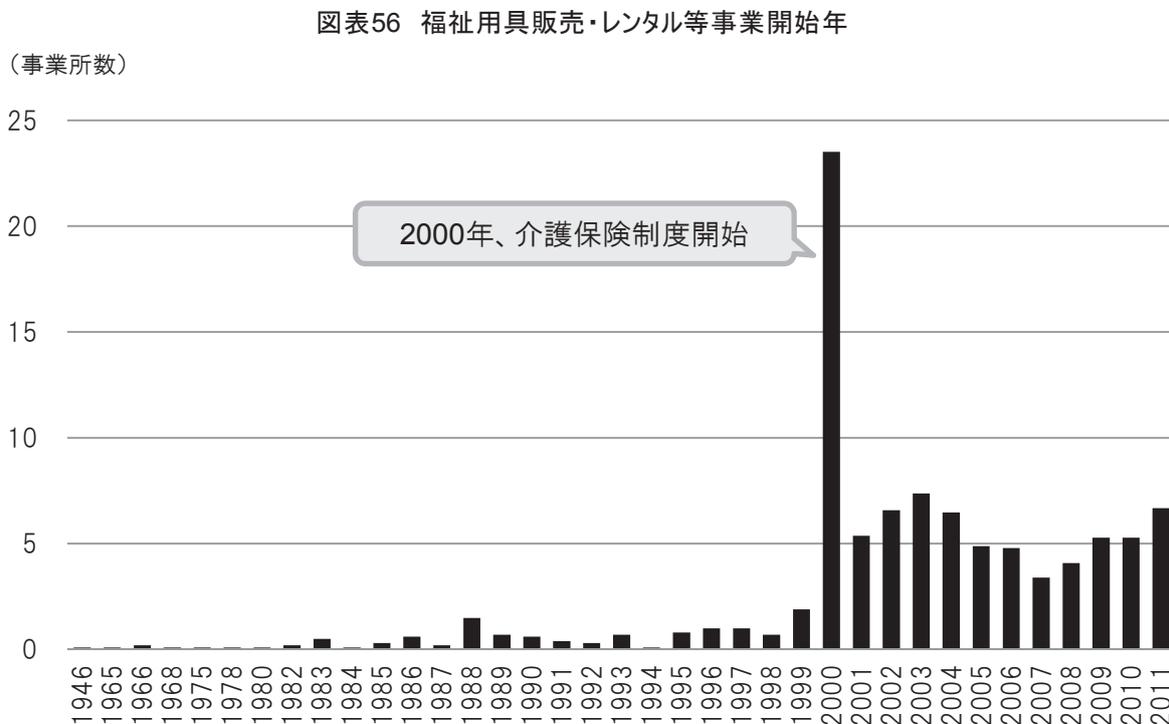
事業所の法人種別は、「株式会社」が 67.8%、「有限会社」が 22.7%、「社会福祉法人」が 2.6%、「特定非営利活動法人」が 0.6%、「その他」が 5.5%であった。

「株式会社」または「有限会社」である事業所は 9 割を超えた。



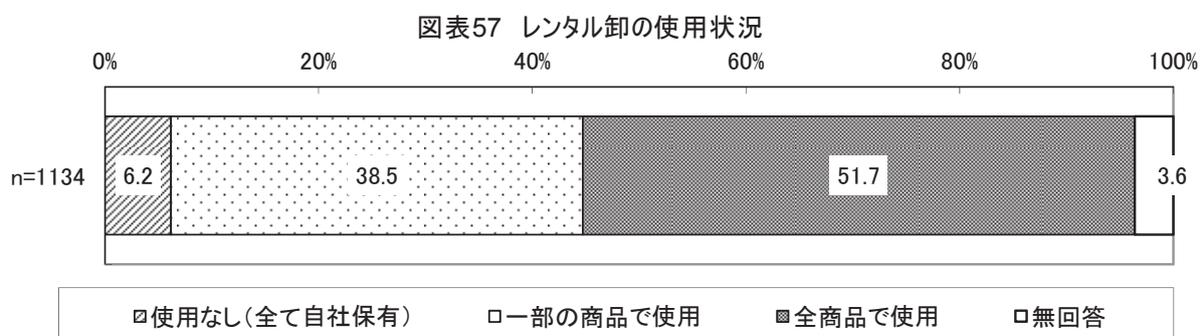
⑥福祉用具販売・レンタル等事業開始年

法人の福祉用具販売・レンタル等事業開始年として多く挙げられた回答は、「2000年」(23.5%)、「2003年」(6.5%)、「2011年」(5.9%)、「2002年」(5.8%)といったものだった。



⑦レンタル卸の使用状況

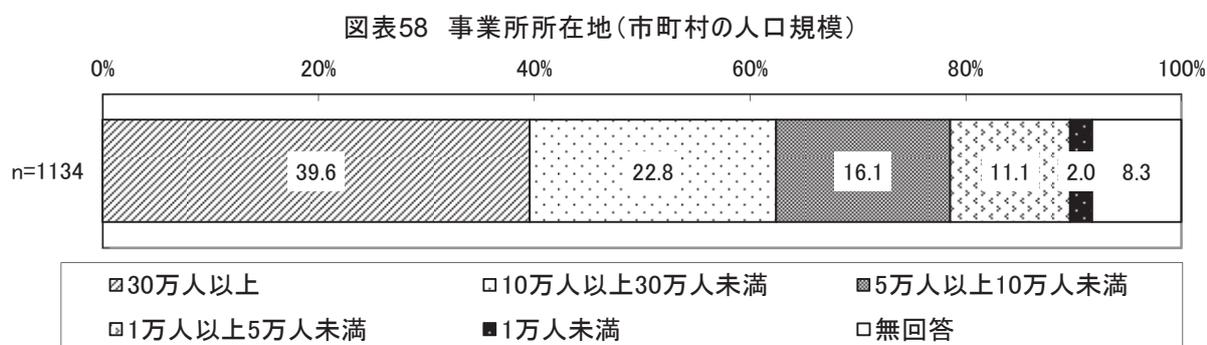
事業所におけるレンタル卸の使用状況としては、「全商品で使用」という回答が最も多く、51.7%であった。他には、「使用なし」が6.2%、「一部の商品で使用」が38.5%であった。



⑧事業所所在地

a) 事業所所在地(市町村の人口規模)

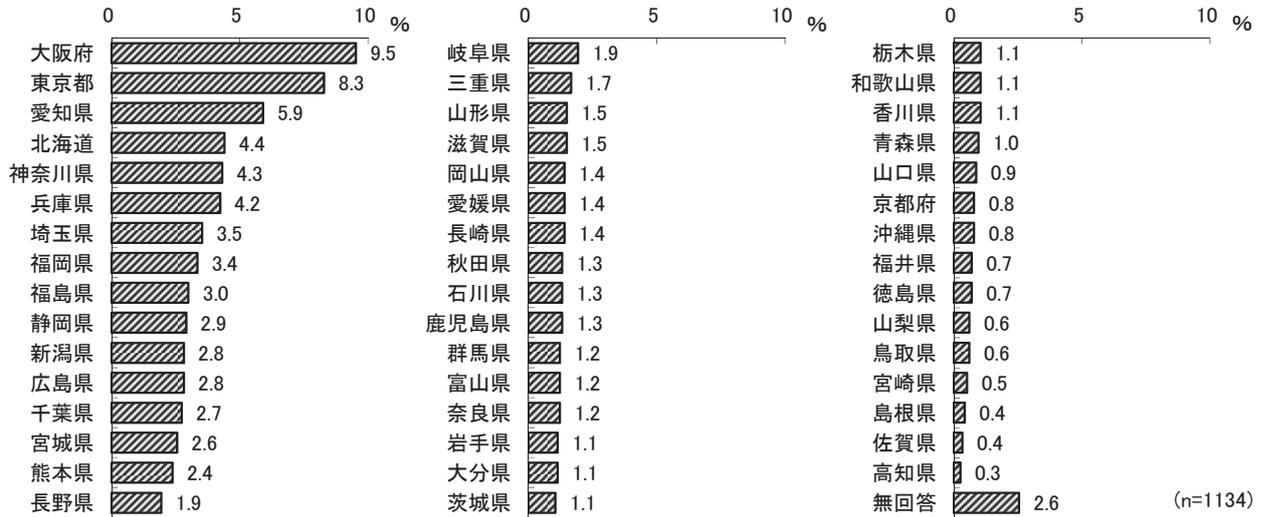
事業所が所在する市町村の人口規模としては、「30 万人以上」が最も多く 39.6%、「10 万人以上 30 万人未満」が 22.8%、「5 万人以上 10 万人未満」が 16.1%、「1 万人以上 5 万人未満」が 11.1%、「1 万人未満」が 2.0%であった。



b)事業所所在地(都道府県名)

事業所が所在する都道府県としては、「大阪府」が9.5%、「東京都」が8.3%、「愛知県」が5.9%、「北海道」が4.4%等であった。(全47都道府県)

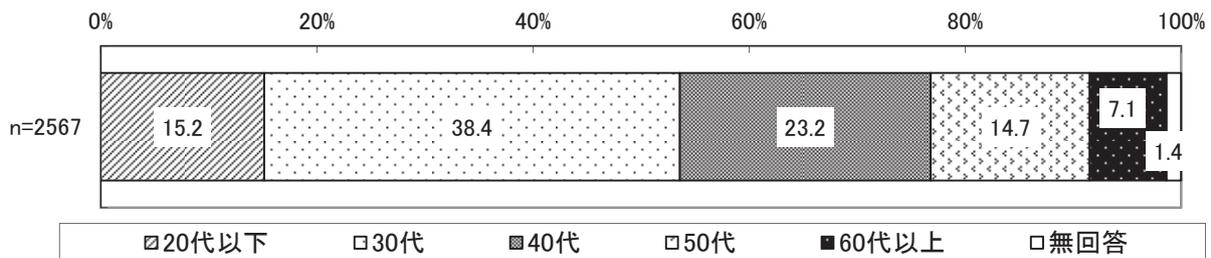
図表59 事業所所在地(都道府県名)



⑨年代(福祉用具専門相談員)

福祉用具専門相談員の年代としては、30代という回答が最も多く38.4%であった。続いて、20代以下が15.2%、40代が23.2%、50代が14.7%、60代以上が7.1%であった。

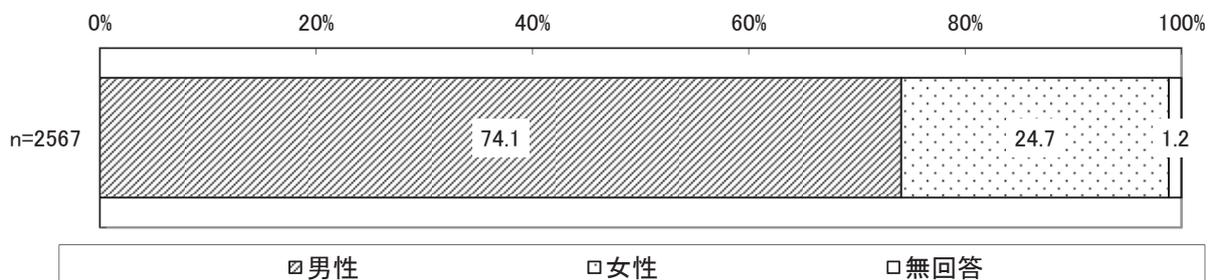
図表60 年代(福祉用具専門相談員)



⑩性別(福祉用具専門相談員)

福祉用具専門相談員の性別としては、男性が74.1%、女性が24.7%であった。

図表61 性別(福祉用具専門相談員)

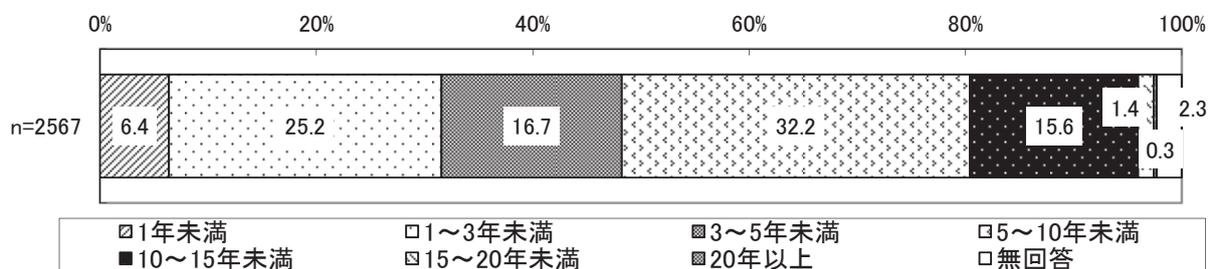


⑪業務経験年数(福祉用具専門相談員)

福祉用具専門相談員の業務経験年数は、「1年未満」が6.4%、「1～3年未満」が25.2%、「3～5年未満」が16.7%、「5～10年未満」が32.2%、「10～15年未満」が15.6%、「15～20年未満」が1.4%、「20年以上」が0.3%であった。

平均業務経験年数は、5.3年であった。

図表62 業務経験年数(福祉用具専門相談員)

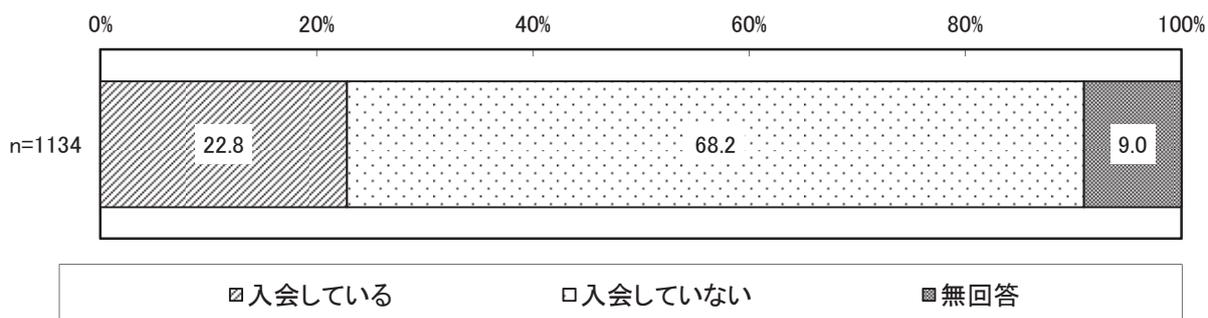


⑫日本福祉用具供給協会・全国福祉用具専門相談員協会への入会率

a) 日本福祉用具供給協会への入会状況

事業所のうち、日本福祉用具供給協会に「入会している」が 22.8%、「入会していない」が 68.2%であった。

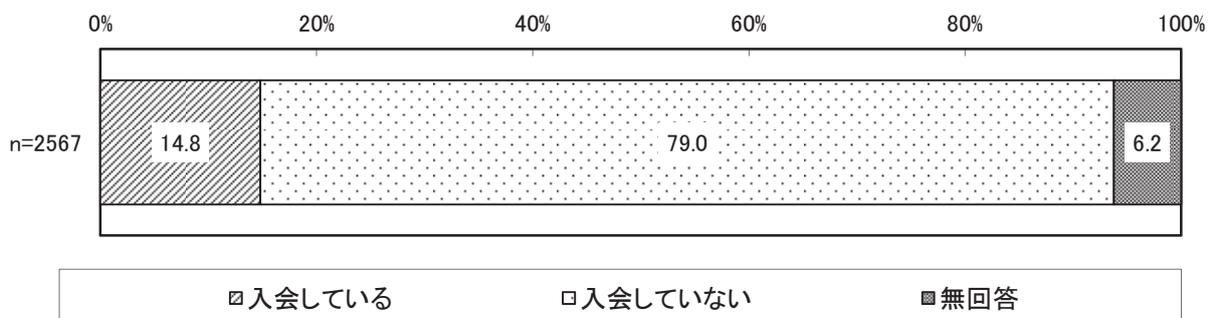
図表63 日本福祉用具供給協会への入会状況



b) 全国福祉用具専門相談員協会への入会状況

福祉用具専門相談員のうち、全国福祉用具専門相談員協会に「入会している」が 14.8%、「入会していない」が 79.0%であった。

図表64 全国福祉用具専門相談員協会への入会状況



第3章 研修ポイント制度(案)の設計

1. 福祉用具専門相談員の養成の目標

(1) 福祉用具専門相談員に期待される専門性

本調査研究の背景で述べた通り、質の向上への期待が高まっている福祉用具サービスの中核を、福祉用具専門相談員は担っている。すなわち、福祉用具専門相談員は、チームケアで展開される介護保険サービスを担う一員として、福祉用具の活用や住環境の整備という観点から、自立支援に資するケアマネジメントと地域包括ケアの実現を支える専門職である。

福祉用具専門相談員は、以下のような専門性を有し、また継続してその専門性を高めていくことが期待される。

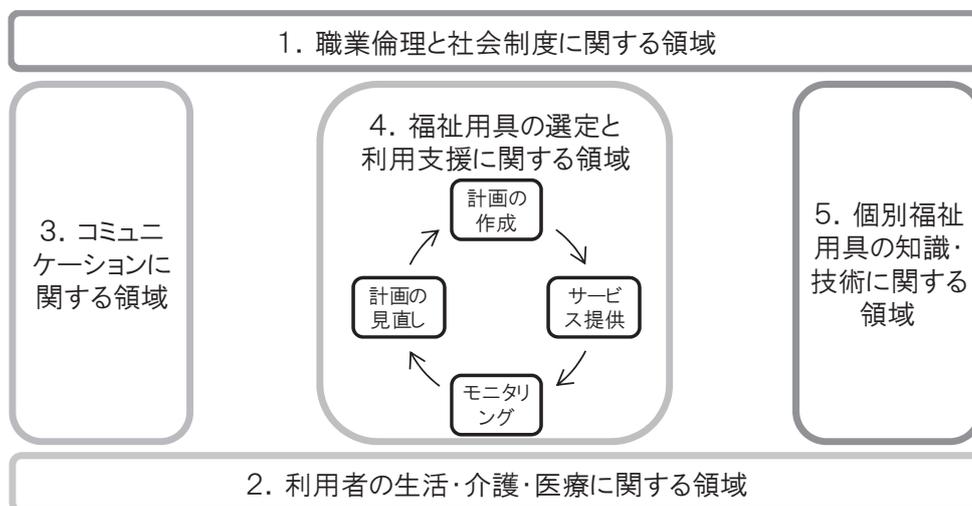
- ・ 利用者の生活の個別性を踏まえ、福祉用具の活用を反映している。
- ・ 福祉用具の支援プロセスに沿って、質の高いサービスを提供している。
- ・ 多様な福祉用具に精通し、自立支援に資する用具の選定・適合を行っている。
- ・ チームケアの一員として、利用者の自立・尊厳を支えている。
- ・ 利用者やサービス関係者と強い信頼関係を構築している。

(2) 福祉用具専門相談員が習得すべき知識・技術

福祉用具専門相談員が専門性を発揮するには、その土台となる知識・技術を業務や研修を通じて習得し、実践しなければならない。

福祉用具専門相談員が習得すべき知識・技術は、業務内容、既存の外部・職場内研修の内容、社会制度や社会の動向、専門職教育の理論を踏まえた上で、5つの領域に分けられると考えられる(領域の詳細はカリキュラムの項目で後述する)。

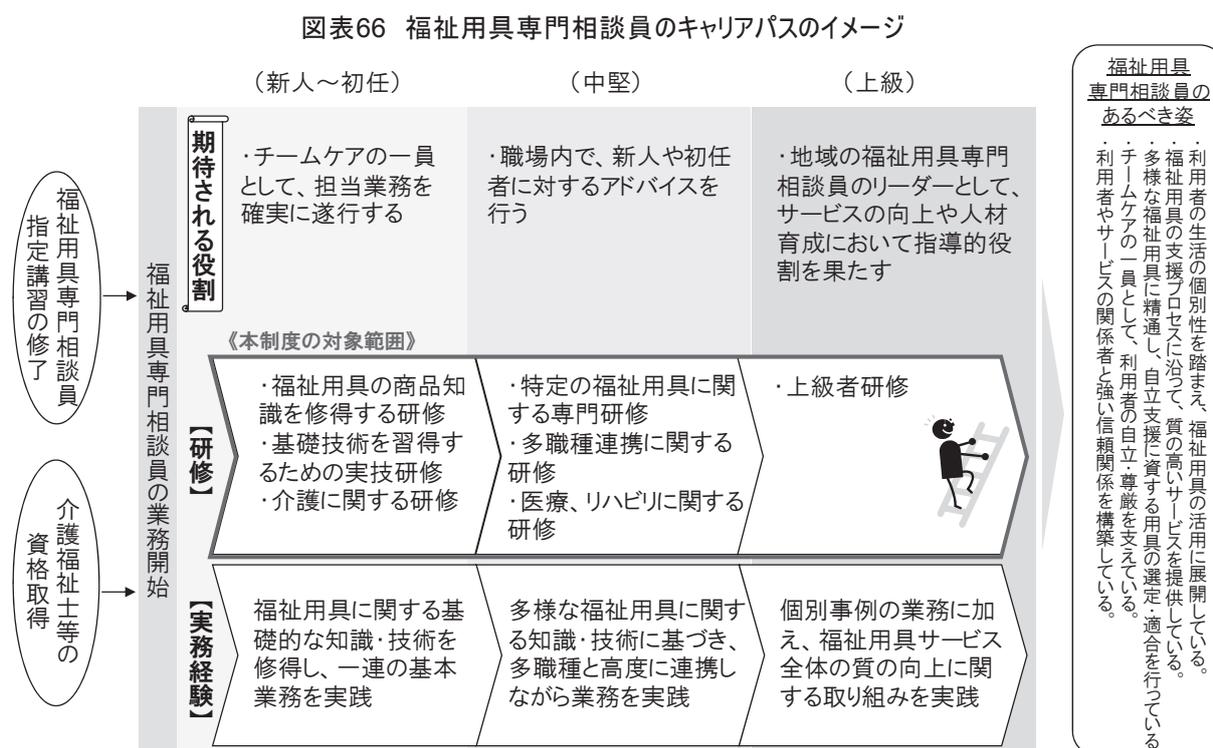
図表65 福祉用具専門相談員が習得すべき知識・技術



(3) 福祉用具専門相談員のキャリアパスのイメージ

福祉用具サービス全体で、高い専門性を有する福祉用具専門相談員を一定数養成するには、①スーパーバイズを行える熟練者がいる、②成長段階に応じて知識・技術を身に付ける機会がある、③熟練者を目指すモチベーションを持ち続けられる、すなわち「キャリアパスを設定することができる」環境を作り、維持することが重要である。

福祉用具専門相談員のキャリアパスとして、本調査研究では以下のようなイメージをとりまとめた。



福祉用具専門相談員のキャリア形成においては、図表66で示したように、成長段階に応じて期待される役割、それに見合う実践力を身に付ける上で必要な実務経験と研修受講の目安を、職種全体や各事業者で設定し、それらの機会を提供していくことが期待される。特に知識・技術の習得の観点からは、実務経験と研修の両輪をうまく組み合わせ実践能力につなげることが重要である。

そのため研修ポイント制度では、キャリアパスの構築に資するよう、各事業者の努力だけでは環境整備が難しい「研修受講」に焦点を当て、研修の受講を促進する仕組みづくりを目指すことが望ましい。また各事業者は、成長につながるような役割の設定や実務経験の提供、研修受講の支援を行うことが期待される。

なお、本制度は、利用者に直接サービスを提供する現場の福祉用具専門相談員を対象とし、管理者としてのスキルの養成は対象外にすべきと考えられる。

2. 研修ポイント制度の基本的な考え方

(1) 研修ポイント制度のねらい

福祉用具サービスの質の向上への期待が高まる中、福祉用具専門相談員の職業能力開発の仕組みづくりを構築することが急務である。

職業能力開発の機会としては、日常業務での学び、職場内研修、外部研修¹、自己研鑽の大きく4つが挙げられるが、中でも外部研修はカリキュラムに基づく実施、他事業所の福祉用具専門相談員や他職種との切磋琢磨といった面から、職種全体としての能力開発において果たす役割が大きい。

そこで、職業能力開発の仕組みづくりの第一歩として、本調査研究では外部研修に焦点を当て、その受講実績をポイントの形で公表する「研修ポイント制度」のあり方を検討した。

上記を踏まえ、研修ポイント制度は以下の2点をねらいとすべきである。

- ・ 福祉用具専門相談員としてのキャリアパスやそれに基づく研修体系を発信し、研修に関する情報提供を行うことで、福祉用具専門相談員がスキルアップを行い、専門職としてのキャリアを構築することを支援する。
- ・ 利用者や家族、介護支援専門員等に対して、福祉用具専門相談員の職業能力開発の過程を公開することで、福祉用具専門相談員の専門性に対する理解の促進、信頼感の醸成を図るとともに、サービス選択の判断材料の1つとして活用してもらう。

(2) 研修ポイント制度のコンセプト

上記のねらいを達成するため、本制度のコンセプトとして以下の4点を設定した。

①職種全体としての資質の向上を目指す

個人や事業所単位ではなく、職種全体での取り組みとして位置づける。そのため、多くの福祉用具専門相談員が参加できること、福祉用具専門相談員という専門職が共通して身に付けるべき知識・技術の習得を促すこと、福祉用具サービスの様々な関係者が連携して推進することが求められる。

②外部研修の受講履歴に着目する

専門職としての養成体系を構築するには、学習機会の確保と、知識・技術に対する適切な評価方法等の確立が必要である。将来的な養成体系の構築を念頭に置きつつ、その第一歩としてまず学習機会というインプットの部分、中でも外部研修の受講履歴に着目する。

¹本調査研究における「外部研修」とは、各法人・事業所が提供する「職場内研修」と異なり、福祉用具関連団体等が福祉用具専門相談員に対して提供する研修を指す。

③ポイントへの換算によって多様な研修実施機関の研修を活用する

様々な機関が研修を実施しているという現状を踏まえ、共通の基準でポイントへの換算を行うことでそれらの多様な研修を活用し、受講機会を確保する。

④研修ポイントを公開し、利用者・家族や介護支援専門員の判断材料として活用してもらう

研修ポイントをウェブサイトで公開し、利用者・家族や介護支援専門員が自由に閲覧できるようにして、サービス選択の判断材料として活用してもらう。そのため、公開に耐えうる高い信頼性を担保することが求められる。

3. 研修ポイント制度の仕組み

(1) 参加要件

福祉用具専門相談員が本制度に参加するには、以下の条件をすべて満たす必要があると考えられる。

- ・ 介護保険制度上で、福祉用具専門相談員としての資格保持と位置づけられていること
 - 福祉用具専門相談員指定講習を修了した者
 - 以下の資格を保有している者：保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士
 - 以下の養成研修を修了した者：訪問介護員養成研修1・2級課程、介護職員基礎研修課程
- ・ 現在、福祉用具専門相談員として業務に従事していること
- ・ 本制度のウェブサイトで、「福祉用具専門相談員に関する情報」（氏名、事業所名、研修ポイント実績等）が公表されることに同意すること

(2) 対象となる研修の範囲

①研修に求められる基本的な要件

研修ポイントの付与の対象となる研修は、以下の要件を満たす必要があると考えられる。

a) 福祉用具専門相談員が学習すべき内容を含んでいること

福祉用具専門相談員の専門性を磨く上で必要だと思われる学習内容であることが求められる。それを担保するため、カリキュラムが整備されており、それが実施要綱やシラバス等の書面で明示されている必要がある。書面にに基づき、研修ポイント制度のカリキュラムと照らして学習すべき内容が含まれているか確認を行う必要がある。

b) 修了の事実が確認できること

研修ポイント制度への信頼感を高めるには、福祉用具専門相談員が研修を修了した事実が客観的な根拠に基づいて確認できることが求められる。そのため、研修ポイントの認定は、修了時に発行される修了証等に基づいて行う必要がある。

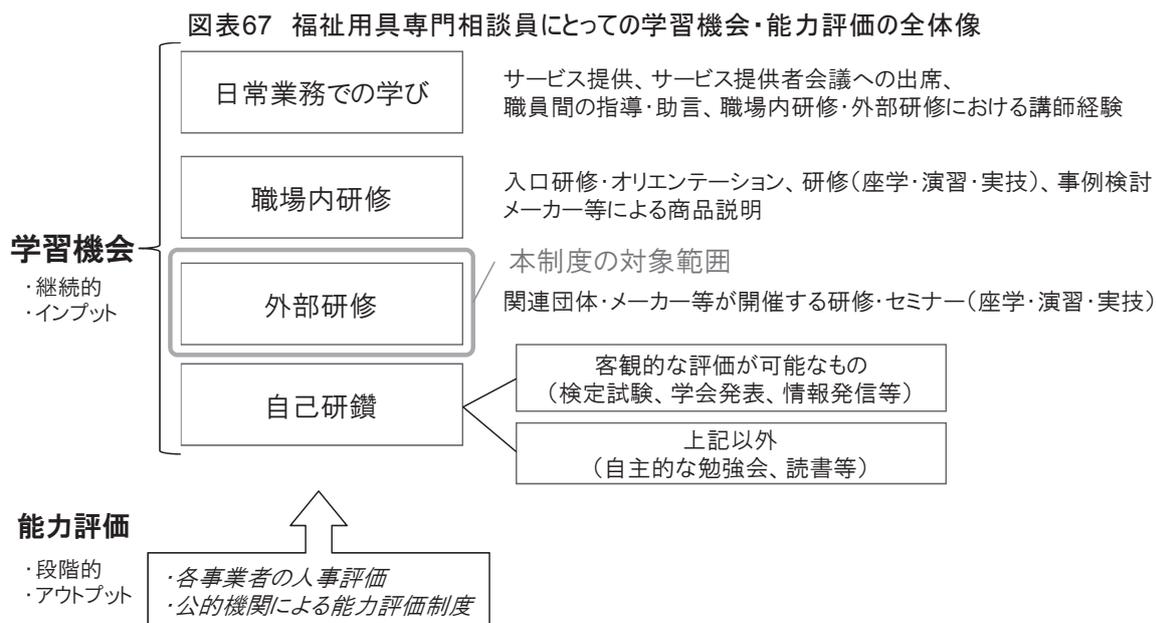
c) 受講機会が広く開かれていること

受講の機会が一法人・事業所に限定される職場内研修ではなく、複数の事業所の福祉用具専門相談員が参加できるものとし、福祉用具専門相談員が研修に参加できる機会を広げることが望ましい。なお、実施機関の会員に限定した研修であっても、上述の条件を満たしていれば対象範囲に含まれる。

②研修の範囲

福祉用具専門相談員にとっての職業能力開発の機会、すなわち学習機会としては、前述の通り、日常業務での学び、職場内研修、外部研修、自己研鑽の4種類が挙げられる。

研修ポイント制度では、前項で示した基本的な要件を踏まえて、学習機会のうち「外部研修」を対象範囲とするのがふさわしいと考えられる。



具体的には、福祉用具関連団体をはじめ、自治体、社会福祉協議会、メーカー、教育機関等が開催している研修や講座が該当する。アンケート調査の選択肢として提示したような主な研修に加えて、図表 69 に示したように、各地域では様々な研修が実施されている。

これらの研修は内容や実施方法がそれぞれ異なることから、研修ポイント制度では認証の基準を設けて本制度の対象としてふさわしいかを評価し、基準を満たした研修を認証するプロセスが重要となる。

図表68 外部研修の例(アンケート調査で選択肢として提示したもの)

研修名	実施機関
福祉用具供給事業従事者現任研修	シルバーサービス振興会
福祉用具選定士認定研修	日本福祉用具供給協会
可搬型階段昇降機安全指導員研修	テクノエイド協会、介護実習・普及センター等
リフトリーダー養成研修	テクノエイド協会、リフトリーダー養成研修実施機関
福祉用具プランナー研修	テクノエイド協会、介護実習・普及センター、教育機関等
福祉用具プランナー管理指導者養成研修	テクノエイド協会、国際医療福祉大学大学院
車いす安全整備士	日本福祉用具評価センター
「個人情報保護」実践 e ラーニング研修	シルバーサービス振興会
介護保険にかかわる住宅改修事業者研修	シルバーサービス振興会、各地の振興組織
車いす SIG 講習会	日本リハビリテーション工学協会
車椅子・シーティング基礎講習会	日本車椅子シーティング協会
シーティングエンジニア養成講習会	日本車椅子シーティング協会
オムツフィッター研修 1 級・2 級・3 級	(株)はいせつ総合研究所
普及研修リーダー養成研修	全国福祉用具専門相談員協会
地域におけるケアマネジャーと福祉用具専門相談員合同研修	全国福祉用具専門相談員協会
訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修	全国福祉用具専門相談員協会
訪問介護員養成研修 2 級課程	養成機関等
認知症サポーター養成講座	自治体等

図表69 外部研修の例(アンケート調査の自由回答結果)

実施主体	研修例(アンケート結果より)	
福祉用具関連団体	福祉用具供給協会	福祉用具研修会
	山梨県立介護実習普及センター	福祉用具実証研修会
自治体、社会福祉協議会など	地域包括支援センター	認知症サポーター養成講座
	社会福祉協議会	福祉用具・住宅改修研修会
	福祉サービス協会	福祉用具サービス計画
	ファイン財団	昇降リフト講習
	日本理学療法士協会	住宅改修アドバイザー研修会
	秋田県長寿社会振興財団	福祉用具・住宅改修研修会
	群馬県住宅福祉サービス事業者協会	福祉用具サービス計画書
メーカー	パラマウントベッド	パラマウントベッド講習会
	ウェルファン	福祉用具貸与事業者向け選定講習会
	タイカ	褥瘡対策セミナー

なお、本年度のモデル実証では、以下の 9 研修を認証し、研修ポイントの申請の対象とした。

図表70 モデル実証で対象とした研修

	研修名	実施機関	時間
1	福祉用具供給事業従事者現任研修	(社)シルバーサービス振興会	45
2	福祉用具選定士認定研修	(社)日本福祉用具供給協会	26
3	可搬型階段昇降機安全指導員研修 基礎講習	(財)テクノエイド協会	4
4	リフトリーダー養成研修	(財)テクノエイド協会	11
5	福祉用具プランナー研修	(財)テクノエイド協会	100.5
6	福祉用具プランナー管理指導者養成研修	(財)テクノエイド協会	202.5
7	普及研修リーダー養成研修	(社)全国福祉用具専門相談員協会	7
8	地域におけるケアマネジャーと福祉用具専門相談員合同研修	(社)全国福祉用具専門相談員協会	4
9	訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修	(社)全国福祉用具専門相談員協会	6

(3) 研修ポイント制度におけるカリキュラム

①カリキュラムの位置づけ

多様な外部研修に対してポイントを付与するにあたり、福祉用具専門相談員に求められる知識・技術を「カリキュラム」という形で取りまとめた。これをもとに読み替えを行うことを想定している。

カリキュラムは領域、科目から構成した。また科目毎に、到達目標、研修に含むべき事項(例)、参考キーワードを設けた。なお、研修のレベルは初任から上級まで様々なため、到達目標、研修に含むべき事項(例)、参考キーワードは、必須条件ではなく、研修を認証する際に参照する利用方法を想定している。

- ・ 領域は、複数の科目を包括したものであり、福祉用具専門相談員が身に付けるべき知識・技術を分かりやすくまとめた概念である。
- ・ 科目は、研修テーマに相当する。
- ・ 到達目標(行動目標)は、上級(サービスの改善を主導し、スーパーバイズを行うことができる)レベルの福祉用具専門相談員を想定したものである。
- ・ 含むべき事項(例)、参考キーワードは、当該科目で学ぶことが期待されている内容である。

図表71 5つの領域名とその内容

領域		概要
1	職業倫理と社会制度に関する領域	福祉用具専門相談員としての役割や責任、遵守すべき介護保険法等の制度
2	利用者の生活・介護・医療に関する領域	利用者の心身状態や生活の個別性、それを支える医療介護での福祉用具の活用
3	コミュニケーションに関する領域	利用者・家族との信頼関係の構築や相談援助、他職種との協働関係の構築、同職種への指導・スーパーバイズにあたっての考え方や技能
4	福祉用具の選定と利用支援に関する領域	福祉用具の選定から安全な利用に至るまでのプロセスと、それを遂行するための方法
5	個別福祉用具の知識・技術に関する領域	福祉用具の種類毎の特徴、選定・適合技術、整備・使用方法

②カリキュラムの内容

カリキュラムに含まれる領域、科目は以下の通りである。なお、各科目の到達目標、研修に含むべき事項(例)、参考キーワードは資料編に添付している。

図表72 研修ポイント制度のカリキュラム一覧

領域		科目
1	職業倫理と社会制度に関する領域	①福祉用具専門相談員の役割と職業倫理
		②高齢者・障害者の保健・福祉に関連した法律・制度
		③福祉用具の意義と供給のしくみ
		④介護サービスにおける視点
2	利用者の生活・介護・医療に関する領域	①生活の理解と支援
		②からだところの理解
		③介護技術
		④リハビリテーションに関する知識
		⑤認知症の理解
		⑥住環境に関する知識
3	コミュニケーションに関する領域	①コミュニケーション
		②マナー・接遇
		③相談援助技術
		④指導・スーパーバイズ
4	福祉用具の選定と利用支援に関する領域	①福祉用具支援プロセス
		②利用者のニーズに応じた福祉用具選定の視点
		③福祉用具サービス計画書の作成
		④多職種との連携
		⑤モニタリングの視点
		⑥福祉用具の整備技術
		⑦安全の確保と事故防止
5	個別福祉用具の知識・技術に関する領域	①起居関連用具に関する知識
		②移乗関連用具に関する知識
		③移動関連用具に関する知識
		④床ずれ防止関連用具に関する知識
		⑤排泄関連用具に関する知識
		⑥入浴関連用具に関する知識
		⑦食事・更衣・整容関連用具に関する知識
		⑧コミュニケーション・社会参加関連用具に関する知識
		⑨その他の福祉用具に関する知識

③研修ポイントへの換算ルール

本制度では、「科目」をポイントに換算することを想定する。まず、申請のあった外部研修の科目をそれぞれ、本制度のカリキュラムにおける科目に当てはめ、読み替える。ただし、外部研修における科目が、本制度における科目の複数に該当する場合は、本制度における科目から特に当てはまるもの2つまでを選択し、ポイントを等分する方法が考えられる。

研修ポイントは、全ての研修において共通の指標となる「時間数」に応じて付与するのが望ましい。そこで、1時間(60分)につき1ポイントを標準(少数点第1位は四捨五入)とし、科目ごとに時間数に応じたポイントを付与する形でモデル実証を実施した。モデル実証で対象とした研修のポイント数を図表73に示す。

なお、研修ポイントは福祉用具専門相談員個人に紐づくものであり、所属する事業者・事業所が変更した場合においても研修ポイント数は維持される。

図表73 モデル実証で対象とした研修のポイント数(領域毎)

	研修名	領域毎のポイント数					合計
		領域1	領域2	領域3	領域4	領域5	
1	福祉用具供給事業従事者現任研修	23.0	18.0	4.0	0.0	0.0	45.0
2	福祉用具選定士認定研修	0.0	0.0	0.0	0.0	26.0	26.0
3	可搬型階段昇降機安全指導員研修	0.8	0.0	0.0	1.7	5.0	7.5
4	リフトリーダー養成研修	1.5	0.0	0.0	1.5	8.0	11.0
5	福祉用具プランナー研修	15.0	24.0	4.5	21.0	34.5	99.0
6	福祉用具プランナー管理指導者養成研修(従事者研修) ⁱ	24.0	18.0	27.0	54.0	79.5	202.5
7	普及研修リーダー養成研修	0.0	0.0	1.0	6.0	0.0	7.0
8	地域におけるケアマネジャーと福祉用具専門相談員合同研修	0.5	0.0	0.0	3.5	0.0	4.0
9	訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修	0.0	0.0	0.0	6.0	0.0	6.0
9	研修合計	64.8	60.0	36.5	93.7	153	408.0

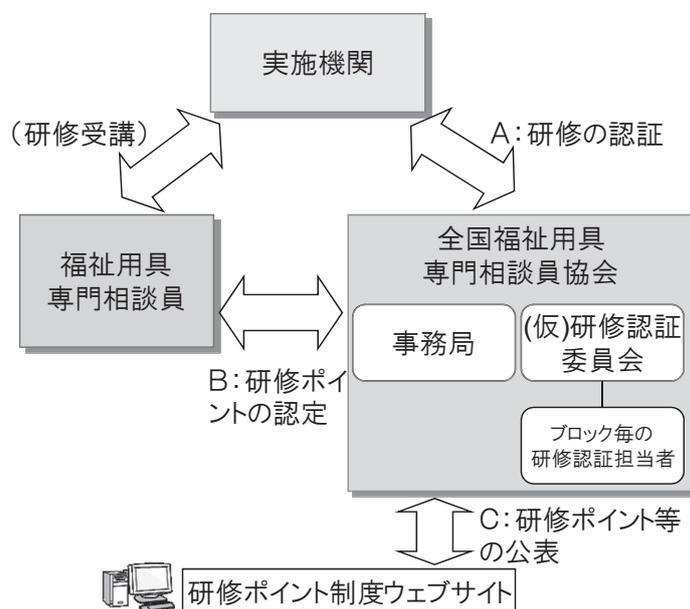
ⁱ 大学院研修の場合は合計 315.3pt

(4) 研修認証、研修ポイント認定の方法

① 認証・認定プロセスの全体像

研修の認証プロセス、及び研修ポイントの認定プロセスとしては、原則として図表 74 の通り、研修ポイント制度の対象となる研修をあらかじめ認証した上で、その研修の受講実績を研修ポイントとして認定し、ウェブサイトで公表する方法が望ましい。その理由としては、開催前に認証することで、ウェブサイトを通じて情報提供ができ、参加にあたっての公平性が担保できることが挙げられる。また運営上の負担も小さく、持続的な方法と言える。

図表74 認証・認定プロセスの全体像



A: 研修の認証プロセス

- ・ 実施機関は研修認証の申請を行う。
- ・ (仮)研修認証委員会にて審査を実施し、研修の認証を行う。

B: 研修ポイントの認定プロセス

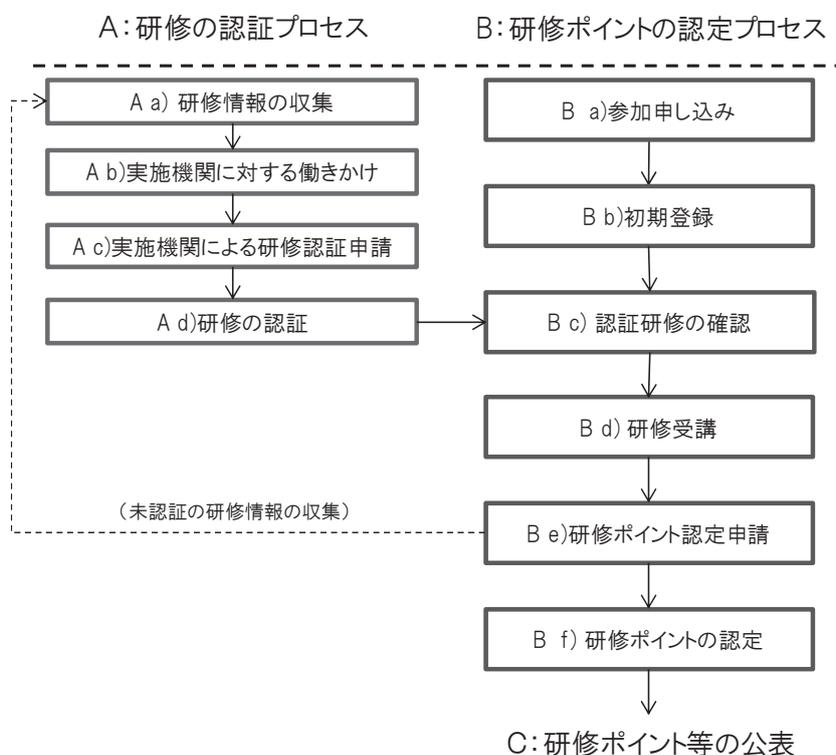
- ・ 福祉用具専門相談員はウェブサイトから研修ポイント認定の申請を行う。
- ・ 事務局が申請内容を確認し、修了の事実の確認をもって研修ポイントを認定する。

C: 研修ポイント等の公表プロセス

- ・ 各福祉用具専門相談員の研修ポイント等をウェブサイトで公表する。

研修の認証プロセス、研修ポイントの認定プロセスの実施フローとしては、以下のような段階が必要だと考えられる。

図表75 認証・認定プロセスの実施フロー



②研修の認証プロセス

a) 研修情報の収集

事務局は、全国各地で開催されている研修情報をとりまとめる必要がある。その際、ふくせんの地域ブロック(都道府県)毎に研修認証担当者を配置する等、各地域の情報を集約しやすいように留意すべきである。

確認事項は、研修名、研修内容、研修開催日時、開催場所、実施機関名、講師名、募集参加者、受講料、問い合わせ先等が考えられる。ふくせんの地域ブロックは、それらの情報を定期的に事務局に報告することが期待される。

b) 実施機関に対する働きかけ

事務局(もしくは地域ブロック)は、a)でリストアップされた各実施機関に対して本制度を紹介し、認証申請を行うよう働きかけることが期待される。

c) 実施機関による研修認証申請

実施機関は、所定の手続きに沿って認証申請を行うことが求められる。

d) 研修の認証

実施機関の申請を受けたら、研修の認証を行うため、(仮)研修認証委員会を設置する必要がある。認証にあたっては評価基準を設けて、それに沿って評価を行うことが求められる。

③研修ポイントの認定プロセス

a) 参加申し込み

研修ポイント制度への参加を希望する福祉用具専門相談員には、ウェブサイトの専用画面から、参加申込用紙をダウンロードする等の方法で、申し込みの手続きを行ってもらいたいことを想定している。申し込みにあたっては、福祉用具専門相談員の資格保有を確認できる方法が求められる。

b) 初期登録

福祉用具専門相談員には、ウェブサイトにログインの上、基本情報、資格・経験、事業所の基本情報等を登録してもらいたいことを想定している。

c) 認証研修の確認

福祉用具専門相談員は、認証された研修一覧を確認し、受講計画を立てることが期待される。なお、制度開始当初は、過去に受講した研修についての確認も合わせて行う経過措置期間を設けることを想定している。

d) 研修受講

福祉用具専門相談員は、認証された研修を修了した後、研修実施機関等から根拠となる書類を受領する必要がある。書類としては、実施機関が発行している修了証や、それに準じるものが考えられる。

e) 研修ポイントの認定申請

福祉用具専門相談員は、受講した研修について、研修ポイントの申請を行う。本制度の運用開始から3年程度は経過措置期間とし、介護保険制度の施行以降に実施された研修の受講実績を遡って認定する必要があると考えられる。

また、同一研修を2回以上受講した場合、研修の参加要件として複数回の受講を認めている場合に限り、2回目以降の研修受講についてもポイントの付与を認める。

f) 研修ポイントの認定

福祉用具専門相談員からのポイント申請に基づいて、事務局にて申請内容や修了証の記載内容を確認し、ポイント認定を行う方法が考えられる。

4. ウェブサイトを活用した申請・管理・表示システム

本制度の運営に際しては、ウェブサイトを活用する。

(1) 登録・申請システム

福祉用具専門相談員は、プロフィールの登録や修正、研修ポイントの申請をウェブ上で行うことができる。

(2) 管理システム

事務局は、以下の情報をシステム上で管理する。なお、管理している情報は、下記(3)により閲覧できる仕組みにする。

- ・ 福祉用具専門相談員が登録したプロフィール情報
- ・ 福祉用具専門相談員が申請し、事務局が認定した研修ポイントの情報
- ・ 本制度で認証した研修情報

(3) 表示システム

本制度で管理している、個人の登録情報や、認証した研修の情報を表示(公開)する。

図表76ウェブサイトのトップページ

The screenshot shows the top page of a website. At the top left is the logo 'ふくせん' (Fukusen) and the tagline '専門性の高い福祉用具専門相談員が見つかるサイト'. On the right, there are links for 'お問い合わせ' (Contact), 'サイトマップ' (Site Map), and '文字サイズ' (Text Size) with '標準' (Standard) and '拡大' (Enlarge) options. The main content area features an illustration of a person assisting someone in a wheelchair, with the text '真の専門職を育成し、質の高いサービス提供の環境づくりを目指して' (Aiming to cultivate true specialists and create an environment for high-quality service provision). Below this is the title '福祉用具専門相談員の研修ポイント制度' (Welfare Equipment Specialist Consultant Training Point System). A sub-header reads: '福祉用具選びのプロである福祉用具専門相談員を紹介するサイトです。各相談員の研修受講状況や担当地域を知ることができます。' (This is a site that introduces welfare equipment specialists, who are professionals in choosing welfare equipment. You can know the training participation status and assigned areas of each consultant). The navigation bar includes 'HOME', '研修ポイント制度とは?' (What is the training point system?), 'ポイント対象研修のご案内' (Information on training points), '福祉用具専門相談員を探す' (Find welfare equipment specialists), and the 'ふくせん' logo. The 'What's New' section, titled '事務局からのお知らせ' (Notice from the secretariat), lists updates: '2013年 3月 5日 会員限定 <New> 指定研修のポイント申請方法を解説します。' (2013 Mar 5 Member-only <New> Explains the application method for training points for designated training); '2013年 2月 26日 研修情報 <New> 「福祉用具供給事業者現任研修」を追加しました。' (2013 Feb 26 Training info <New> Added 'Current training for welfare equipment supply business operators'); '2013年 2月 22日 研修情報 「リフトリーダー養成研修」開催日・会場を更新しました。' (2013 Feb 22 Training info 'Lift leader training' dates and venue updated); '2013年 2月 20日 お知らせ 登録者向けメールマガジンの配信を開始しました。' (2013 Feb 20 Notice Started email magazine distribution for registrants); '2013年 2月 20日 研修情報 「リフトリーダー養成研修」を追加しました。' (2013 Feb 20 Training info Added 'Lift leader training'). On the right, there are two call-to-action buttons: '福祉用具専門相談員新規登録 研修ポイント制度への参加はこちら' (New registration for welfare equipment specialists, click here to participate in the training point system) and '福祉用具専門相談員ログイン(マイページ) ポイントの申請はこちら' (Login for welfare equipment specialists (my page), click here to apply for points). At the bottom, there is a 'ページの先頭へ戻る' (Return to top of page) button and a footer with '福祉用具専門相談員の研修ポイント制度' and '全国福祉用具専門相談員協会' (All Japan Welfare Equipment Specialist Consultant Association).

①個人の登録情報の表示

上記(1)で登録したプロフィールとポイントの情報は、上記(2)の管理システムで事務局が内容を確認した後、各自の「基本情報」「詳細情報」「研修ポイント」としてウェブサイトに表示する。

a) 基本情報

氏名、所属事業所、取得ポイント、制度参加者の中での順位等、参加者の基本的な情報を表示する。利用者に見ていただくこと、介護支援専門員や福祉用具専門相談員自身が印刷して活用することを想定し、必要最低限の項目とする。表示項目は以下の通りである。

顔写真、ID、氏名、フリガナ、性別、総合ポイント、総合順位、都道府県順位、所属事業所情報(法人・事業所名、住所、連絡先、理念、サービス内容、第三者評価等の活用)

b) 詳細情報

保有資格や講師経験等、自己アピールが中心のページとする。表示項目は以下の通りである。

自己 PR、福祉用具専門相談員の資格(講習修了者、介護福祉士等)、実務経験年数、保有資格、得意分野、福祉用具専門相談員実力ランキングテスト成績、講師経験、発表経験

なお、保有資格、得意分野の選択肢は、それぞれ以下の通りである。

【保有資格】

介護支援専門員、介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護職員基礎研修課程修了、ホームヘルパー1級修了、ホームヘルパー2級修了、福祉用具選定士、福祉用具プランナー、福祉用具プランナー管理指導者、可搬型階段昇降機安全指導員、リフトリーダー、おむつフィッター、福祉住環境コーディネーター1級、福祉住環境コーディネーター2級、福祉住環境コーディネーター3級

【得意分野】

起居関連用具(ベッド等)、移乗関連用具(リフト等)、移動関連用具(車いす、歩行器、手すり等)、床ずれ防止関連用具、排泄関連用具、入浴関連用具、食事・更衣・整容関連用具、コミュニケーション・社会参加関連用具(点字関係、補聴器等)、住宅改修

c) 研修ポイント

取得した研修ポイントを、領域・科目毎に詳細に表示する。本制度に登録している福祉用具専門相談員が、自分自身のスキルアップの指標として活用することを目的としている。また、利用者・家族や介護支援専門員には、福祉用具専門相談員各々が力を入れて取り組んでいる分野等、福祉用具専門相談員を選択する参考にしてもらうことを想定している。

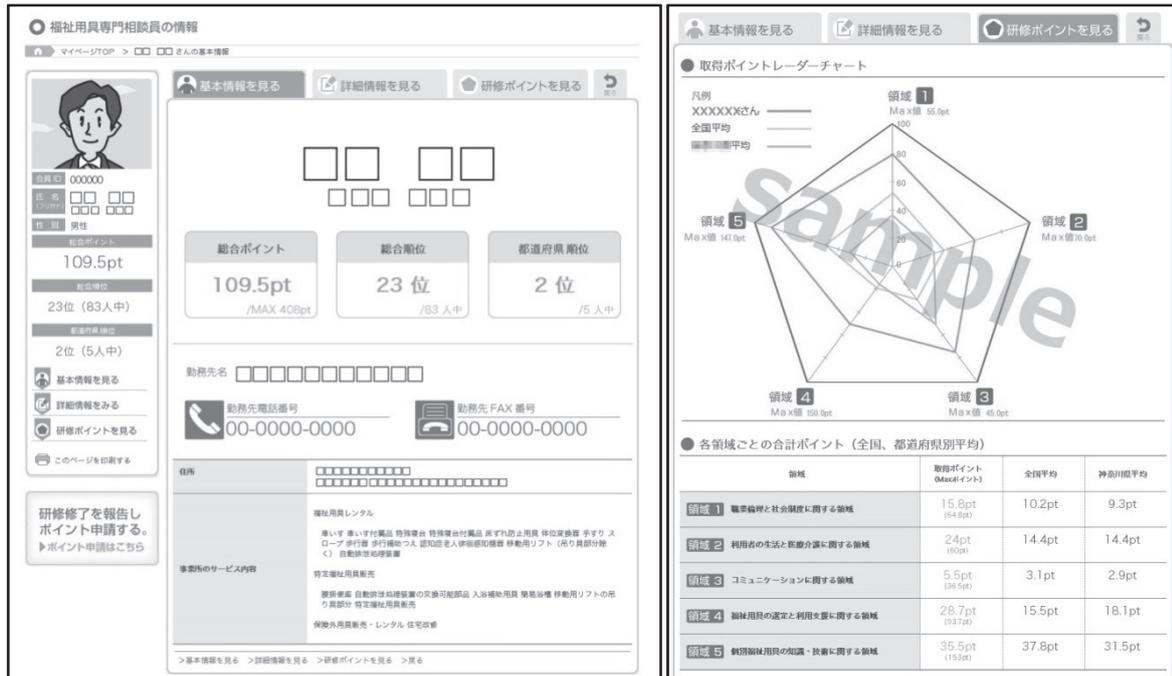
なお、カリキュラム別の取得ポイント一覧は、マイページ(制度参加者専用ページ)で本人

のみ閲覧可とする。

表示項目は以下の通りである。

取得ポイントのレーダーチャート、取得合計ポイント、全国の取得ポイント平均、都道府県毎の取得ポイント平均、受講した研修の履歴、カリキュラム別の取得ポイント一覧

図表77ウェブサイトの基本情報(左)、研修ポイント(右)の表示ページ



② 認証研修の表示

研修受講やポイントの申請の際に、福祉用具専門相談員が本制度で認証されている研修を確認できるよう、一覧と詳細を閲覧できるようにする。

a) 認証研修の一覧

本制度で認証している研修情報の一覧を閲覧することができる。表示項目は以下の通りである。

研修名、実施主体名、領域毎の取得できるポイント数

b) 研修情報の詳細

本制度で認証している研修の、詳細情報を確認することができる。表示項目は以下の通りである。

ID、研修名、認証日、実施主体名、受講資格、開催日・会場、研修概要、科目毎の取得できるポイント数

図表78ウェブサイトの研修一覧の表示ページ

○ ポイント対象研修のご案内（研修一覧）

ポイント対象研修のご案内（研修一覧）

研修名	実施主体名	領域1	領域2	領域3	領域4	領域5	合計
福祉用具供給事業者選任研修	シルバーサービス振興会	19.0	10.0	4.0	12.0	0.0	45.0
福祉用具選定士 A 研修	日本福祉用具供給協会	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0	18.0
福祉用具選定士 B 研修	日本福祉用具供給協会	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0	9.0
可搬型階段昇降機安全指導員講習 基礎講習	テクノエイド協会	0.8	0.0	0.0	1.7	1.0	3.5
リフトリーダー養成研修	テクノエイド協会	1.5	1.5	0.0	0.0	8.0	11.0
福祉用具プランナー研修	テクノエイド協会	15.0	24.0	4.5	21.0	34.5	99.0
福祉用具プランナー管理指導者養成研修（従事者研修）	テクノエイド協会	28.5	18.0	27.0	52.5	76.5	202.5
福祉用具プランナー管理指導者養成研修（大学院研修）	テクノエイド協会	45.0	48.0	28.5	81.1	112.7	315.3
個別援助計画の普及研修リーダー養成研修	全県福祉用具専門相談員協会	0.0	0.0	1.0	6.0	0.0	7.0
地域におけるケアマネジャーと福祉用具専門相談員合同研修	全県福祉用具専門相談員協会	0.5	0.0	0.0	3.5	0.0	4.0
訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修	全県福祉用具専門相談員協会	0.0	0.0	0.0	6.0	0.0	6.0

※研修は「認定日」の新しい順に並んでいます。
 ※各研修の詳細は研修名をクリックしてください。
 ※各研修の配点単位は pt です。（原則 60 分に対して 1.0pt を付与しています。）

認定日
このページを印刷する

【領域名称】
 領域 1：福祉用具と社会制度に関する領域
 領域 2：利用者の生活と医療介護に関する領域
 領域 3：コミュニケーションに関する領域
 領域 4：福祉用具の選定と利用支援に関する領域
 領域 5：個別福祉用具の知識・技術に関する領域

③福祉用具専門相談員の検索

本制度は、利用者やその家族、介護支援専門員等に活用してもらうことを想定したものである。氏名や地域、事業所名等から、本制度に登録している福祉用具専門相談員を検索することができる機能を設ける。表示項目は以下の通りである。

氏名、性別、実務経験年数、保有資格、得意分野、勤務先所在地、勤務先事業所名、フリーワード

図表79ウェブサイトの福祉用具専門相談員の検索ページ

○ 福祉用具専門相談員を探す

福祉用具専門相談員を探す

福祉用具専門相談員の基本情報で探す

氏名 姓： 名：

性別 男性 女性 問わない

実務経験年数 年以上

保有資格
 介護福祉士 義肢装具士 保健師 看護師 准看護師
 理学療法士 作業療法士 社会福祉士
 介護職員基礎研修課程修了 ホームヘルパー1級修了
 ホームヘルパー2級修了 福祉用具選定士
 福祉用具プランナー 福祉用具プランナー管理指導者
 可搬型階段昇降機安全指導員 リフトリーダー

得意分野
 起居関連用具（ベッド等） 移乗関連用具（リフト等）
 移動関連用具（車いす等） 入浴関連用具 食事・更衣・整容関連用具
 コミュニケーション・社会参加関連用具 その他の福祉用具
 住宅改修

検索

5. 研修ポイント制度の運営体制と関係者が取り組むべきこと

(1) 委員会の設置・開催、ブロックの研修認証担当者との連携

本制度を行うにあたり、運営の円滑化を図るため、事務局は委員会を設置・開催するとともに、本会の都道府県ブロックとの連携体制を築いていく。

①「(仮)研修認証委員会」の設置、開催

研修の認証を公平、公正に行うために、「(仮)研修認証委員会」を設置し、認証会議を開催する。

②ブロック毎の研修認証担当者との連携

本会では、地域のネットワーク化・活動の活性化のために都道府県毎に「ブロック」を組織している。研修実施機関の認証申請を支援すると共に、制度への参加者の募集等を行うため、ブロック毎に研修認証担当者を委嘱し、事務局と連携して制度の運営を進めていく。

(2) 関係者への働きかけ

本制度の普及と円滑な運営のためには、ブロック毎の研修認証担当者に関係者への働きかけを進めてもらうことが期待される。ブロック未組織地域についても早期設立につとめ、本制度の運営体制の整備を促していく必要がある。

事務局および各ブロックの研修認証担当者がおこなう具体的な業務は、以下のようなものが想定される。

①福祉用具専門相談員への働きかけ

個別の説明や、説明会等の機会を通じて、制度への参加者の募集活動を行う。また、地域の研修開催状況等に応じて必要な研修機会の提供を行う。

②利用者、介護支援専門員等への働きかけ

サービス提供の機会を通じて、ご利用者、家族に対して制度の普及・啓発を行うとともに、介護支援専門員等、他の職種に対しても制度を普及・啓発する。

③研修実施機関への働きかけ

研修実施機関を調査し、各地で開催されている研修情報を取りまとめるとともに、同機関に対して、研修の認証申請をしてもらうよう働きかけを行う。また、地域の関係者に対しても、福祉用具専門相談員を対象とした認証研修を開催するよう、積極的に働きかけていく。

④都道府県、関係団体、保険者等への働きかけ

都道府県、同関係団体、保険者、地域包括支援センターに対して制度の普及・啓発を行う。

(3) 上述の取り組みを推進できる担当者の育成

事務局は、上述の取り組みを推進できる研修認証担当者の育成を図っていくことが望ましい。担当者に求められる活動は、以下が想定される。

- ・ 制度への参加者が、本制度を円滑に利・活用できるよう、情報提供・支援等を行える。
- ・ 介護支援専門員等が、本制度を有効に利・活用できるよう、情報提供・支援等ができる。
- ・ 研修実施機関が、円滑に研修の認証申請を行えるよう、同申請等に関する情報提供・支援等を行える。
- ・ 保険者・地域包括支援センターのスタッフが本制度を有効に利・活用できるよう、情報提供・支援等を行える。

第4章 研修ポイント制度のモデル実証

1. 普及・啓発シンポジウムの実施

(1) 実施概要

実際に制度に参加していただく福祉用具専門相談員や、制度を活用していただく福祉用具の関係者に、本制度について知っていただくため、年度内に3回、普及・啓発シンポジウムを開催した。各開催日程、会場、プログラム等は以下の通りである。

第1回シンポジウム

日時：2012年9月26日(水)11:30～12:30

場所：国際福祉機器展 HCR ワークショップ会場

プログラム：

(1)シンポジウム「『福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築』職業能力の開発・向上、個人が適切に評価される仕組みづくりを目指して」

コーディネーター／白澤政和氏(桜美林大学大学院老年学研究科教授)

パネラー／市川洸氏(福祉技術研究所株式会社代表取締役)

佐藤大介氏(サトウ株式会社代表取締役社長)

山下一平氏(本会理事長)

吉井智晴氏(公益社団法人日本理学療法士協会理事)

渡邊慎一氏(一般社団法人神奈川県作業療法士会会長)

第2回シンポジウム

日時：2012年10月27日(土)13:20～17:00

場所：エル・おおさか

プログラム：

(1)基調講演Ⅰ「今後の福祉用具サービスの方向性と福祉用具専門相談員の役割」

講演者／宮永敬市氏(厚生労働省老健局振興課福祉用具・住宅改修指導官 介護支援専門官)

(2)基調講演Ⅱ「福祉用具サービス計画義務化にともなうサービス提供環境の変化」

講演者／安田勝紀氏(シルバー産業新聞社編集長)

(3)シンポジウム「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築 ～職業能力の開発・向上、個人が適切に評価される仕組みづくりを目指して～」

コーディネーター／白澤政和氏(前掲)

パネラー／記虎孝年氏(公益社団法人関西シルバーサービス協会理事長)

花房勇輔氏(ラックヘルスケア株式会社取締役社長)

山下一平氏(前掲)

宮永敬市氏(前掲)

安田勝紀氏(前掲)

第3回シンポジウム

日時：2012年12月17日(月)13:45～16:40

場所：きゅりあん

プログラム：

(1)基調講演Ⅰ「地域包括ケアの展望」

講演者／宮島 俊彦氏(前厚生労働省老健局長)

(2)基調講演Ⅱ「今後の福祉用具サービスの方向性と福祉用具専門相談員の役割」

講演者／宮永敬市氏(前掲)

(3)シンポジウム「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築 ～職業能力の開発・向上、個人が適切に評価される仕組みづくりを目指して～」

コーディネーター／白澤政和氏(前掲)

パネラー／助川未枝保氏(一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長)

渡邊慎一氏(前掲)

山下一平氏(前掲)

宮永敬市氏(前掲)

なお、当日の主な講演内容、シンポジウムでの議論内容等については、レポートとして取りまとめた(資料編を参照)。

(2) 参加者アンケート結果

①第2回シンポジウム

(回答者30名の属性)

- ・年代20代:20.0%、30代:30.0%、40代:23.3%、50代:23.3%、60代:3.3%
- ・性別男性:86.7%、女性:13.3%
- ・立場福祉用具事業所の管理者:40.0%、福祉用具専門相談員:43.3%、
その他:16.7%

(シンポジウムに関する意見)

・参加目的(複数回答可)

- | | |
|------------------------|--------|
| 今後の福祉用具サービスの方向性に興味があった | :63.3% |
| 相談員の職業能力の開発・向上に興味があった | :36.7% |
| 相談員個人が評価される仕組みに興味があった | :33.3% |

・シンポジウムの評価

大変良かった:30.0%、良かった:63.3%、あまり良くなかった:6.7%

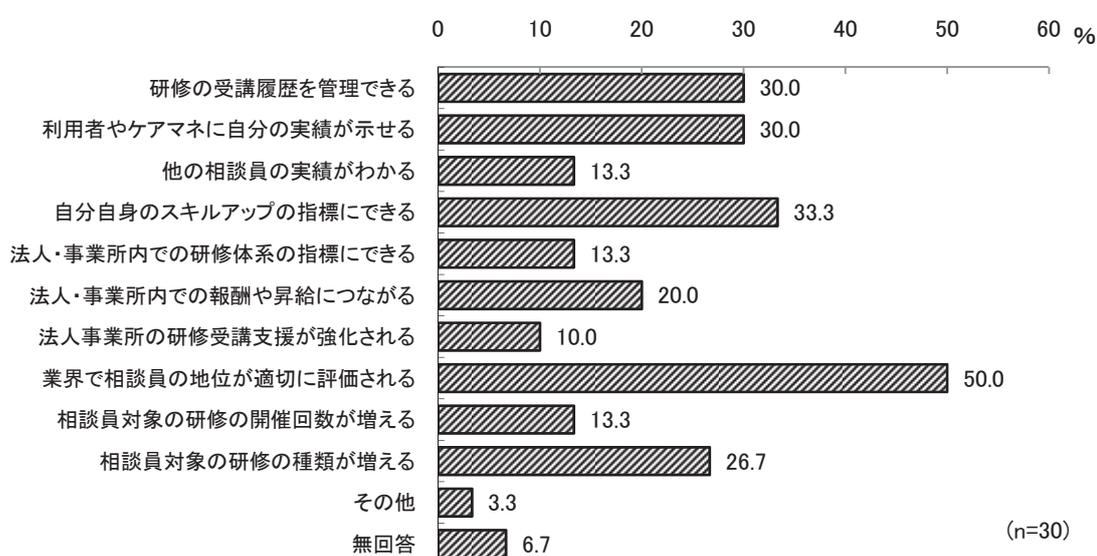
自由記述では、「ポイント制の方向性を学ぶことができた」、「今後求められる福祉用具事業のあり方が分かった」といった意見が挙げられた。

(ポイント制度に関する意見)

・ポイント制度の興味深い点(主なもの3つ)

回答者の半数が、ポイント制度によって「業界で相談員の地位が適切に評価される」という点に期待を抱いている。次いで、「自分自身のスキルアップの指標にできる」(33.3%)、「研修の受講履歴を管理できる」(30.0%)、「利用者やケアマネに自分の実績が示せる」(30.0%)といった回答が上位に挙げられた。

図表80ポイント制度の興味深い点



・ポイント制度への申請希望

してみたい:30.0%、まあしてみたい:50.0%

あまりしたいとは思わない:3.3%、まったくしたいとは思わない:3.3%、無回答:13.3%

申請に積極的な理由としては、「積極的に当社の社員を参加させたい」、「相談員自身の自信につながる」、「自身の立ち位置確認とスキルアップに繋がられる」といった意見が挙げられた。一方、申請に消極的な理由としては、「社内研修をした方が効率的で習得レベルも把握できる」という意見が挙げられた。

・ポイント制度全体に対する意見・質問

「地方の相談員も研修に参加しやすい環境を作ってほしい」、「ポイントの蓄積によって資格名が付与されるのか」、「事業所内の研修にはポイントはつかないのか」といった意見・質問が挙げられた。

②第3回シンポジウム

(回答者 59名の属性)

- ・年代 20代:8.5%、30代:35.6%、40代:30.5%、50代:16.9%、60代:6.8%、70代:1.7%
- ・性別男性:83.1%、女性:16.9%
- ・立場福祉用具事業所の管理者:37.3%、福祉用具専門相談員:40.7%、その他:16.9%、無回答:5.1%

(シンポジウムに関する意見)

・参加目的(複数回答可)

- 今後の福祉用具サービスの方向性に興味があった :67.8%
- 相談員個人が評価される仕組みに興味があった :61.0%
- 今後の相談員の役割に興味があった:54.2%

・シンポジウムの評価

大変良かった:33.9%、良かった:57.6%、あまり良くなかった:3.4%、無回答:5.1%

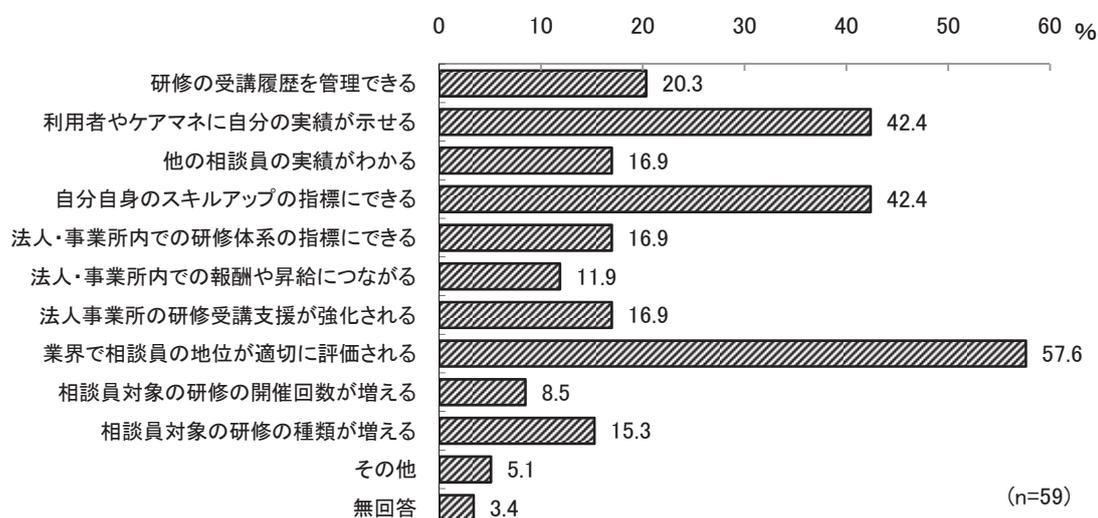
自由記述では、「福祉用具専門相談員の向上に取り組む努力が伺えた」といった意見が挙げられた。

(ポイント制度に関する意見)

・ポイント制度の興味深い点(主なもの3つ)

回答者の6割近くが、ポイント制度によって「業界で相談員の地位が適切に評価される」という点に期待を抱いている。次いで、「利用者やケアマネに自分の実績が示せる」と「自分自身のスキルアップの指標にできる」(各々42.4%)といった回答が上位に挙がった。

図表81ポイント制度の興味深い点



・ポイント制度への申請希望

してみたい:40.7%、まあしてみたい:28.8%

あまりしたいとは思わない:11.9%、まったくしたいとは思わない:3.3%、

その他:5.1%、無回答:13.6%

申請に積極的な理由としては、「自分の弱点やセールスポイントを管理出来る」、「自身のスキルアップに活用できると思った」、「自分の実力を試すいいきっかけになると感じた」といった意見が挙げられた。一方、申請に消極的な理由としては、「福祉ネットサービス等が閲覧されていない」、「小さな事業所は研修を受ける時間を作ることも困難なため」という意見が挙げられた。

・ポイント制度全体に対する意見・質問

「業界・専門職全体に普及するような仕事にしてほしい」、「簡単にアクセスする方法としてQRコードを名刺に入れると良い」、「全ての貸与事業所や専門相談員が参加するように普及啓発してほしい」、「現場実績として、個別計画書の作成実績の履歴(件数のみでも)が表示されると良い」といった意見・質問が挙げられた。

2. 生涯研修制度の運営に関するヒアリング調査結果

研修ポイント制度の運営方法を検討するにあたり、取り組みの工夫や留意点を把握するため、他の介護関連職が取り組んでいる生涯研修制度の運営に関するヒアリング調査を行った。ヒアリングの対象は、日本社会福祉士会、日本認知症ケア学会の2団体とした。

(1) 日本社会福祉士会（認定社会福祉士制度）（実施日：2013年1月16日）

研修ポイント制度に対する示唆のうち、主なものは以下の通りである。

- ・ 研修実施機関からの申請内容を審査するには時間を要する。制度として設けるカリキュラムにはある程度の柔軟性が求められる。
- ・ 修了確認は、修了証の提示を条件としている。
- ・ 今後は「認定を取ったらどうなるのか」という点を検討していく必要がある。

(2) 日本認知症ケア学会（認知症ケア専門士制度）（実施日：2013年1月17日）

研修ポイント制度に対する示唆のうち、主なものは以下の通りである。

- ・ 研修実施機関と、認証側の互いの責任範囲を明確にしている。認証側は申請資料に基づく範囲で認定委員会が判断しているが、実際の研修内容に対する責任は負えない。
- ・ 研修実施機関としては単位認定されることが集客のメリットになる。単位認定された講座の募集にあたっては、単位認定の対象だと明記でき、かつ日本認知症ケア学会を後援とすることができる。
- ・ 地域ごとの偏りをなるべく小さくするのが重要である。

3. 受講研修の申請・評価の実施

(1) 実施方針

①目的

ユーザーとなる福祉用具専門相談員や介護支援専門員等の視点から、研修ポイント制度(案)の有効性や利便性を検証することで、より信頼感の高い制度を稼働させるための改善点や検討課題を明らかにすること。

②検証項目

検証項目は以下の4つを設定した。

- ・福祉用具専門相談員や介護支援専門員から見て、制度の目的や内容は理解しやすいものか。
- ・研修認証・ポイント認定のプロセス・基準は公開に耐えうる信頼性があるか。
- ・福祉用具専門相談員から見て、手続きのプロセスやweb操作に問題ないか。
- ・事務局(管理者)から見て、手続きのプロセスやweb操作に問題ないか。

③実施時期

実施時期は2012年12月1日～2013年3月15日であった。

- ・2012年12月1日～2013年2月18日:研修認証プロセスの実証、webページの構築
- ・2013年2月19日～2013年2月28日:研修認定プロセスの実証
- ・2013年3月1日～2013年3月15日:公表プロセスの実証

④参加者

a) 受講研修の申請・表示プロセスの実証

過去に研修を受講したことのある福祉用具専門相談員108名(18事業者)が参加し、うち82名がポイント申請を行った。モニターの募集にあたっては、本会の各都府県ブロック長に、地域の福祉用具専門相談員の紹介を依頼した。ブロック未組織地域についても、会員を中心に募集を行った。参加者108名の属性は以下の通りであった。

- ・性別 男性:90.7%、女性:9.3%
- ・事業所の所在地 計35都道府県

青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

・業務経験年数

業務経験年数は、5～10年未満が42.6%と最も多く、次いで10～15年未満が27.8%、3～5年未満が13.0%であった。

図表82 モデル実証参加者 業務経験年数

1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上
0.9%	5.6%	13.0%	42.6%	27.8%	8.3%	1.9%

・モデル実証で実施したこと

参加申請を行った108名のうち、プロフィール登録を行ったのが97名(89.8%)、ポイント申請を行ったのが82名(75.9%)、アンケート回答を行ったのが74名(68.5%)であった。

図表83 モデル実証参加者 実施したこと

	人数	割合
参加申請	108名	100%
プロフィール登録	97名	89.8%
ポイント申請	82名	75.9%
アンケート回答	74名	68.5%

b) 福祉用具専門相談員から見た評価

福祉用具専門相談員から見た、研修ポイント制度に関する評価を行うため、モデル実証に参加した相談員に対してwebアンケート調査を実施した。上述の通り、74名がアンケートに回答した。(調査結果は「4.参加した福祉用具専門相談員へのアンケート調査」を参照)

c) 介護支援専門員から見た評価

介護支援専門員から見た研修ポイント制度に関する評価を行うため、ヒアリング調査を実施した。2名の介護支援専門員から本制度に対する期待や課題について意見を得られた。(調査結果は「5.介護支援専門員へのヒアリング調査」を参照)

⑤ポイントの対象とした研修

以下の9つの外部研修を対象とした。

- ・福祉用具供給事業従事者現任研修((社)シルバーサービス振興会)
- ・福祉用具選定士認定研修((社)日本福祉用具供給協会)
- ・可搬型階段昇降機安全指導員研修 基礎講習((財)テクノエイド協会)
- ・リフトリーダー養成研修((財)テクノエイド協会)

- ・ 福祉用具プランナー研修 ((財)テクノエイド協会)
- ・ 福祉用具プランナー管理指導者養成研修 ((財)テクノエイド協会)
- ・ 普及研修リーダー養成研修 ((社)全国福祉用具専門相談員協会)
- ・ 地域におけるケアマネジャーと福祉用具専門相談員合同研修 ((社)全国福祉用具専門相談員協会)
- ・ 訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修 ((社)全国福祉用具専門相談員協会)

(2) 実施方法

①web ページの構築

モデル実証では、「プロフィール登録画面」、「ポイント申請画面」、「トップページ」、「表示画面」の実装を行った。それ以外の画面については、イメージのみを提示した。

②研修の認証プロセスの検証

a) 研修情報の収集

モデル実証では、既に情報を把握している研修のみを対象とし、ブロック経由での情報収集は実施しなかった。

b) 実施機関に対する働きかけ

全国福祉用具専門相談員協会以外の研修実施主体(シルバーサービス振興会、日本福祉用具供給協会、テクノエイド協会)に対して協力依頼を行った。

c) 実施機関による研修認証申請

各実施機関は、「(仮)研修事前認証申請書」に記入し、本会に提出した。

d) 研修の認証

各実施機関からの申請内容に基づいて、申請された研修の認証を行った。なお、研修認証委員会は、第2回検討委員会の席上にて開催する方式を採った。

③認証プロセスにおける課題の抽出

モデル実証を通じて、認証の段階で事務局と各実施機関の間で、研修の情報や科目の読み替えに関するやり取りが多く発生した。事務手続きを簡素化し、多くの実施機関に申請してもらうには、申請にあたって準備すべき資料を明示し、確認の手間を少なくする工夫が必要と考えられる。

④ポイントの認定プロセスの検証

a) 参加申し込み

モデル実証参加を希望する福祉用具専門相談員に、申込書を記入・送付してもらった。

b) 初期登録

以下の作業を実施した。

- ・ 参加を希望した福祉用具専門相談員に対して、ログインIDとパスワードを発行した。
- ・ 登録されたメールアドレスへ、ログインIDとパスワードを連絡し、登録を依頼した。
- ・ 福祉用具専門相談員は、ウェブサイトログインし、基本情報を登録した。

c) 認証研修の確認

福祉用具専門相談員は、ログインした状態で、認証済みの研修一覧の確認を行った。

d) 研修受講

実証期間が短期間であるため、期間内での新規受講は想定しなかった。

e) 研修ポイント認定申請

福祉用具専門相談員は、受講したことがある研修についてポイントの認定申請を行った。また修了証はウェブサイト上でコピーを提出する方法を試行した。修了証を紛失した場合は備考欄に記入し、メール、FAX または郵送することとした。

f) 研修ポイントの認定

申請内容及び修了証の内容に基づき、事務局にて研修ポイントの認定作業を行った。認定期間は、2013年2月19日(火)～2月28日(木)とした。

⑤ポイントの表示

2013年3月1日(金)にウェブサイトでのポイント表示を行った。一般公開は行わず、モデル実証に参加した福祉用具専門相談員本人に対して、認定結果を表示したページの案内をメールで連絡した。併せて、後述するアンケートの回答依頼を行った。

⑥認定・公表プロセスにおける課題の抽出

認定・公表プロセスの実証において、以下のような課題が見つかった。

- ・ 研修実施機関が他に研修開催を委託している場合、事実確認が難しい場合があった。
- ・ 修了証は PDF・JPEG 形式でアップロードしてもらったが、画質が荒く情報を確認できない

場合があった。

- ・似た名称の研修修了証とともに誤って申請してくる例が見受けられた。

(3) ポイント認定結果

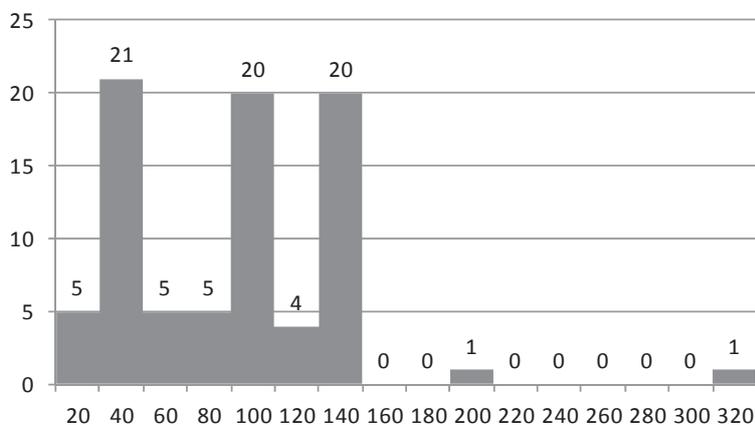
ポイントを申請した82名の認定結果は、以下の通りとなった。平均値は81.0ptであり、福祉用具貸与事業者アンケート調査における706名の平均値57.1pに比べて高い水準となった。

なお、全体を通じて、ポイント取得数と福祉用具専門相談員の属性(性別、事業所の所在地、業務経験年数)の間には相関は見られなかった。

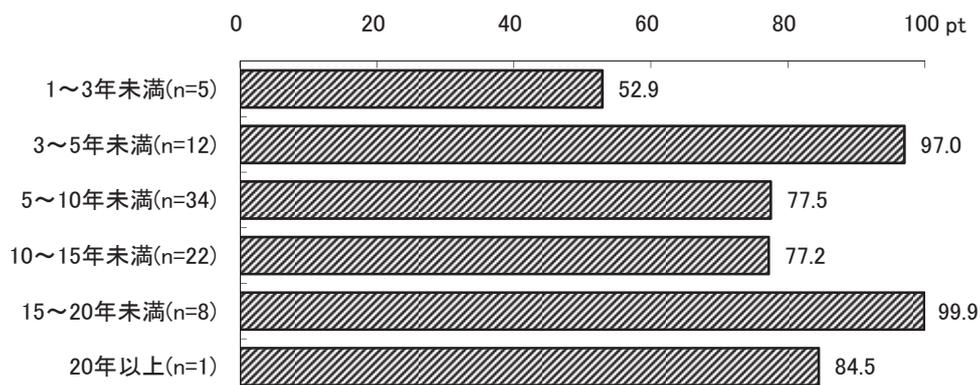
図表84 ポイント認定を受けた82名の研修ポイント取得数 記述統計

	全研修を受講した場合のポイント	最小値	最大値	平均値
合計	408.0 pt	3.5pt	316.0pt	81.0pt
領域1	64.8 pt	0pt	41.3pt	10.2pt
領域2	60.0pt	0pt	42.0pt	14.4pt
領域3	36.5pt	0pt	31.5pt	3.1pt
領域4	93.7pt	0pt	78.2pt	15.5pt
領域5	153.0pt	0pt	123.0pt	37.8pt

図表85 ポイント認定を受けた82名の研修ポイント取得数 ヒストグラム



図表86 研修ポイント取得数の平均値(業務経験年数毎)



4. 参加した福祉用具専門相談員へのアンケート調査結果

(1) 調査方法

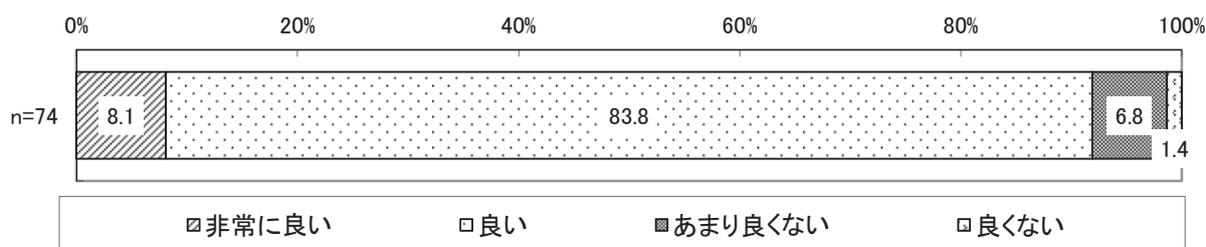
- ・モデル実証に参加した福祉用具専門相談員に対して、web アンケート調査を実施した。
参加者 108 名のうち、74 名から回答が得られた。
- ・回答期間は 2013 年 3 月 1 日～12 日。

(2) 調査結果

①「プロフィール登録画面」の使い勝手

「プロフィール登録画面」の使い勝手は、「非常に良い」が 8.1%、「良い」が 83.8%であり、大多数から「良い」という評価を得られた。

図表87「プロフィール登録画面」の使い勝手の評価



【主な回答理由】

a) 良かった点

- ・ 選択がチェックボックスのため、入力作業がスムーズに行えた。
- ・ 各項目がわかりやすく、ストレスなく入力することができた。

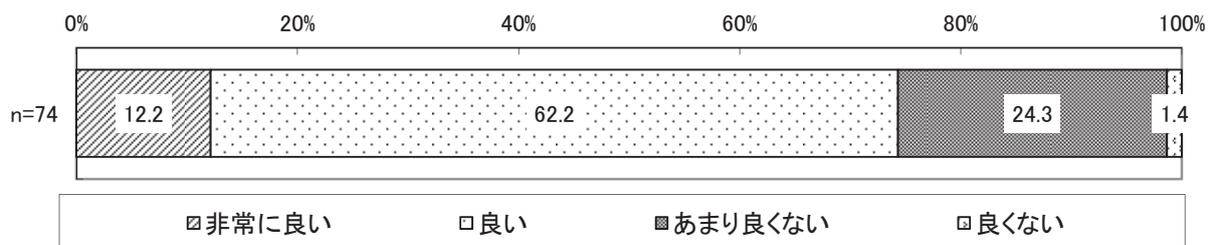
b) 問題点

- ・ 経験や講師経験等の記入方法・判断基準がわかりにくい。
- ・ 得意分野とはなにをもって得意といえるのか不明であり、複数回答できないのが不満。
また、得意分野で選択できなかった場合、この分野は得意でないのでは？と疑問を持たれかねない懸念がある。
- ・ ランキングテストの結果情報を、自動で反映してほしい。

②「ポイント申請画面」の使い勝手

「ポイント申請画面」の使い勝手は、「非常に良い」が12.2%、「良い」が62.2%であり、概ね「良い」という評価を得られた。一方、「あまり良くない」が24.3%であり、修了証の添付の負担軽減、研修の検索機能の付与などの意見が挙げられた。

図表88「ポイント申請画面」の使い勝手の評価



【主な回答理由】

a) 良かった点

- ・ 対象研修が一覧化されているのが分かりやすく、登録しやすかった。
- ・ 選択・参照機能があり、入力がスムーズに行えた。

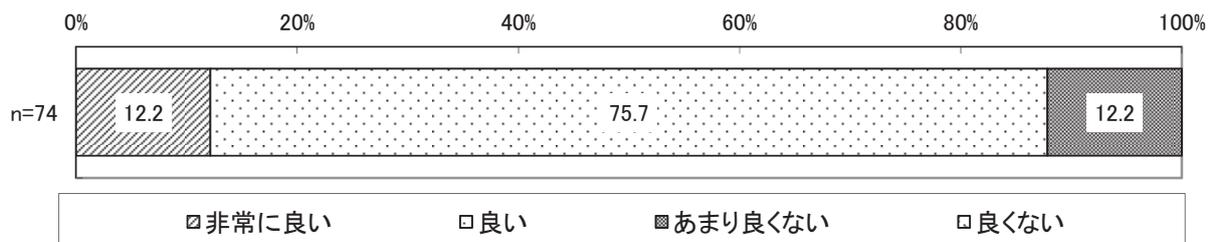
b) 問題点

- ・ 修了証の添付が大変なので、番号で登録できる等の簡略化を検討してほしい。
- ・ 検索できるのはよいが、全角・半角の区分をなくしてほしい。また、受講した研修がポイント加算の対象になっているのかも調べたい。

③「基本情報画面」の情報項目やレイアウト

「基本情報画面」の情報項目やレイアウトは、「非常に良い」が12.2%、「良い」が75.7%であり、大多数から「良い」という評価を得られた。

図表89「基本情報画面」の情報項目やレイアウトの評価



【主な回答理由】

a) 良かった点

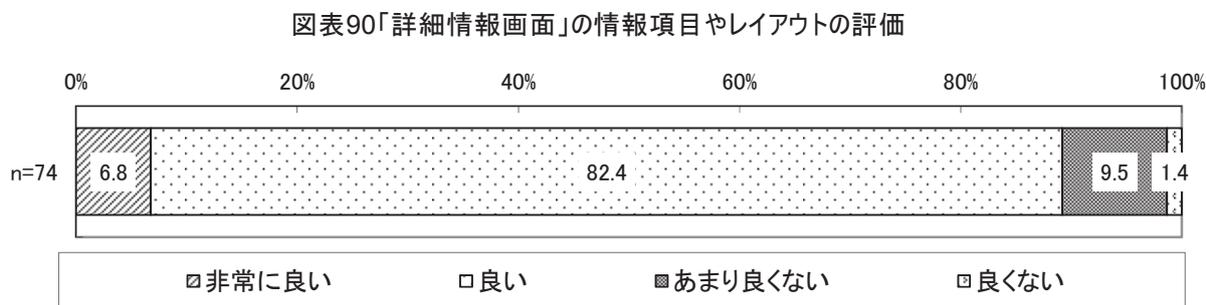
- ・ 文字のサイズが大きく、高齢者にとっても見やすいレイアウトである。
- ・ 相談員の名前の下に所属事業所の連絡先等が掲載されているため、サイトを見た人が問い合わせをしやすいと思う。

b) 問題点

- ・ 名前のフォントサイズが大きすぎて、全体としてはバランスが崩れているように感じた。
- ・ 「順位」の必要性に疑問を感じる。他の項目だけでかまわないのではないか。また、「総合順位」ではなく、「全国順位」の方が分かりやすい。
- ・ 事業所のサービス内容が読みにくい。大項目は太字にする等、読みやすくなるように工夫できないか。

④「詳細情報画面」の情報項目やレイアウト

「詳細情報画面」の情報項目やレイアウトは、「非常に良い」が6.8%、「良い」が82.4%であり、大多数から「良い」という評価を得られた。



【主な回答理由】

a) 良かった点

- ・ 常に左縦に名前、ポイントが表示されており、表示された情報と左縦の情報が同時に確認できる等、とても見やすかった。
- ・ 資格やポイントばかりでなく、個人の個性が出る項目として重要だと感じた。

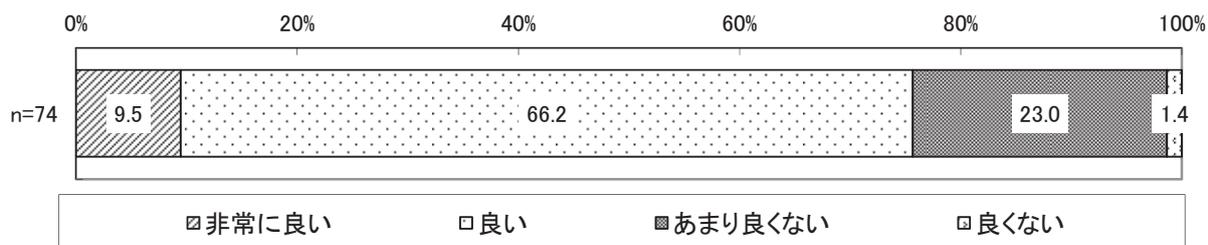
b) 問題点

- ・ 名前が大きいのに対して、他の部分のフォントが小さく感じる。
- ・ 自己PRは必要な項目なのか、疑問を感じる。

⑤「研修ポイント画面」の情報項目やレイアウト

「研修ポイント画面」の情報項目やレイアウトは、「非常に良い」が 9.5%、「良い」が 66.2%であり、概ね「良い」という評価を得られた。一方、「あまり良くない」が 23.0%であり、レーダーチャートの領域名の表記や色分けについての改善を希望する意見が多く挙げられた。

図表91「研修ポイント画面」の情報項目やレイアウトの評価



【主な回答理由】

a) 良かった点

- ・ グラフが見やすく良い。
- ・ レーダーチャートのため、ポイント取得状況が分かりやすい。

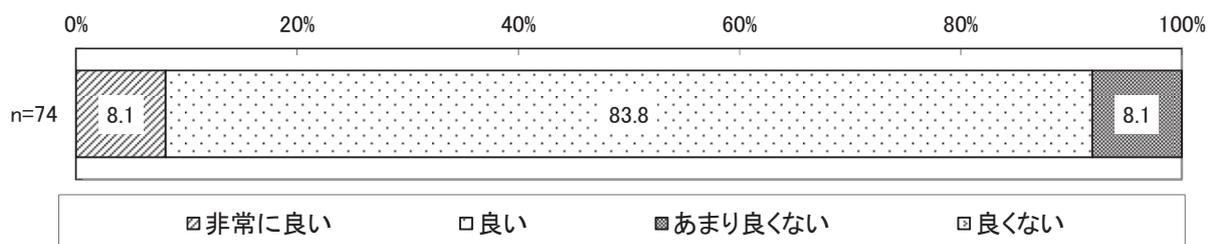
b) 問題点

- ・ レーダーチャートの「領域 1」等の表記がわかりにくい。領域名を記載する、あるいはカーソルを合わせると説明文が表示されるなど、一目で理解できるように工夫してほしい。
- ・ レーダーチャートの色分けが曖昧で見にくい。
- ・ MAX 値などの言葉は、一般の方にはわかりにくいと思われる。

⑥「トップページ」の情報項目やレイアウト

「トップページ」の情報項目やレイアウトは、「非常に良い」が 8.1%、「良い」が 83.8%であり、大多数から「良い」という評価を得られた。

図表92「トップページ」の情報項目やレイアウトの評価



【主な回答理由】

a) 良かった点

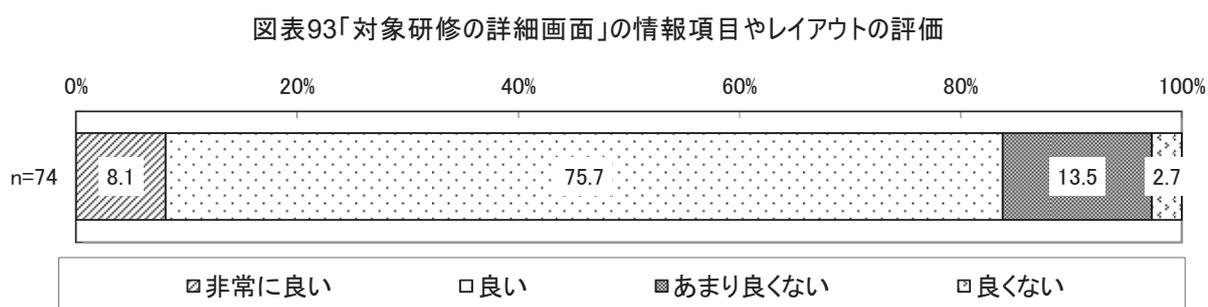
- ・ 項目が絞られているので必要な情報にアクセスしやすく、シンプルでよい。
- ・ 各項目が大きくはっきりとしているので、分かりやすい。
- ・ 色使いやデザインが優しい印象で良い。

b) 問題点

- ・ 文字の色が淡くて見にくいいため、コントラストをはっきりさせてほしい。
- ・ バナーについて、最上段は「ログアウト」ではなく「検索」ボタンの方が良い。

⑦「対象研修の詳細画面」の情報項目やレイアウト

「対象研修の詳細画面」の情報項目やレイアウトは、「非常に良い」が 8.1%、「良い」が 75.7%であり、大多数から「良い」という評価を得られた。



【主な回答理由】

a) 良かった点

- ・ 研修内容・ポイントの確認により、次回を受講を目指すきっかけになると思う。
- ・ 表形式で、簡潔で見やすい。

b) 問題点

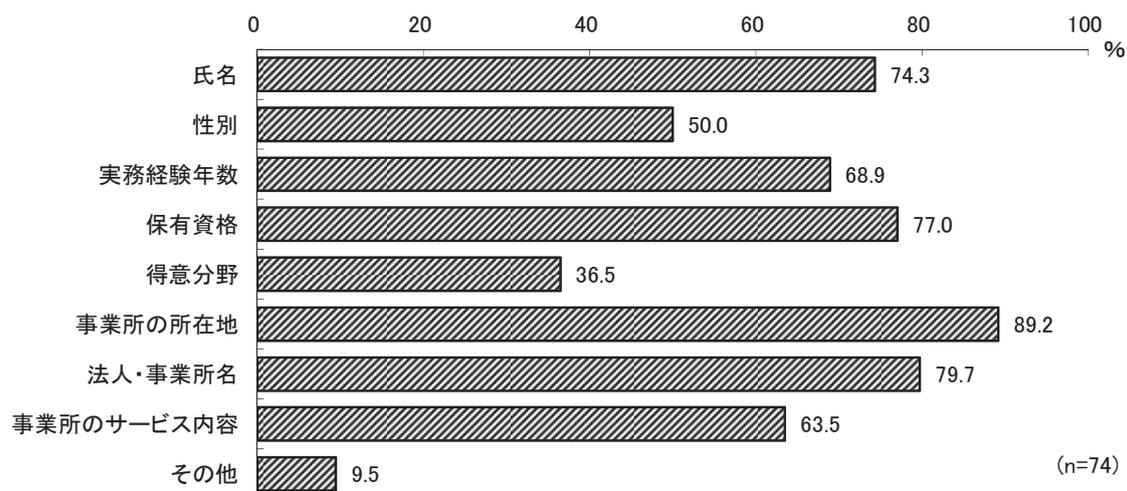
- ・ 研修に関する連絡先の表示、又はホームページのリンクなどがあると、受講促進になると思う。
- ・ ポイントの配点を領域だけで示し、科目等は選択して表示した方がすっきり見える。
- ・ 研修名を大きくしてほしい。

⑧「福祉用具専門相談員の検索画面」で必要な項目(複数回答可)

「福祉用具専門相談員の検索画面」で必要な項目としては、「事業所の所在地」が 89.2%、「法人・事業所名」が 79.7%、「保有資格」が 77.0%、「氏名」が 74.3%であった。

一方、「得意分野」は 36.5%と、必要だと回答した割合が小さかった。

図表94「福祉用具専門相談員の検索画面」で必要な項目



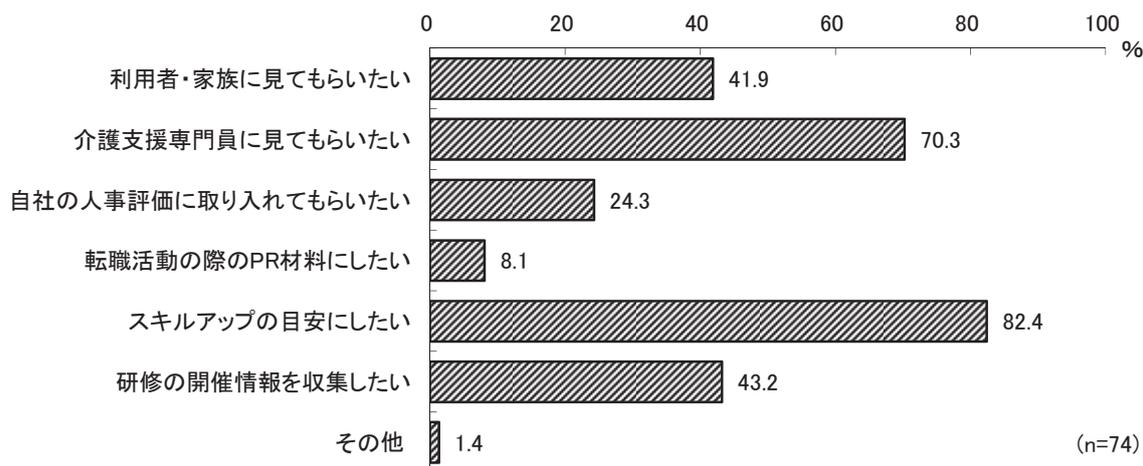
【「その他」で挙げられた項目】

- ・ 営業時間・営業日、店舗の有無
- ・ 相談員の営業活動エリア

⑨研修ポイント制度の活用方法

「スキルアップの目安にしたい」が82.4%、「介護支援専門員に見てほしい」が70.3%、「研修の開催情報を収集したい」が43.2%、「利用者・家族に見てほしい」が41.9%であった。

図表95 今後、研修ポイント制度をどのように活用したいか



⑩研修ポイント制度全体に関して、期待することや不安に思うこと

a) 期待すること

(スキルアップ促進の効果)

- ・ 福祉用具専門相談員全体の質のレベルアップにつながるとよい。研修がより一層受けやすい雰囲気になればよい。
- ・ 他の福祉用具専門相談員はどのような研修を受けているのかが分かり、自分のスキルアップの目標が立てやすい。
- ・ 事業所内で制度を活用してポイントを競い合い、社員のスキルアップに繋がれば良い。そのためには社員が関心を持つような取り組み(人事評価での活用)なども有効。
- ・ ポイントと実力が合致するように努めなければいけないと実感した。「あの研修を受けていてもこんなものか」と評価されないように、より向上していこうという指標になる。
- ・ 研修とポイント数の明確な付与理由があればわかりやすい。

(利用者・家族や介護支援専門員への情報提供の効果)

- ・ これからの時代は質を重視する利用者・家族が増えてくると思うので、研修ポイント制度は福祉用具事業者や相談員を選択する際のひとつの目安になる。
- ・ 個人としては、よりやりがいを持って業務に望め、勤務先にとっても会社のPRになる。
- ・ 研修の受講状況と専門相談員のスキルは必ずしも比例するものではないが、受講状況

が専門相談員を選択する上での一つの指標となることは間違いない。

(制度の普及・定着のための取り組み)

- ・多くの福祉用具専門相談員が登録することで、この制度の公平性や信頼性が向上するのではないかと。
- ・メリットを打ち出すため、一定期間が経過したら制度活用の成功事例などを PR すると、未登録者もしくは利用する方に制度の活用イメージがわくと思う。
- ・研修ポイント制度によって知識や技術を習得していることを評価されるようになってほしい。利用者や家族、介護支援専門員などに制度を活用してもらえることが重要である。

b) 不安に思うこと、改善すべきと思うこと

- ・利用者や家族に、ポイントだけを見て評価されないか不安がある。
- ・個人のモチベーションが高くても、人数の多い営業所では研修を受ける順番がなかなか回ってこない、あるいは地方で受講する機会が少ないという事情も配慮してほしい。
- ・個人情報が開示されるので、悪用されないような配慮ができるといい。
- ・インターネットを利用できない高齢者にも分かりやすいような方法があればより良い。
- ・知識やスキルは使用しないと経年劣化するものと思うので、取得年月程度の表示があつては良いのではないかと。

5. 介護支援専門員へのヒアリング調査結果

(1) 調査方法

- ・ 介護支援専門員から見た、研修ポイント制度に関する評価を行うため、ヒアリング調査を実施した。参加者は2名の介護支援専門員であった。
- ・ 実施日は2013年3月11日。
- ・ 研修ポイント制度や画面イメージを紹介した上で、介護支援専門員自身、あるいは利用者・家族が閲覧することを想定して、ウェブサイトの改善点、あるいは研修ポイント制度の活用等に関する意見交換を行った。

(2) 調査結果

ヒアリング調査の結果、以下のような意見を得られた。

①研修ポイント制度への期待

a) 福祉用具専門相談員との接点を持ちやすくなる

- ・ 各福祉用具専門相談員や事業所の得意分野が可視化され、誰に相談していいかがわかりやすくなる。
- ・ 福祉用具は日進月歩であり、研修の受講状況や情報収集に対する姿勢が分かると、事業所を選ぶ上で参考になる。
- ・ なれあいの関係に陥らず、経験や知識・技術から判断する上で役立つ。
- ・ 利用者から「この福祉用具専門相談員はどうか」とリクエストされて、これまで関わりがない場合に、どのような人なのかを知るツールとして活用できる。
- ・ 福祉用具専門相談員に関する情報が提供されることで、介護支援専門員としても、相談員との連携をこれまで以上に意識するようになる。

b) 利用者の自己決定につながる

- ・ なぜその相談員を選んだか、介護支援専門員が画面をプリントアウトして利用者に説明する際の資料になる。自分が紹介した人の信頼性を担保するとともに、利用者の自己決定につながる。
- ・ これからは利用者や家族が違和感なくウェブサイトで情報を収集するようになって考えられ、その際に役立つと思う。

c) 福祉用具専門相談員のスキルアップを促進する

- ・ 「本当にかんばっている人」が分かりやすく示されるので、福祉用具専門相談員自身のモチベーションにもつながると思う。

- ・福祉用具専門相談員同士でライバル意識を持ち、レベルアップにつながるのはいいと思う。介護支援専門員など他職種でも同様の取り組みを考えてもよいと思う。
- ・研修会が少ない地域でも、自分たちで開催するなどの動きを促すのではないかな。
- ・これからは地域で利用者を支えていかなければならないことを考えると、本制度は地域の指導者を作っていく上でも意義がある。制度を活用して指導力を証明していくことができるのではないかな。

②研修ポイント制度に関する課題

- ・介護支援専門員にとって、新しい福祉用具専門相談員を知るという活用に踏み込めるかは、今後の普及・定着の方法次第かもしれない。
- ・研修以外の実践についても、何らかの情報があるとより良い。例えば、「こんな事例に対して、このような対応・提案を行った」といった内容が自己 PR などに記載されていると分かりやすい。
- ・自己申告のデータ(保有資格や自己 PR 等)と、客観的なデータ(ポイント等)が明確に区別できるように、注釈や色分けの工夫が必要ではないかな。自己申告部分に偽ったデータが書かれてしまうと、ウェブサイト自体の信頼を損ねかねない。
- ・色のコントラストが見えにくい。
- ・ウェブサイトを印刷して利用者に見せるには、福祉用具専門相談員の基本情報、詳細情報のページを両面 1 枚に印刷できるような機能があるとよい。

第5章 今後検討すべき課題と方向性

研修ポイント制度は、福祉用具専門相談員の職業能力開発を支援する仕組みだが、福祉用具専門相談員自身が専門職として研鑽に努めることが前提にあって初めて成り立つ。福祉用具専門相談員は、経験年数に関わらず継続的な学習に対する心構えを持つことが求められる。

また各事業所は、介護保険制度の担い手として福祉用具専門相談員の職業能力開発を行う責務があると同時に、専門性の高い福祉用具専門相談員に支えられた質の高いサービスの提供によって経営力の向上を目指すことが期待される。

このような前提に立った上で、研修ポイント制度の普及・定着に向けて、今後検討すべき課題を整理すると、以下の5点が挙げられる。

① 福祉用具専門相談員、事業所への普及・利活用の促進

- ・ 職種全体で見ると、外部研修の受講率が低い現状がある。本制度のウェブサイトにおける研修情報等の発信を通じて、研修情報に触れる機会を増やし、研修の受講を促していく必要がある。そのためには、福祉関連団体や研修実施機関との連携を通じた情報の交流も必要であろう。
- ・ また、福祉用具専門相談員や事業所に対して、実務経験や職場内研修との組み合わせを考慮した、外部研修受講のモデルパターンを提示することも検討に値する。
- ・ 併せて、ウェブサイトやセミナーにおいて、研修と実務経験をうまく組み合わせる専門性を身に付けている福祉用具専門相談員の経験談を紹介し、他の福祉用具専門相談員の学習方法の参考にしてもらうなどの工夫も考えられる。
- ・ 学習の実績が可視化されるという特徴を活かし、能力評価と直結しないことに留意しつつ、人事制度の指標としての活用(例. 事業所としての推奨ポイントの設定、受講機会の提供時の考慮)も期待される。

② 利用者や家族、介護支援専門員、自治体への周知

- ・ 利用者や家族、介護支援専門員、自治体がサービス選択や多職種連携を行う際に情報を入手しやすいよう、主体の特性に応じて情報の内容や量、見せ方を考慮する必要がある。
- ・ 具体的には、公表する情報の絞り込みを行う、あるいはインターネット環境が整っていない場合も情報を得やすいよう、サイト画面を簡便に印刷できる機能を付与し、福祉用具専門相談員等が持ち運ぶなどして周知・活用を促す方法が考えられる。
- ・ なお、周知・利活用促進の方法は、閲覧した人へのアンケート調査やアクセスログの解析等を通じて検証し、必要に応じて見直すことが望まれる。

③ 研修の充実に向けた研修実施機関との連携

- ・ 本制度の魅力を高めるには、対象となる研修が福祉用具専門相談員にとって受講したい内容で、かつ受講しやすいことが要件となる。運営側としては、要件を満たす研修を提供している研修実施機関に対して、本制度の認証申請を働きかける必要がある。
- ・ 一方、研修実施機関側にとっても認証は受講者を集めるインセンティブになると考えられる。本会が本事業とは別に実施した、福祉用具専門相談員の指定講習事業者を対象としたアンケート結果でも、研修実施機関の本制度への関心が高いことが伺えた。インセンティブをより活かすため、研修実施機関が受講者を募集する時に本制度の認証を受けている旨の明記を認める方法が考えられる。
- ・ また、認証申請を働きかける際は、研修内容や地域毎の開催状況の偏りを出来る限り小さくする配慮が必要である。
- ・ 加えて、既存の研修に留まらず、福祉用具専門相談員の実践力を高める研修をより充実させるため、本制度のカリキュラムに準じた科目の設定や、実技・演習・事例検討の重視、修了試験の導入、e ラーニングの活用、多職種の参加など、本制度として外部研修に望む実施上の工夫を整理し、指針として示すことも考えられる。
- ・ その一環として、職能団体である本会自身による研修のあり方、また研修実施機関との連携による研修のあり方を検討することも必要であろう。

④ 学習の意欲・効果を高めるための、本制度の設計の改善

- ・ 福祉用具専門相談員の学習への意欲や効果を高めるため、中長期的には、本制度の仕組みをさらに工夫することも検討する必要がある。
- ・ まず、福祉用具専門相談員に求められる様々な領域・科目の学習を促すため、本制度ではカリキュラムという仕掛けを導入した。それを活かすため、各領域や科目に関して取得を推奨するポイントの水準を提示する、あるいは重点を置くべき科目に対してポイント付与の際に重み付けするといった方法が考えられる。
- ・ また学習の効果を高めるため、修了試験を導入している研修に対してポイント付与の際に重み付けする方法も考えられる。
- ・ さらに福祉用具専門相談員自身の継続学習へのモチベーションを高める上で、更新制の導入、ポイントに応じたグレード設定・上位資格創設なども将来的には検討が望まれる。

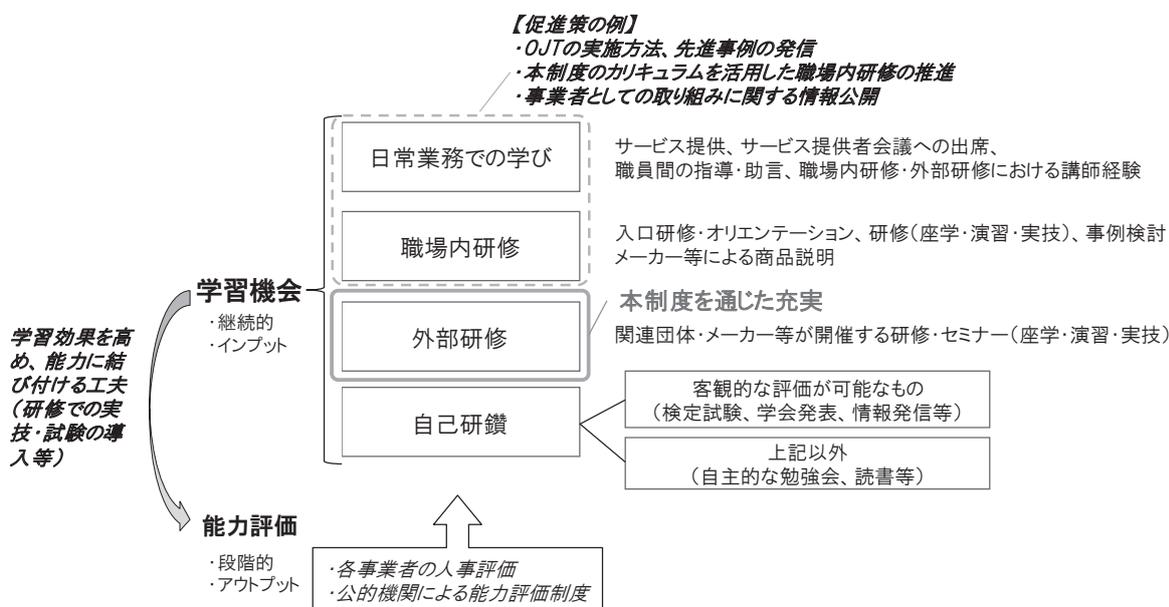
⑤ 人材養成の取り組み全体の促進

- ・ 本制度は専門職としての養成体系を構築する第一歩として、外部研修の受講実績に焦点を当てている。ただし、人材養成においては外部研修に加え、日常業務での学びや

職場内研修、自己研鑽も並行して行ってこそ能力向上につながる。そのため、事業者には、本制度の活用と合わせて、日常業務での学びや職場内研修の促進を図ることが求められる。

- それを支援するため、OJT の実施方法や先進事例の発信、本制度のカリキュラムを活用した職場内研修の推進、事業者としての取り組みに関する情報公開といった促進策を検討する必要がある。
- なお、福祉用具専門相談員に必要な要件を「見える化」し、他産業から人材を招き入れる、もしくは学生のうちから福祉用具専門相談員を目指すインセンティブを働かせる意味での本制度の活用を検討していくことも、将来的には必要であろう。

図表96 人材養成の取り組み全体の促進(イメージ)



⑥ 安定的な運営基盤の確立

- 本制度は対外的な情報提供を軸としており、また長期的視野の必要な人材養成の仕組みである以上、継続的な運営が求められる。そのためには安定した収入源の確保が重要となる。
- 本制度の定着段階においては、認証料や利用料の設定、あるいは能力開発を促す研修事業や出版事業との連動、研修実施機関や事業所からの広告費収入など、本制度のコンテンツやウェブサイトを活用した収入源の多様化を検討する必要がある。
- また、前記④で検討課題として挙げた更新制についても、上述の通り継続的な学習を促す効果に加え、本制度の収益面への影響にも考慮して検討する必要がある。

【資料編】

1. 福祉用具貸与事業所アンケート調査票

管理者調査票

福祉用具貸与事業所 管理者の方へ

福祉用具サービス計画書の活用と研修受講に関するアンケート

I. 貴事業所における福祉用具サービス計画書の活用状況についてお伺いします。

問1 貴事業所における福祉用具貸与サービスの2012年10月1日時点の利用者数について、最もよく当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 30人未満	2. 30～99人	3. 100～199人	4. 200～299人	5. 300～399人	6. 400人以上
----------	-----------	-------------	-------------	-------------	-----------

問2 貴事業所における福祉用具サービス計画書の作成状況として、(1)～(3)について、最もよく当てはまるものをそれぞれ一つずつ選び、番号に○をつけてください。

	9割以上	7～9割未満	5～7割未満	3～5割未満	1～3割未満	1割未満	未作成
(1) 計画書作成が必要な全利用者(2012年10月1日までの貸与及び販売)※	1	2	3	4	5	6	7
(2) 上記のうち、2012年4月以降に契約した新規利用者(貸与及び販売)	1	2	3	4	5	6	7
(3) 上記のうち、2012年3月以前に契約した継続利用者(貸与)	1	2	3	4	5	6	7

※9月末までに解約された利用者も含む。

※以下は、問2の(1)で1～5のいずれかを選んだ方にお伺いします。6を選んだ方は問13にお進みください。

問3 貴事業所では、福祉用具サービス計画書をいつ頃から作成していますか。当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。なお、本設問における「福祉用具サービス計画書」とは、利用者の基本情報・福祉用具が必要な理由・福祉用具の利用目標・福祉用具の機種と選定理由、関係者間で共有すべき情報などを記載した事業所の独自書式を含みます。

1. 2009年3月以前より作成開始(ふくせん様式発表前)	2. 2009年4月～2012年3月の間に作成開始(ふくせん様式発表後、義務化前)	3. 2012年4月以降に作成開始
-------------------------------	---	-------------------

※2009年4月に、全国福祉用具専門相談員協会「福祉用具サービス計画書記入様式(ふくせん様式)」が発表されました。

問4 貴事業所では、一人の利用者の福祉用具サービス計画書を作成する際に、複数の福祉用具専門相談員で分担していますか。最もよく当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。分担とは、利用者宅を訪問した専門相談員と、計画書作成をする専門相談員を分けている場合や、計画書の欄によって、記載担当を分けている場合を指します。

1. 原則として分担せず、1名で作成している	2. 複数の福祉用具専門相談員で分担して作成している	3. その他()
------------------------	----------------------------	-----------

問5 貴事業所では、福祉用具サービス計画書に記載する情報を、主にどのような方法で収集していますか。最もよく当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 利用者・家族を訪問して把握する	2. 利用者・家族への電話で把握する	3. ケアプラン等の書面 で把握する	4. ケアマネジャーか ら把握する	5. その他 ()
--------------------	--------------------	-----------------------	----------------------	---------------

問6 貴事業所では、福祉用具サービス計画書をどのようなツールを用いて作成していますか。当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 手書きで作成	2. ワードやエクセルで作成
3. 専用ソフト(文例登録・参照機能あり)で作成	4. 専用ソフト(文例登録・参照機能なし)で作成
※3,4をお選びの方は、ソフトウェアの開発/販売事業者名をご記入ください→()	
5. その他()	

問7 貴事業所では、福祉用具サービス計画書についてどのような様式を使用していますか。当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。
また、全国福祉用具専門相談員協会「福祉用具サービス計画書記入様式(以下、ふくせん様式)」をそのまま使用している事業所以外は、どのような項目を追加・削除しているかをご記入ください。

1. ふくせん様式をそのまま使用
2. ふくせん様式の一部項目を追加して使用 ()
3. ふくせん様式から一部項目を削減して使用 ()
4. 独自の様式を使用 ()

問8 【問7で2～4のいずれかを選んだ方にお伺いします】 貴事業所において、「ふくせん様式」を修正して使用、もしくは独自様式を使用している理由をご記入ください。(自由記述)

--

問9 貴事業所では、福祉用具サービス計画書を以下の事業者に渡していますか。(1)～(3)について、最もよく当てはまるものをそれぞれ一つずつ選び、番号に○をつけてください。

(1) 介護支援専門員	1. 必ず渡している	2. 概ね渡している	3. あまり渡していない	4. 渡していない
(2) 訪問介護事業者	1. 必ず渡している	2. 概ね渡している	3. あまり渡していない	4. 渡していない
(3) 他の在宅サービス事業者	1. 必ず渡している	2. 概ね渡している	3. あまり渡していない	4. 渡していない

問10 貴事業所では、利用者・家族への説明以外に、福祉用具サービス計画書をどのような場面で活用していますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

1. 介護支援専門員との情報共有	2. 在宅サービス事業者との情報共有(訪問介護、訪問看護、OT・PT等)
3. 事業所内での引き継ぎ・情報共有	4. サービス担当者会議での説明
5. 事故防止や事故発生時の要因分析	6. その他 ()

問11 貴事業所では、どの程度の頻度でモニタリングを実施していますか。最もよく当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 1ヶ月に1回程度	2. 2～3ヶ月に1回程度	3. 4～6ヶ月に1回程度
4. 半年～1年間に1回程度	5. 1年間に1回未満	6. 実施していない

問12 貴事業所は、モニタリングの記録を行う際に、どの様式を使用していますか。当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. ふくせんが開発した「モニタリングシート」(ふくせん様式)をそのまま使用
2. ふくせん様式の一部項目を追加して使用 ()
3. ふくせん様式から一部項目を削減して使用 ()
4. 独自の様式を使用 ()

II. 福祉用具サービス計画書に関する効果と問題点についてお伺いします。

問 13 福祉用具サービス計画書を用いることで、どのような効果があると感じていらっしゃいますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。なお、未作成の場合は、現時点で考えられる効果を選んでください。

1. 利用者や家族とのコミュニケーションが増えたように感じる
2. 利用者や家族のニーズや意向を把握しやすくなったように感じる
3. 利用者の身体状況や住宅環境に関する事項を確認しやすくなったように感じる
4. 福祉用具の選定根拠を説明しやすくなったように感じる
5. 福祉用具を活用して自分らしい生活を送ることに対する利用者の意欲が高まったように感じる
6. 利用者や家族に対して、使い方や利用上の留意点を説明しやすくなったように感じる
7. 他職種に対して、使い方や利用上の留意点を説明しやすくなったように感じる
8. 介護支援専門員とのコミュニケーションが取りやすくなったように感じる
9. 職場内において、引き継ぎや情報共有が円滑しやすくなったように感じる
10. モニタリング時に必要事項を確認しやすくなったように感じる
11. 商品提案力等のスキルアップにつながったように感じる
12. その他()
13. いずれの効果も感じていない

問 14 貴事業所において福祉用具サービス計画書を用いる際、どのような問題点があると感じていらっしゃいますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。なお、未作成の場合は、現時点で考えられる問題点を選んでください。

1. 記入作業の負担感が大きい
2. 計画書の書き方に不安がある
3. 利用者や家族に対して、計画書の意義があまり浸透しておらず、活用されていない
4. 介護支援専門員や他職種に対して、計画書の意義があまり浸透しておらず、活用されていない
5. 利用者や家族とのコミュニケーションがうまく取れず、作成に必要な情報を十分に収集できない
6. 介護支援専門員からケアプラン等が共有されない
7. 計画書の説明の仕方に不安がある
8. 計画書の内容が不十分で使いにくい
9. その他()
10. 問題点は特になし

III. 貴事業所における福祉用具専門相談員の研修の受講状況についてお伺いします。

問 15 貴事業所もしくは貴法人は、従業員である福祉用具専門相談員に対する研修(法人内の複数事業所合同のものも含む)をどの程度実施していますか。最もよく当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 1ヶ月に1回以上	2. 2～3ヶ月に1回程度	3. 4～6ヶ月に1回程度
4. 半年～1年間に1回程度	5. 1年間に1回未満	6. 実施していない

問 16 【問 15 で 1～5 のいずれかを選んだ方にお伺いします】 貴事業所もしくは貴法人における、福祉用具専門相談員に対する研修(法人内の複数事業所合同のものも含む)の内容として当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

1. 福祉用具専門相談員の倫理と法令順守	2. 保健・医療・福祉の仕組み(介護保険制度等)
3. 介護に関する基礎知識および介護技術	4. 生活場面における福祉用具の利用
5. 福祉用具の操作方法	6. 福祉用具の選定相談(アセスメント)技術
7. フィッティング技術	8. コミュニケーション
9. マナー・接遇	10. 最新の商品知識
11. サービス計画書の理解・作成・運用	12. 医学の基礎知識(身体構造・疾病・リハビリテーション等)
13. 認知症への理解	14. 多職種の連携のあり方
15. 住環境に関する知識	16. 苦情・事故対応の方法
17. 虐待の防止と対応	18. 医療機器に関する知識
19. その他 ()	
20. その他 ()	

問17 福祉用具専門相談員にとって、今後特に必要と思われる研修内容は何か。問16の選択肢の中から、最大3つまで選び、数字をご記入ください。

--	--	--

問18 貴事業所もしくは貴法人では、福祉用具専門相談員のスキルアップを支援するための取り組みを行っていますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

1. 事業所全体の研修の計画的な実施	2. 個人別研修の計画的な実施	3. 事例検討
4. 他法人の事業所と共同での教育・研修等の実施	5. メーカー等による商品説明の機会の提供	6. その他 ()

問19 貴事業所もしくは貴法人では、福祉用具専門相談員が外部の研修を受講する際に、何らかの支援を行っていますか。(1)～(4)について、最もよく当てはまるものをそれぞれ一つずつ選び、番号に○をつけてください。

(1) 時間について	1. 業務扱いとしている	2. 業務扱いしていない	
(2) 費用について	1. 全額を事業所で負担	2. 一部を事業所で負担	3. 事業所からの費用負担なし
(3) 受講実績について	1. 実績を人事評価に反映している	2. 実績を人事評価に反映していない	
(4) 研修情報について	1. 研修情報を職員に紹介している	2. 紹介は行ってない	

IV. 貴事業所の事業概要についてお伺いします。

(以下については、各設問の選択肢の中から当てはまるものを一つ選び○をつけてください。またカッコには数字、もしくは都道府県名を記入してください。)

問20 法人の種別	1. 株式会社	2. 有限会社	3. 社会福祉法人	4. 特定非営利活動法人	5. その他
問21 法人の福祉用具販売・レンタル等事業開始年	西暦 ()年				
問22 法人の日本福祉用具供給協会の所属状況	1. 所属している	2. 所属していない			
問23 法人の福祉用具貸与サービス事業所数	1. 1カ所 (貴事業所のみ)	2. 2カ所	3. 3～5カ所	4. 6～9カ所	5. 10カ所以上
問24 事業所の所在地 (都道府県名)	()都・道・府・県				
問25 事業所の所在地 (市町村の人口規模)	1. 30万人以上	2. 10万人以上30万人未満	3. 5万人以上10万人未満	4. 1万人以上5万人未満	5. 1万人未満
問26 事業所の併設サービス	1. 特定福祉用具販売	2. 保険外用具販売・レンタル	3. 住宅改修	4. 居宅介護支援事業	5. 訪問介護
	6. 上記以外の在宅サービス	7. 施設系サービス	8. その他()		
問27 事業所におけるレンタル卸の使用状況	1. 使用なし(全て自社保有)	2. 一部の商品で使用	3. 全商品で使用		
問28 事業所の従業員数	従業員数 ()人			福祉用具専門相談員 ()人	
問29 事業所の福祉用具専門相談員の資格保有等の状況	福祉用具選定士 ()人		介護支援専門員 ()人		
	福祉用具プランナー ()人		訪問介護員養成研修2級修了()人		
	福祉住環境コーディネーター2級 ()人		その他 [] ()人		

以上で、設問は終わりです。お忙しい中、ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。
**管理者調査票は、福祉用具専門相談員調査票と併せて、同封の返信用封筒(長3サイズ)に入れ、
 10月31日(水)までにご投函くださいませ。**

<本件に関するお問合せ先> (社)全国福祉用具専門相談員協会 事務局 小野崎、柳田、永井、楓
 TEL 03-3443-0011(小野崎) FAX 03-3443-8800

福祉用具専門相談員の方へ

福祉用具サービス計画書の活用と研修受講に関するアンケート(福祉用具専門相談員)

I. 福祉用具サービス計画書について

問1 あなたは、2012年4～9月の半年間に、何件程度の福祉用具サービス計画書を作成しましたか。新規・継続含めた累計件数について最もよく当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 0件	2. 1～9件	3. 10～29件	4. 30～49件
5. 50～99件	6. 100～199件	7. 200～299件	8. 300件以上

問2 【問1で2～8のいずれかを選んだ方にお伺いします】 あなたは、福祉用具サービス計画書を記入するのに、どのくらいの時間をかけていますか。一人の利用者のサービス計画書を新規で記入するのに要する平均的な時間について、最もよく当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 15分未満	2. 15分以上30分未満	3. 30分以上1時間未満	4. 1時間以上2時間未満
5. 2時間以上3時間未満	6. 3時間以上4時間未満	7. 4時間以上5時間未満	8. 5時間以上

問3 福祉用具サービス計画書を用いることで、どのような効果があると感じていらっしゃいますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。なお、作成したことがない場合は、現時点で考えられる効果を選んでください。

14.利用者や家族とのコミュニケーションが増えたように感じる
15.利用者や家族のニーズや意向を把握しやすくなったように感じる
16.利用者の身体状況や住宅環境に関する事項を確認しやすくなったように感じる
17.福祉用具の選定根拠を説明しやすくなったように感じる
18.福祉用具を活用して自分らしい生活を送ることに對する利用者の意欲が高まったように感じる
19.利用者や家族に対して、使い方や利用上の留意点を説明しやすくなったように感じる
20.他職種に対して、使い方や利用上の留意点を説明しやすくなったように感じる
21.介護支援専門員とのコミュニケーションが取りやすくなったように感じる
22.職場内において、引き継ぎや情報共有が行いやすくなったように感じる
23.モニタリング時に必要事項を確認しやすくなったように感じる
24.商品提案力等のスキルアップにつながったように感じる
25.その他()
26.いずれの効果も感じていない

問4 福祉用具サービス計画書を用いる際、どのような問題点があると感じていらっしゃいますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。なお、作成したことがない場合は、現時点で考えられる課題を選んでください。

11.記入作業の負担感が大きい
12.計画書の書き方に不安がある
13.利用者や家族に対して、計画書の意義があまり浸透しておらず、活用されていない
14.介護支援専門員や他職種に対して、計画書の意義があまり浸透しておらず、活用されていない
15.利用者や家族とのコミュニケーションがうまく取れず、作成に必要な情報を十分に収集できない
16.介護支援専門員からケアプラン等が共有されない
17.計画書の説明の仕方に不安がある
18.計画書の内容が不十分で使いにくい
19.その他()
20.問題点は特にない

II. 研修の受講状況についてお伺いします。

問5 以下の表に示した研修・活動に参加したことがありますか。参加したことがある研修・活動として当てはまるものをすべて選び、「参加したことがある」の欄に○をつけて、参加年を記入してください。また今後参加したい研修・活動として当てはまるものをすべて選び、「今後参加したい」の欄に○をつけてください。

【留意点】
 ・長期間の研修に参加中の場合、「参加したことがある」に○をつけてください。ただし、途中離脱したものは除きます。
 ・参加年は、研修期間が複数年にまたがる場合、修了時点を記入してください。また複数回参加したことがある場合、直近の参加分について記入してください。

研修及び活動項目（カッコ内は主な実施機関）	参加したことがある		今後参加したい
	参加年 (西暦)		
【研修について】			
(1) 福祉用具供給事業者現任研修（シルバーサービス振興会）		年	
(2) 福祉用具選定士認定研修（日本福祉用具供給協会）		年	
(3) 可搬型階段昇降機安全指導員研修（テクノエイド協会、介護実習・普及センター等）		年	
(4) リフトリーダー養成研修（テクノエイド協会、リフトリーダー養成研修実施機関）		年	
(5) 福祉用具プランナー研修（テクノエイド協会、介護実習・普及センター、教育機関等）		年	
(6) 福祉用具プランナー管理指導者養成研修（テクノエイド協会、国際医療福祉大学大学院）		年	
(7) 車いす安全整備士（日本福祉用具評価センター）		年	
(8) 「個人情報保護」実践eラーニング研修（シルバーサービス振興会）		年	
(9) 介護保険にかかわる住宅改修事業者研修（シルバーサービス振興会、各地の振興組織）		年	
(10) 車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会）		年	
(11) 車椅子・シーティング基礎講習会（日本車椅子シーティング協会）		年	
(12) シーティングエンジニア養成講習会（日本車椅子シーティング協会）		年	
(13) オムツフィッター研修1級・2級・3級（株式会社いせつ総合研究所）			
(14) 普及研修リーダー養成研修（全国福祉用具専門相談員協会）		年	
(15) 地域におけるケアマネジャーと福祉用具専門相談員合同研修		年	
(16) 訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修（全国福祉用具専門相談員協会）		年	
(17) 訪問介護員養成研修2級課程（養成機関等）		年	
(18) 認知症サポーター養成講座（自治体等）		年	
【活動について】			
(19) 福祉用具専門相談員実力ランキングテストへの参加		年	
(20) 福祉住環境コーディネーター1級（東京商工会議所）※合格した級に○		年	
(21) 福祉住環境コーディネーター2級（東京商工会議所）※合格した級に○		年	
(22) 福祉住環境コーディネーター3級（東京商工会議所）※合格した級に○		年	
(23) 福祉用具メーカー等による商品説明会、展示会(HCR等)への参加		年	
(24) 研修等の講師		年	
(25) 学会への参加(「リハビリテーション工学」カンファレンス等)		年	
(26) 学会発表や雑誌などの執筆		年	

問6 問5に示した研修・活動以外に、福祉用具専門相談員としてのスキルアップのために参加したことがある(ただし途中離脱のものを除く)研修・活動があれば、以下の欄に名称、対象、実施主体、開催場所(都道府県)を記入してください。

<p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年以内に参加した研修・活動についてご回答ください。福祉用具専門相談員指定講習(40時間)は除きます。 ・研修・活動の名称は、正式名称が分からない場合、略称でも結構です。 ・対象は、福祉用具専門相談員を主な対象とした研修は「1.相談員」、福祉用具専門相談員に限らず介護職全般を対象とした研修は「2.介護職全般」を選択し、○をつけてください。 ・実施主体(法人種別)は、以下を参照して、当てはまるものに○をつけてください。 <ol style="list-style-type: none"> 1.自治体等・・・自治体、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域の多職種の職能団体 2.関係団体・・・介護実習・普及センター、福祉用具関係団体 3.教育機関・・・教育・養成機関 4.その他・・・上記以外
--

研修・活動の名称	対象	実施主体名	実施主体(法人種別)	都道府県
	1.相談員 2.介護職全般		1.自治体等 2.関係団体 3.教育機関 4.その他	
	1.相談員 2.介護職全般		1.自治体等 2.関係団体 3.教育機関 4.その他	
	1.相談員 2.介護職全般		1.自治体等 2.関係団体 3.教育機関 4.その他	
	1.相談員 2.介護職全般		1.自治体等 2.関係団体 3.教育機関 4.その他	
	1.相談員 2.介護職全般		1.自治体等 2.関係団体 3.教育機関 4.その他	

Ⅲ. 研修に関する期待や課題についてお伺いします。

問7 福祉用具専門相談員の業務を行う上で、特にどのような知識・技術が重要だと感じていらっしゃいますか。(1)～(18)のそれぞれについて、当てはまるものを一つずつ選び、番号に○をつけてください。また、他に重要だと考える知識・技術があれば、(19)～(21)に記入してください。

	非常に重要	重要	一定必要	最低限
(1) 福祉用具専門相談員の倫理と法令順守	1	2	3	4
(2) 保健・医療・福祉の仕組み(介護保険制度等)	1	2	3	4
(3) 介護に関する基礎知識および介護技術	1	2	3	4
(4) 生活場面における福祉用具の利用	1	2	3	4
(5) 福祉用具の操作方法	1	2	3	4
(6) 福祉用具の選定相談(アセスメント)技術	1	2	3	4
(7) フィッティング技術	1	2	3	4
(8) コミュニケーション	1	2	3	4
(9) マナー・接遇	1	2	3	4
(10) 最新の商品知識	1	2	3	4
(11) サービス計画書の作成・運用	1	2	3	4
(12) 医学の基礎知識(身体構造・疾病・リハビリテーション等)	1	2	3	4
(13) 認知症への理解	1	2	3	4
(14) 多職種の連携のあり方	1	2	3	4
(15) 住環境に関する知識	1	2	3	4
(16) 苦情・事故処理の方法	1	2	3	4
(17) 虐待の防止と対応	1	2	3	4
(18) 医療機器に関する知識	1	2	3	4
(19) その他()	1	2	3	4
(20) その他()	1	2	3	4
(21) その他()	1	2	3	4

問8 あなたは、福祉用具サービス計画書に関する研修(サービス計画書の様式や記入方法等)を受講したことがありますか。また、今後受講したいと思
いますか。(1)～(3)について当てはまるものを選び、番号に○をつけてください。

(1)受講経験 (一つ選び○)	1. 受講したことがある	2. 受講したことがない
(2)今後の受講意向 (一つ選び○)	1. また受講したい/受講してみたい	2. 受講したいと思わない
(3)研修で取り上げてほしい内容 (すべて選 び○)	1. 身体状況や介護環境の記入方法	2. 利用目標の記入方法
	3. 選定理由の記入方法	4. 利用上の留意点の記入方法
	5. 計画書の説明の仕方	6. 計画書の活用の工夫
	7. その他()	

問9 外部の研修を受講する上で、どのようなことを課題として感じていらっしゃいますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

1. 時間を確保しにくい	2. 費用負担が大きい	3. 開催場所が遠い	4. 受講したい研修が無い
5. 研修情報を得にくい	6. スキルアップに役立たない と思う	7. 必要性を感じない	8. 特に無し
9. その他()			

問10 スキルアップに対する事業所としての支援に関して、今後実施してほしい、もしくは強化してほしい取り組みとして、当てはまるものをすべて選び、
番号に○をつけてください。

7. 事業所全体の研修の計画的な実施	8. 個人別研修の計画的な実施	9. 事例検討
10. 他事業所(自法人以外)と共同での教 育、研修等の実施	11. メーカー等による商品説明の機会の 提供	12. その他 ()

IV. お答えいただいた方の業務状況についてお伺いします。

問11 福祉用具専門相談員としての業務 年数 (数字を記入)	()年				
問12 性別 (一つ選び○)	1. 男性		2. 女性		
問13 年齢 (一つ選び○)	1. 20代以下	2. 30代	3. 40代	4. 50代	5. 60代以上
問14 全国福祉用具専門相談員協会へ の入会状況	1. 入会している		2. 入会していない		

以上で、設問は終わりです。お忙しい中、ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。
調査票は同封の封筒(長4サイズ)に入れ、管理者の方にお渡しください。

<本件に関するお問合せ先>

(社)全国福祉用具専門相談員協会 事務局 小野崎、柳田、永井、楓
TEL 03-3443-0011(小野崎) FAX 03-3443-8800
onozaki.toru@zfssk.com(小野崎)

2. 研修ポイント制度におけるカリキュラム

領域	科目	到達目標(行動目標)	含むべき事項(例)	(参考キーワード)
1. 職業倫理と社会制度に関する領域	①福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	利用者の尊厳を支える専門職として、倫理と責務に基づいて行動できる。	福祉用具専門相談員の役割 職業倫理	介護保険制度を担う専門職の一人、キャリアパス、資格要件 人権擁護、法令順守、秘密保持義務、接遇・マナー、福祉用具貸与・販売事業の基本方針、福祉用具の研究開発・普及の促進
	②高齢者・障害者の保健・福祉に関連した法律・制度	介護保険をはじめとした法律・制度の目的としくみを理解し、担い手の一員としての自覚を持って業務を行える。	社会福祉 高齢者福祉 介護保険制度の考え方としくみ 障害者自立支援制度の考え方としくみ 個人の権利を守る制度の考え方とし 保健医療福祉に関する制度の考え方としくみ	社会保障制度 老人福祉法、老人保健法 介護保険法、介護保険制度の目的・しくみ、介護サービスの種類と内容、地域包括ケアシステム 障害者自立支援法、障害者自立支援制度の目的・しくみ、 個人情報保護法、成年後見制度、消費者保護法、高齢者虐待防止法 高齢者保健医療制度、生活保護制度
	③福祉用具の意義と供給のしくみ	福祉用具の意味と、介護保険制度・障害者自立支援制度における位置づけ、福祉用具供給のしくみを理解し、利用者・家族に正確に説明できる。	福祉用具の定義 介護保険制度における福祉用具 障害者自立支援制度における福祉用具 福祉用具の役割	福祉用具、日用品、福祉用具分類、標準化、医療機器との違い 介護保険制度における福祉用具の定義（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、住宅改修、給付範囲、告示と解釈通知 補装具、日常生活用具給付等事業、日常生活用具 身体機能の補完・代償、自立度の向上、介護の軽減・省力化、オーファンプロダクツ、ユニバーサルデザイン 福祉用具供給プロセス、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律、消費者契約法、市場動向、在庫管理
	④介護サービスにおける視点	自立支援や介護予防、ケアマネジメントの考え方に基づいて、利用者の生活の質の向上に資するサービスを提供できる。	福祉用具供給のしくみ 介護の目的、機能、基本原則 ケアマネジメントの考え方	介護の目的、機能、基本原則 ケアマネジメントの目的、ケアマネジメントの過程、ニーズ、アセスメント、ケアプラン、チームアプローチ、エンバウメント

領域	科目	到達目標(行動目標)	含むべき事項(例)	(参考キーワード)	
2. 利用者の生活・介護・医療に関する領域	①生活の理解と支援	生活の個別性を踏まえ、各利用者の日常生活活動や基本動作の特徴を把握することができる。	高齢者等の暮らし 家族や地域の役割 日常生活活動(ADL) 生活における基本動作	生活の個別性、生活のみる、生活リズム、生活習慣、社会活動・余暇活動 家族の役割、家族形態、家族観の多様化、コミュニティ、都市化、過疎化、町会・自治会、民生委員 日常生活活動(食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動、移乗、コミュニケーション)の意義、内容、動作要素 動作の仕組み(重心、支持基底面、重心線、基本動作の種類(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、座り、立位、またぎ、歩行、階段昇降) 各器官系に関する基礎知識(骨格系等)、バイタルサイン(体温、呼吸、脈拍、血圧)	
		人体の基本構造と高齢者等の心身の特徴を理解し、治療・生活上の留意点への配慮ができる。	人体の基本構造 老化に伴う心身の変化	老年期の心身機能の変化、心理を理解する基本的視点(生涯発達、適応、個別性、喪失感)、老年期の日常生活上の留意点 主な疾病の種類、薬の効能と副作用	
		②からだところの理解	ICF(国際生活機能分類)の考え方 障害に伴う心身の特徴	生活機能、機能障害、活動制限、参加制約、健康状態、環境因子、個人因子 障害の種類と特性、障害のある人の心理(障害の受容、適応)、障害に伴う心身機能の変化	
		③介護技術	生活場面ごとの基本的な介護技術の意味と手順を理解し、福祉用具の活用に展開できる。	生活場面ごとの介護技術 終末期の介護 介助者の負担軽減	食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動、移乗、コミュニケーション等に関する介護技術 ターミナルケア、看取り、緩和ケア、快適・安楽な環境づくり、家族への配慮 腰痛予防、ボディメカニクス
		④リハビリテーションに関する知識	リハビリテーションの考え方と専門職の役割を理解し、リハビリテーションにおける福祉用具の活用視点を持って連携することができる。	リハビリテーションの概要 リハビリテーション専門職との連携	リハビリテーションの考え方、種類(医学的、教育的、職業、職業、社会、地域)、機能訓練、関節可動域 OT/PT/STとの連携
		⑤認知症の理解	認知症による症状と行動を踏まえ、安心・安全の確保と生活機能の発揮につなげる福祉用具の活用に展開できる。	認知症の概念 生活行為の特徴と対応	認知症の定義、原因疾患、中核症状、周辺症状(BPSD)、認知的世界の理解 認知症ケアの視点(バーンセンタードケア)、変化や刺激の少ない環境づくり、徘徊・失禁・不潔行為・火の始末等への対応と事故防止
		⑥住環境に関する知識	利用者の自立支援と介護負担の軽減のため、住環境の特性に基づき、福祉用具と連携しながら効果的な住環境の整備を行うことができる。	住環境の特性 介護保険制度における住宅改修 住まいの整備のための基本技術	住宅構造、間取り、所有形態、設備、ライフスタイル 住宅改修の範囲 段差、手すり、建具、幅・スペース、家具・収納、色彩・照明・インテリア、冷暖房、非常時の対応、維持管理

領域	科目	到達目標(行動目標)	含むべき事項(例)	(参考キーワード)
3. コミュニケーションに関する領域	①コミュニケーション	サービス提供において関わりを持つ人(利用者・家族、他職種等)の心理や状況に応じて適切な意思疎通を行うことができる。	コミュニケーションの基礎 基本的なコミュニケーション技術 利用者・家族とのコミュニケーション 疾病・障害に応じたコミュニケーション技術	コミュニケーションの意義、言語的コミュニケーション、非言語的コミュニケーション、自己覚知、他者理解、信頼関係(ラポール) 受容、傾聴、共感、支持、気づき、洞察、対人距離、ロールプレイング 利用者の意向、家族の意向、意向の調整 言語障害・視覚障害・聴覚障害・知的障害・精神障害・認知症等に応じたコミュニケーション技術
	②マナー・接遇	サービス提供において関わりを持つ人(利用者・家族、他職種等)からの信頼や満足度の向上につながる、適切なマナー・接遇を実践できる。	マナー・接遇に関する知識・技術	挨拶、身だしなみ、表情、態度、手紙・メール・電話等のマナー、言葉遣い、敬語、居宅訪問、企業訪問
	③相談援助技術	福祉用具の選定をはじめとした利用者との関わりにおいて、利用者のニーズを引き出し、解決を援助できる。	相談援助の視点 相談援助の方法 相談面接技術	相談援助の目的、ソーシャルワーク、ケースワーク、受容、個別化、自己決定、援助関係、バイステックの7つの原理 説明と同意(インフォームド・コンセント)、気づきの促し 傾聴技法、観察技法、質問技法、うなずき、言い換え、要約、明確化、感情の反映
	④指導・スーパーバイズ	効率的な業務運営や後進の福祉用具専門相談員に対する指導を行い、専門職としての成長を支援できる。	スーパーバイジョンの基本 管理的スーパーバイジョン 教育的スーパーバイジョン 支持的スーパーバイジョン	スーパーバイザーの役割、スーパーバイザーに求められる姿勢、実施形態(個別、ライブ、グループ、ピア) 意思決定、業務遂行、情報共有、組織内のコミュニケーション 能力開発、OJT、職業能力開発計画、評価手法、指導手順、事例検討、学習の動機づけ 自己覚知、自己実現、自己研鑽、リーダーシップ、バーンアウト防止

領域	科目	到達目標(行動目標)	含むべき事項(例)	(参考キーワード)
4. 福祉用具の選定と利用支援に関する領域	①福祉用具支援プロセス	各利用者のニーズに応じて、効果的な福祉用具支援のプロセスを考え、それを実践・評価できる。	福祉用具支援プロセスの意義 福祉用具支援プロセスの展開	福祉用具支援に必要な思考過程、客観性、科学的な根拠、PDCAサイクル(計画、実施、評価、改善)の意義 情報収集・分析(アセスメント)、福祉用具の選定、福祉用具サービス計画書の作成、適合・使用方法の説明、モニタリング
	②利用者のニーズに応じた福祉用具選定の視点	情報収集・分析に基づいて利用者のニーズを明らかにし、心身状況・家庭環境に適した福祉用具を選定できる。	情報収集・分析(アセスメント)の考え方 種目・機種選定の考え方	生活目標、生活上の課題、観察技法、アセスメント項目(身体・健康状況、ADL/IADL、介護状況、家庭環境、生活パターン、経済状況)、ニーズの明確化、背景・要因の分析 支援方法の種類(福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修、介護保険外サービス利用)、行為全体の流れを考えた動作方法・用具選択・環境整備、使用目的の明確化(自立支援、介護負担の軽減)
	③福祉用具サービス計画書の作成	利用者のニーズに基づいて、福祉用具の使用目的と手順を想定し、福祉用具サービス計画書を作成できる。	福祉用具サービス計画書の意義と作成方法 福祉用具サービス計画書の運用方法	ケアプランと福祉用具サービス計画書の関係、福祉用具利用目標、記録の意義・目的的、エビデンス、専門用語の言い換え 利用者、家族への説明、介護支援専門員や他職種との情報共有、事故防止・対策
	④多職種との連携	多職種間でのケアの目標の共有、円滑な役割分担・情報共有に基づいて、自らの役割を遂行できる。	チームアプローチの考え方 具体的な連携方法	チームアプローチ、チームケア、介護に関わる職種の種類と役割、非医師行為、地域包括支援センター、情報共有、信頼関係 ケースカンファレンス、サービス担当者会議、報告・連絡・相談の方法と留意点
	⑤モニタリングの視点	福祉用具サービス計画書に基づいた福祉用具の利用状況の確認を通じて、利用者の変化を把握することができる。	モニタリングの意義 モニタリングの実施方法	利用者と福祉用具のマッチング、変化の把握、目標達成の検証、信頼関係の構築、事故防止 利用者の変化(身体状況、生活状況、気持ち、家族状況)の確認、モニタリングの記録(モニタリングシートでの作成)、介護支援専門員への報告
	⑥福祉用具の整備技術	福祉用具を安全で利用者に適合した最良の状態で使用し続けるための点検・メンテナンス、消毒を行う。	点検・メンテナンス 消毒	構造、部品の種類、部品交換、点検・調整方法、工具・計測機器の使用方法、不具合事例 消毒の意義、理学的殺菌(熱、紫外線等)、科学的殺菌(酸化エチレン、ホルムアルデヒド等)、消毒済み福祉用具の保管方法、作業従事者の安全管理
	⑦安全の確保と事故防止	福祉用具支援において想定されるリスクをあらかじめ予測し、事故の予防、発生時の迅速な対応に向けた体制を構築できる。	事故対応・事故予防 苦情処理対応	リスクの種類(事故、ひやりはつと、故障、苦情)、発生要因、事故対応の流れ、消費生活用製品安全法、重大製品事故、損害賠償責任、製造物責任法(PL法) 苦情の種類、苦情の影響、苦情処理の視点、対応方法、業務改善

領域	科目	到達目標(行動目標)	含むべき事項(例)	(参考キーワード)
5. 個別福祉用具の知識・技術に関する領域	①起居関連連用具に関する知識	起居動作(起き上がる、座る等)を楽に安全に行うための寝具・補助用具の特徴を理解し、生活動線の確保や快適な室内環境の維持に資する用具の選定・適合ができる。	起居関連連用具の特徴 起居関連連用具に関する選定・適合技術 起居関連連用具の整備・使用方法	起居関連連用具(特殊寝台、立ち上がり補助器等)の機能、構造、種類 起居動作(起き上がる、座る、立ち上がる等)、水平感覚、生活動線、麻痺側、方角、起居の介助方法(脚上げ、背上げ、寝返り)、落下防止 起居関連連用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点
	②移乗関連連用具に関する知識	移乗動作(乗り移り)を楽に安全に行うための移動用リフト・体位変換器等の特徴を理解し、利用者や介助者の身体的負担の軽減に資する用具の選定・適合ができる。	移乗関連連用具の特徴 移乗関連連用具に関する選定・適合技術 移乗関連連用具の整備・使用方法	移乗関連連用具(移動用リフト、体位変換器、移乗ボード等)の機能、構造、種類 移乗動作(ベッドから車いすに移る等)、移乗環境、高低差、座面高、座位保持、吊り具、姿勢調整、塵埃防止 移乗関連連用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点
	③移動関連連用具に関する知識	移動動作(歩く、階段を上がる等)を楽に安全に行うための車いす・歩行器・手すり等の特徴を理解し、生活動線や外出機会の確保に資する用具の選定・適合ができる。	移動関連連用具の特徴 移動関連連用具に関する選定・適合技術 移動関連連用具の整備・使用方法	移動関連連用具(車いす、歩行器、手すり等)の機能、構造、種類 移動動作(歩く、階段を上がる、段差をこえる等)、車いす座位、体圧分散、生活動線、麻痺側、歩行姿勢、介助方法(車いす移乗)、姿勢保持 移動関連連用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点
	④床ずれ防止関連連用具に関する知識	床ずれ(褥瘡)の発生を防ぐための体圧分散寝具等の特徴を理解し、生活意欲の向上に資する用具の選定・適合ができる。	床ずれ防止関連連用具の特徴 床ずれ防止関連連用具に関する選定・適合技術 床ずれ防止関連連用具の整備・使用方法	床ずれ防止関連連用具(体圧分散寝具等)の機能、構造、種類 床ずれ(褥瘡)、発生要因、全身管理、局所管理、体圧分散、体圧管理、体位管理、姿勢保持、ポジショニング 床ずれ防止関連連用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点
	⑤排泄関連連用具に関する知識	排泄動作や排泄障害に対応する排泄用具の特徴を理解し、専断保持や衛生保持、介助者の負担軽減に資する用具の選定・適合ができる。	排泄関連連用具の特徴 排泄関連連用具に関する選定・適合技術 排泄関連連用具の整備・使用方法	排泄関連連用具(腰掛便座、特殊尿器等)の機能、構造、種類 排泄動作(トイレに移動する、下着をおろす、後始末をする等)、排泄障害、便・尿意、昼夜の運び、生活習慣、廃用症候群の予防 排泄関連連用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点
	⑥入浴関連連用具に関する知識	入浴動作を楽に安全に行うための入浴補助道具等の特徴を理解し、安全で快適な入浴機会の確保に資する用具の選定・適合ができる。	入浴関連連用具の特徴 入浴関連連用具に関する選定・適合技術 入浴関連連用具の整備・使用方法	入浴関連連用具の機能、構造、種類 入浴動作(服を脱ぐ、身体を洗う、浴槽をまたぐ等)、脱衣所と浴室の温度差、段差解消 入浴関連連用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点

領域	科目	到達目標(行動目標)	含むべき事項(例)	(参考キーワード)
5. 個別福祉用具の知識・技術に関する領域(続き)	⑦食事・更衣・整容関連用具に関する知識	食事・更衣・整容関連用具の特徴を理解し、生活文化・習慣に根差した活動を促す用具の選定・適合ができる。	食事・更衣・整容関連用具の特徴 食事・更衣・整容関連用具に関する選定・適合技術 食事・更衣・整容関連用具の整備・使用方法 コミュニケーション・社会参加関連用具の特徴 コミュニケーション・社会参加関連用具に関する選定・適合技術 コミュニケーション・社会参加関連用具の整備・使用方法	食事・更衣・整容関連用具(食器、衣服、歯ブラシ等)の機能、構造、種類 食事動作(調理する、切り分ける、食べる等)、更衣動作(固定する、整える等)、整容動作(姿勢の保持、関節運動等)、自助具 食事・更衣・整容関連用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点
	⑧コミュニケーション・社会参加関連用具に関する知識	コミュニケーション・社会参加関連用具の特徴を理解し、障害に応じたコミュニケーション・社会参加を促す用具の選定・適合ができる。	コミュニケーション・社会参加関連用具の特徴 コミュニケーション・社会参加関連用具に関する選定・適合技術 コミュニケーション・社会参加関連用具の整備・使用方法	コミュニケーション・社会参加関連用具(点字関係、パソコン関係、補聴器、環境制御装置等)の機能、構造、種類 触覚の活用、点字、聴覚の活用 コミュニケーション・社会参加関連用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点
	⑨その他の福祉用具に関する知識	上記以外の福祉用具の特徴を理解し、対象とする動作・介助の負担軽減等に資する用具の利用を支援できる。	その他の福祉用具の特徴 その他の福祉用具に関する選定・適合技術 その他の福祉用具の整備・使用方法	その他の福祉用具の機能、構造、種類 福祉用具が対象とする動作と介助方法、接触する身体部位 その他の福祉用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点

🎪 HCR出展社ワークショップ

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築」

職業能力の開発・向上、個人が適切に評価される仕組みづくりを目指して

日時

9月26日（水）11:30～12:30

場所

東京ビッグサイト（HCR）

出展社プレゼンテーション会場 A

この4月の「福祉用具サービス計画」義務化に伴い、すべての福祉用具専門相談員には、利用者へのアセスメントと目標設定、サービス選定理由の明確化、モニタリングによる計画の見直しなど、福祉用具における専門職としての職業能力が求められるようになりました。そして、これらの能力を形成していくためには、職場内でのOJTはもとより、職場外で行われる集合研修等への参加により、必要な知識、技術を効率的に獲得していくことが望まれます。そこで本会では、福祉用具専門相談員が、自主的に研修に参加することを促し、そのような姿勢をもつ個人が評価される仕組みをつくるため、厚生労働省の助成を受けて、「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の開発を進めています。同制度は来年度から本格的にスタートしますが、本企画では、制度設計に携わる識者を招き、開発の方向性を語ってもらうとともに、福祉用具専門相談員の職業能力のあり方を検討するものです。

コーディネーター

白澤 政和 氏（桜美林大学大学院老年学研究科教授）

スピーカー

市川 洵 氏（福祉技術研究所株式会社代表取締役）

佐藤 大介 氏（サトウ株式会社代表取締役社長）

山下 一平 氏（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会理事長）

吉井 智晴 氏（公益社団法人日本理学療法士協会理事）

渡邊 慎一 氏（一般社団法人神奈川県作業療法士協会会長）

参加
無料

事前申込
なし

HCR・ふくせんブースのご案内（ブース番号1-04-04）

「福祉用具サービス計画」などの説明のほか、ふくせんの活動を紹介するブースです。会場にお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

＜開設期間＞ 平成24年9月26日（水）～9月28日（金） 10時～17時

＜展示内容＞

相談員による記入の説明／ふくせん活動を紹介するパネル／賛助会員のカタログ提供 など

ブースでは、会員をはじめ関係者の皆様に「福祉用具サービス計画書」に関する意見交換や会員同士交流できる場を提供します。

本事業は、厚生労働省の平成24年度老人保健健康増進等事業の助成を受けた、「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」の一環として開催いたします。



参加募集「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」 普及啓発シンポジウム & タウンミーティング

福祉用具専門相談員が、ご利用者に質の高い福祉用具サービスを継続的に提供していくためには、新たに開発される福祉用具の機能・活用方法や、これらを使った援助・指導技術はもとより、選定・相談、アセスメント、計画作成、モニタリング技術の習得など、職業生活の全期間にわたって、個人が自主的に職業能力の開発、向上に努めていく必要があります。

そこで本会では、福祉用具専門相談員の研修の受講実績に応じてポイントを付与し、その情報を管理、公開する仕組みとして、公費助成を受けて「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の開発を進めています。この制度は、福祉用具専門相談員の研修受講を促し、併せて、ご利用者やケアマネジャーを対象にその情報を公開することで、福祉用具専門相談員のスキルアップと、サービスの質の向上を目指していくものです。

現在、来年度スタートを目指して制度設計を行っていますが、この制度の方向性を示すと共に、広く福祉用具関係者の意見を制度に反映すべく、標題のとおり、普及・啓発シンポジウムを開催します。ぜひ、ご参加頂き、皆様の声を制度に反映してください。

- 主催者 / 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 開催日時 / 平成24年10月27日(土) 13:20~17:00
- 開催場所 / エル・おおさか(大阪府立労働センター)5階 視聴覚教室・・・裏面地図参照
大阪市中央区北浜東3-14 TEL06-6942-0001
- 申し込み / 定員80名 裏面の申込用紙をFAXにて **10月10日(水)**までにお申し込み下さい。
- プログラム
 - 【基調講演Ⅰ】「仮題・今後の福祉用具サービスの方向性と福祉用具専門相談員の役割」
宮永 敬市 氏(厚生労働省老健局振興課 福祉用具・住宅改修指導官 介護支援専門官)
 - 【基調講演Ⅱ】「仮題・福祉用具サービス計画義務化に伴うサービス提供環境の変化」
安田 勝紀 氏(シルバー産業新聞編集長)
 - 【シンポジウム】「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築
～職業能力の開発・向上、個人が評価される仕組みづくりを目指して～」
- コーディネーター
白澤 政和 氏(桜美林大学大学院老年学研究科教授)
- シンポジスト
記虎 孝年 氏(公益社団法人関西シルバーサービス協会会長)
花房 勇輔 氏(ラックヘルスケア株式会社取締役社長)
安田 勝紀 氏(シルバー産業新聞編集長)
山下 一平 氏(一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会理事長) ほか
- 助言者 宮永 敬市 氏(前掲)
- 【意見交換】

参加
無料

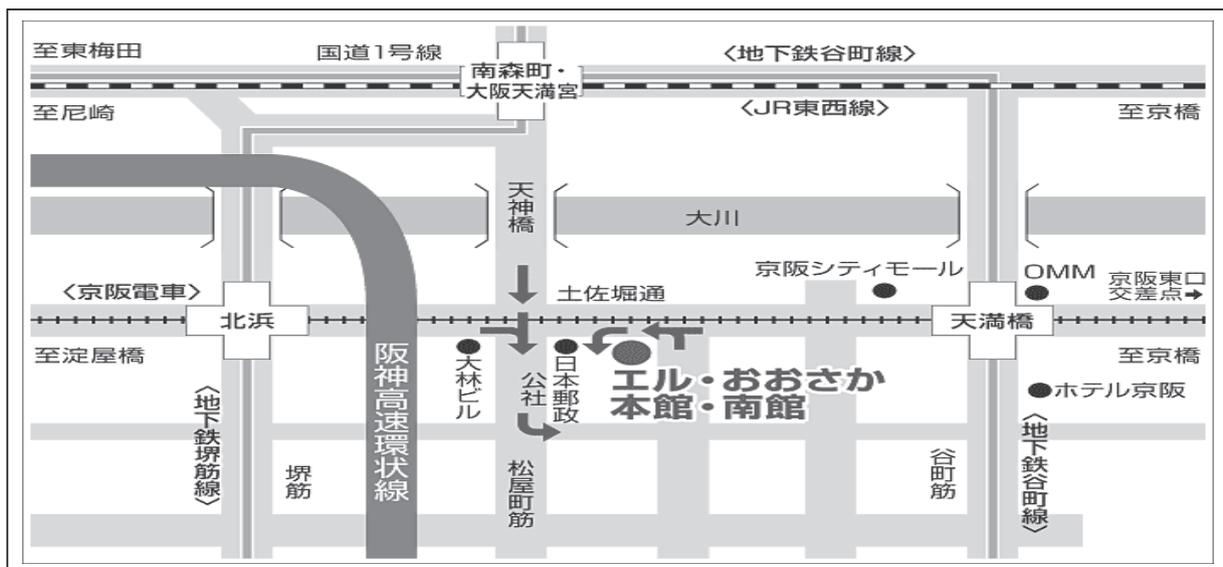
事前
申込

本事業は、厚生労働省の平成24年度老人保健健康増進等事業の助成を受けた、「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」の一貫として開催いたします。

連絡先 / 一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-20 高輪OSビル9階
TEL03-3443-0011 FAX03-3443-8800

■お申し込み/下記申込書に所定事項をご記入のうえ、FAXにてふくせん事務局にご返送ください。

ヨミガナ				<input type="checkbox"/> ふくせん会員	<input type="checkbox"/> 非会員
氏名				会員番号	
住所	〒				
勤務先					
電話番号				FAX 番号	
メールアドレス					
福祉用具専門相談員経験年数	年	備考			



〈最寄りの主要駅からのアクセス〉

- 「新大阪駅」からは…地下鉄御堂筋線(新大阪～淀屋橋)→京阪電鉄(淀屋橋～天満橋)
- 「大阪駅」からは…地下鉄谷町線(東梅田～天満橋)
- 「難波駅」からは…地下鉄千日前線(難波～谷町9丁目)→地下鉄谷町線(谷町9丁目～天満橋)

〈エル・おおさか最寄駅からのアクセス〉

- 京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m
- 京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m
- 地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」より東へ1,200m
- JR東西線「大阪天満宮駅」より南へ850m

車でお越しの場合は、阪神高速東大阪線、法円坂出口を左折して直進、京阪東口交差点左折、西へ信号5つ目(地図上の矢印は、エル・おおさか周辺からのご案内です。)

※ 駐車場のご利用には、費用がかかりますので、ご了承ください。



参加募集「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」 普及啓発シンポジウム & タウンミーティング

福祉用具専門相談員が、ご利用者に質の高い福祉用具サービスを継続的に提供していくためには、新たに開発される福祉用具の機能・活用方法や、これらを使った援助・指導技術はもとより、選定・相談、アセスメント、計画作成、モニタリング技術の習得など、職業生活の全期間にわたって、個人が自主的に職業能力の開発、向上に努めていく必要があります。

そこで本会では、福祉用具専門相談員の研修の受講実績に応じてポイントを付与し、その情報を管理、公開する仕組みとして、公費助成を受けて「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の開発を進めています。この制度は、福祉用具専門相談員の研修受講を促し、併せて、ご利用者やケアマネジャーを対象にその情報を公開することで、福祉用具専門相談員のスキルアップと、サービスの質の向上を目指していくものです。

現在、来年度スタートを目指して制度設計を行っていますが、介護保険における地域包括ケアの方向性を踏まえ、広く福祉用具関係者の意見を制度に反映すべく、標題のとおり、シンポジウム&タウンミーティングを開催します。ぜひ、ご参加頂き、皆様の声を制度に反映してください。

- 主催者 / 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
 - 開催日時 / 平成24年12月17日(月) 13:45~16:40
 - 開催場所 / きゅりあん(品川区立総合区民会館)6階 大会議室・・・裏面地図参照
東京都品川区東大井5-18-1 TEL03-5479-4100
 - 申し込み / 定員100名 裏面の申込用紙をFAXにて12月12日(水)までにお申し込み下さい。
※定員に達し次第締切。ご参加いただけない場合のみご連絡申し上げます。
 - プログラム
- 参加
無料**
- 【基調講演Ⅰ】「地域包括ケアの展望」
宮島 俊彦 氏(前厚生労働省老健局長)
 - 【基調講演Ⅱ】「今後の福祉用具サービスの方向性と福祉用具専門相談員の役割」
宮永 敬市 氏(厚生労働省老健局振興課 福祉用具・住宅改修指導官 介護支援専門官)
 - 【シンポジウム】「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築
～職業能力の開発・向上、個人が評価される仕組みづくりを目指して～」
- コーディネーター
白澤 政和 氏(桜美林大学大学院老年学研究科教授)
- シンポジスト
助川 未枝保 氏(一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長)
山下 一平 氏(一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会理事長)
渡邊 慎一 氏(一般社団法人神奈川県作業療法士会会長) ほか
- 助言者 宮永 敬市 氏(前掲)
- タウンミーティング
多くの方の声を制度設計に活かすと共に、福祉用具サービス計画の進捗状況等について意見交換を行います。国の政策やふくせんの事業等を踏まえながら、地域における課題を明確にしたいと思っております。
- 事前
申込**

本事業は、厚生労働省の平成24年度老人保健健康増進等事業の助成を受けた、「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」の一環として開催いたします。

連絡先 / 一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-20 高輪OSビル9階
TEL03-3443-0011 FAX03-3443-8800

■お申し込み/下記申込書に所定事項をご記入のうえ、FAXにてふくせん事務局にご返送ください。

ヨミガナ				<input type="checkbox"/> ふくせん会員		<input type="checkbox"/> 非会員	
氏名				会員番号			
住所	〒						
勤務先							
電話番号				FAX 番号			
メールアドレス							
福祉用具専門相談員経験年数	年		備考				



〈交通のご案内〉

- JR 京浜東北線 大井町駅 徒歩1分
- 東急大井町線 大井町駅 徒歩1分
- りんかい線 大井町駅 徒歩1分

〈きゅりあん駐車場のご案内〉

- 駐車料金 30分200円 (利用時間8:30~21:30)
- ※駐車場は商業施設との共用のため混雑する可能性があります。
- ※会館周辺道路は狭いため、近隣にご迷惑となりますので駐停車ができません。ご注意ください。

I 平成24年度老人保健健康増進等事業について◆委員長インタビュー



「サービス計画書」作成の進捗状況は？実務上での課題は？
福祉用具サービス計画導入に関する調査研究事業
福祉用具専門相談員の自己研鑽を目に見える形に
研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発

II 大阪開催 2012/10/27

研修ポイント制度普及啓発シンポジウム&タウンミーティング

III 国際福祉機器展 H.C.R.2012◆ワークショップ 2012/9/26

研修ポイント制度の構築
職業能力の開発・向上、個人が適切に評価される仕組みづくりを目指して

IV 10/1は福祉用具の日◆記念イベント 2012/9/28

記念講演

「腰痛予防対策を通して考えるケアの質」

パネルディスカッション

「ランキングテスト上位ランカーに聞く！」



V アンケート結果報告 福祉用具専門相談員指定講習事業者に関するアンケート

「サービス計画書」作成の進捗状況と、業務上の課題は、
福祉用具サービス計画導入に関する調査研究事業
福祉用具専門相談員の自己研鑽を自ら促せる形に
研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発

本会は、本年度、厚生労働省老人保健健康増進等事業として、2つの事業を行う。「福祉用具サービス計画書」による福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」と「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」である。

両事業とも、本会に委員会を設置し、すでに具体的に進行している。両委員会の委員長を務める日澤政和氏に話をうかがった。

ハートの普及に続くソフト面の充実・向上をめざす

— 本年4月1日から義務化された福祉用具サービス計画書作成ですが、現状はいかがでしょう。

2013年3月末までは経過措置期間ですから、法制上は現段階でまだ実施されていなくとも良いのですが、私の見る限りでは、かなり遅い進捗状況だと思います。今回の介護保険制度改正のなかで、ある意味、もともと順調に進んでいるものではないでしょうか。

— 昨年度は、ケアマネジャーやヘルパーとの連携研修が行われました。計画書作成を進めるには、連携は不可欠だと思いますが、

情報の共有はもちろん、アセスメントについては、それぞれの専門性を活かして分担できると良いですね。全体像のアセスメントはケアマネジャーが、介護現場での個別動作等についてはヘルパーが、福祉用具に関するアセスメントは福祉用具専門相談員が、というように。

— この調査でみえてくる今後の目標にはどのようなものが考えられますか。

すでにこの福祉用具サービス計画書についてはさまざまな感想が聞かれています。個々の利用者について深く理解するようになった、それぞれの福祉用具の意義を改めて理解して本当にその人に合ったものを提供できるものになった、介護士としての意識がたかまつた、など。これらを聞くだけでも福祉用具サービス計画の義務化の意義は大きいと思います。

しかし、福祉用具を使うことの意義を介し、ケアマネジャーに理解してもらおう。また、リスクについて利用者やご家族に説明して理解いただこうというところまでは、全体の実力がまだ追いついていない気が



委員長 白澤政和氏
(白澤政和氏は、福祉用具専門相談員ならではの視点でアセスメントをうかがい、現場で実践するためのスキルが求められます。)

がアプランをもちろて福祉用具サービス計画を作る、サービス担当委員などからアセスメントにも参加する、ということが進捗に遅れているようですね。

ケアマネジャーやヘルパーに「選ばれる福祉用具専門相談員」とは、どんな人が、これまでは、ケアマネジャーが福祉用具専門相談員を選ぶポイントは、知っている人や仲がいい人でした。これからはそうではなく、「利用者」に適切な福祉用具を選んでもくれる、「本人の心身の状況や介護者や住環境について理解し、個別のリスク対応も含む心算をしとくれる（「リスクマネジメント能力がある」）福祉用具専門相談員に頼みたい。そういう意識がケアマネジャーの側にも生まれています。

— リスクマネジメントはもちろんな重要ですが、アセスメントも、となをコントロールが高いと感じる福祉用具専門相談員も多いのではないのでしょうか。

します。そこはこの後話とする研修ポイント制度の中で作りあげていきたらいいですね。計画を作ればいいのではなく、その検証が重要ですから、それをしてかりとサポートできる機会をありたいと思います。以上が福祉用具サービス計画に対する現状の思いです。

全国に向けて普及するとともに、現状調査によって福祉用具サービス計画作成の「問題点」を明らかにし、すべての人たちがスムーズにアプランを作れるように支援をする材料としたいと思っています。

自己研鑽が報われる仕組みをつくる
業界全体のヘルパアップを

— 研修ポイント制度に何を望みますか？

個々の福祉用具専門相談員の「研鑽」が報われる、ようにしたい、ということですね。事業所の管理者が重要視してくれ、昇進の基準や、給与面につながればいいですね。福祉用具専門相談員は入り口のハードルが低い分、資格保有が収入面などでプラスになるということがあまりないと思います。研修ポイント制度がそのきっかけとなり、スキルアップやモチベーションアップにつながればいいですね。

— 具体的には、どのような研修が有効でしょうか？

他職種（ケアマネジャー、ヘルパー）と一緒に受けるもの。連携を、理解でき、それぞれの分野の専門的な考え方や知識を学ぶことができます。また、事例検討（実際にサービス計画書を作り、良いところ悪いところ、選定機種等を検討する）。これは、総合力を身につけるのに有効です。

事業の概要

「福祉用具サービス計画導入による福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」（計画作成の業務把握のため実施）

経過措置期間（本年5月31日まで）の中間点である10時点まで、計画作成の進捗状況、既に取られている結果について調査する。全国の福祉用具貸与事業所の管理者、福祉用具専門相談員を対象に実地調査を行う。また、ケアマネジャーにWebアンケートを行い、計画を作成する側を活用する側の二つの視点からデータ分析を行う予定。本会では、実地調査の結果を速報値として公表し、必要に応じて関係者に働きかけを行っていく。

「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

福祉用具専門相談員は、職業生活の全期間にわたっての学習が必要である。個人が自主的に職業能力の開発・向上に励み続けることを促すために、研修ポイント制度の導入を行う。想定している制度は、個人の研修受講実績に応じてポイントを付与し、報酬をデータベースで管理、ホームページで公表するというもの。職業能力の向上に向けた個人の努力を支援すること、学習に対するインセンティブを働かせること共に、利用者の選択に資することを目的としている。今年度には制度設計を行い、来年度から本格的に制度をスタートする。2月には参加者を募り、申請からホームページの公表までの一連の作業を主体的に行う予定。

— 情報の発信はどのように行いますか？

今は、ホームページを使うことを考えています。ホームページを獲得しているが、またポイント換算されない保有資格などの自己アピールも盛り込み、参加している福祉用具専門相談員にとって魅力あるものにした。

福祉用具専門相談員にとりだけでなく経営者にとりでも同様に、「うちの事業所にはこんな実力をもった福祉用具専門相談員がいますよ」というような信頼度・アピール度の高いデータベースにした方がいいですね。ですから、経営者からの要望も吸い上げていきたらと考えています。

— 経営者の方の理解がないと、個人では研修などに参加しづらいという側面はないのでしょうか？

本会の各都道府県スタッフで経営者への啓発も行っているがやはりまだ。先般、大阪で行った研修ポイント制度のモニターには、遠くから聞きに来てくださった経営者の方も多くいらっしゃいました。感謝としては、経営者側も興味をもち、理解して頂いていると思います。

福祉用具の事業においては、人が重要です。経営者の方々には、そこに目を向けていただきたいと思います。実際にスキルが高い福祉用具専門相談員に仕事が集まれば、経営者もそこに注目されるようになります。我々が行う研修事業の中でもそのような仕組みを作っていきたいですね。信頼できる人材づくりは我々の責務であると思います。

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」普及啓発シンポジウムを大阪で開催

10/27 大阪

福祉用具専門相談員が自らの専門性を高め、「利用者」に質の高いサービスを提供していくためには、職業能力の開発・向上に向けた相談員の自主的な取り組みが不可欠である。職能団体である本会は、それを促す仕組みづくりに努めていかなければならない。本格的な運用開始は来年度を予定している。本年度の主体的な実施に先駆け、去る10月27日（土）、研修ポイント制度の普及・啓発を目的に、大阪でシンポジウムを開催した。

（事業内容は頁を参照）

頑張っている人が評価される仕組みを目指して

「相談員の研修に対するモチベーションを上げることで、またご利用者に対しても相談員の研修への取り組み状況を伝えることのできる、画期的な試みです」とは、本会山下理事長。福祉用具サービス計画（以下、計画）作成義務付けなどもあり、福祉用具、住宅改修の果たすべき環境整備への注目が高まる中、重要視されるのが、専門職としての技量と専門性である。そこで「研修ポイント制度」が力を発揮する。

講演1：今後の福祉用具サービスの方向性と福祉用具専門相談員の役割 —— 宮永敬吉氏（厚生労働省高齢社会課福祉用具・生活支援指導官）

●勝負の2年、相談員に期待されることは「3年後の報酬改定に向けて、すでに議論は始まっている」とは宮永氏。改定に向けた実質的な議論が行われるのは、今年、そして来年度。介護サービス事業者は、この2年の取り組みが勝負といえる。介護保険制度の基本理念は、「有する能力に応じ自立した日常

生活を営むこと。我々に求められるのは、個人の能力に応じたサービスを提供だ。



宮永敬吉氏
（厚生労働省高齢社会課福祉用具・生活支援指導官）

一方で宮永氏は、福祉用具に対する期待も述べた。「計画導入の利点は、ご利用者・ご家族に対して、福祉用具とは何かをより周知できることです。導入目的や使い方がわかりやすくなることは、ご利用者が福祉用具を適切に使用するきっかけになりますし、皆様の専門性も周知できると思います。」

さらに、モニタリングで導入効果を確認することで、ご利用者は次の目標に向かうことができようになる。

宮永氏は、福祉用具専門相談員に対し、多職種間での連携や、予後予測に基づく福祉用具の導入、福祉用具導入効果の明確化を期待しているという。

「計画導入により、福祉用具がきちんと評価される仕組みができました。ぜひ頑張ってください」（同氏）

シンポジウム「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築と職業能力の開発・向上」個人が評価される仕組みづくりを目指して

●研修ポイント制度の構築に向け「計画書を質の高いものにしていくためには、相談員のレベルアップが必要不可欠である。では、どのように相談員のレベルアップを図るのか。研修ポイント制度の持つ意味とは何なのか。白澤委員長をコーディネーターとして意見が交わされた。

記虎氏は「ひとりひとりの人生観」にこだわる。ご利用者にはそれぞれ、これまでの生活や好きなことがあり、福祉用具はそれら生活の継続を実現するためにある。「習得した知識や技術で、その人の人生をサポートするためにどう活用していくか、潜在的なニーズをどう引き出ししていくか、できないう諦めているご利用者の自発的な意欲をどう向上させていくか。そういった能力が研修ポイント制度で評価されるようになるということです」（記虎氏）。

メーカーの立場で、また本制度構築に携わる委員として意見述べたのは花厚氏。「メーカーが占なら、相談員は面。相談員には、より幅広い知識が求められます。その知識を得る仕組みとして研修ポイント制度があるわけだが、「キャリアアップや、それによる報酬アップなどが伴わなければ普及は難しい。」「トップが強くメッセージを発信し、職員に目標を持つってもらうことが大切です。人材という資源への投資を惜し

まず行っていたきたい」（同氏）。

「ふくせん設立当初から、研修ポイント制度の構築を考えていた」とは山下氏が。専門職としての質の向上のために必要な研修を、協会事務局だけで全国展開することは困難。そこで発案するのが、本制度である。地域の研修機関を認証し、そこで研修を受けた者にポイントを付与していくというのだ。「ご利用者にもわかりやすく示していきます。相談員の努力を実のあるものにしていきましょう。」（山下氏）

先に講演を行った宮永氏は助言者として参加。継続保持に対する福祉用具の可能性に期待する。「福祉用具を使つて「まだまだやれる」と感じられたならご利用者は意欲がわき、相談員も頑張るエネルギーをもらえます。自然とサービスの質も上がっていくでしょう。」「また、医療と介護の連携については、退院前からの福祉用具利用による在宅へのスムーズな移行等、検討課題について迷ったうえで、「厚生労働省と相談員が互いに協力して質を引き上げていく環境になるといいですね。研修ポイント制度の効果は高いたらうし、期待しています」とした。

「研修ポイント制度によって、研修を業務の中に内蔵させていくことが非常に大事だと思います」とは、同じく助言者として参加した安田氏。福祉用具サー

講演2：福祉用具サービス計画構築化に伴うサービス提供環境の進化 —— 安田勝紀氏（シルバー産業新聞社編集長）

●福祉用具サービスの成長には計画書が不可欠

近年、福祉用具についての議論の内容はめまぐるしく変化している。当初の議論の中心は、杖・手すり・歩行器・スロープの販売への移行。その後、その議論は凍結。今度は貸与・販売選択制についての議論が浮上した。結果、現状では貸与が維持されているが、こうした流れの中、安田氏が訴えるのは、「貸与の良さを示すための」計画作成の重要性である。



安田勝紀氏
（神戸大学大学院
シルバー産業新聞社編集長）

「計画を導入しなければ、今後、貸与から販売への移行や、貸与・販売選択制の導入等も十分に考えられます」（安田氏）。

また、計画のもうひとつの要素として、安田氏が挙げるのは「安全性の確保」だ。福祉用具の事故が目立ってきた中で、安全性に対する社会的な要求はさらに高まっていくに違いない。その中で、計画は相談員の身を守るツールにもなる。的確な選定やモニタリングの記録は、適切なサービスを行ったことの証明にもなり得るのだ。福祉用具は24時間365日ご利用者のそばにある。だからこそ、ご利用者が安心、安全に使えるよう、計画が活用されなければならない。

「計画は、福祉用具貸与と事業を大きく伸ばすために、なくてはならない仕組みです。大変なことも多いでしょうが、ぜひ推進していきましょう。」（同氏）

白澤氏は、研修ポイント制度の意義について、2点を挙げる。ひとつは、単に福祉用具を理解するばかりでなく、一人ひとりのご利用者とコミュニケーションを持ちながら、その人の幸せや楽しみを求めて支援できる人材を育てること。もうひとつは、チームの中で仕事をしていける人材を育てること。そうした人材を育成できる環境を作っていくことで、相談員が誇りを持てる社会を目指す。経営者も、職員も、職員を高め、その人を適切に評価していくことが大切だ。

「ポイントを公表しているホームページのアクセス数を増やすことも重要です。相談員の実績以外にも様々な情報が得られるようにするなどの、仕組みづくり、検討が今後の課題です。」（白澤氏）

白澤氏は、研修ポイント制度の意義について、2点を挙げる。ひとつは、単に福祉用具を理解するばかりでなく、一人ひとりのご利用者とコミュニケーションを持ちながら、その人の幸せや楽しみを求めて支援できる人材を育てること。もうひとつは、チームの中で仕事をしていける人材を育てること。そうした人材を育成できる環境を作っていくことで、相談員が誇りを持てる社会を目指す。経営者も、職員も、職員を高め、その人を適切に評価していくことが大切だ。

「ポイントを公表しているホームページのアクセス数を増やすことも重要です。相談員の実績以外にも様々な情報が得られるようにするなどの、仕組みづくり、検討が今後の課題です。」（白澤氏）

白澤政和氏（しらさわ まさかず）
阪南大学大学院老年学研究所長
福祉用具専門相談員研修
研修ポイント制度の構築に関する調査研究事業 実行委員長



記虎 孝任氏
（記虎 孝任 氏）
公法社理事長兼サービスセンター副理事長

花厚 勇輔氏
（花厚 勇輔 氏）
ヘルパースタッフ株式会社
取締役社長

山下 一平氏
（山下 一平 氏）
本会理事長

白澤 政和氏
（しらさわ まさかず 氏）
阪南大学大学院老年学研究所長
福祉用具専門相談員研修
研修ポイント制度の構築に関する調査研究事業 実行委員長

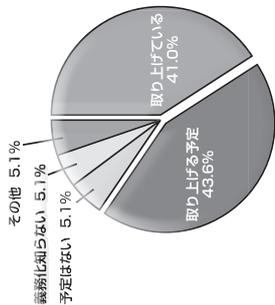
福祉用具専門相談員指定講習事業者へのアンケート結果報告

福祉用具専門相談員のキャリアパスの仕組みの構築が求められる中、本会では、福祉用具専門相談員の専門の教育研修機関である指定講習事業者に対し、アンケート調査を実施した。

- 調査の目的 実態把握および福祉用具専門相談員の職業能力の開発・向上に資する方策を立案するための基礎資料整備
- 調査の対象 全国の福祉用具専門相談員指定講習事業者（188社）
- 調査の方法 郵送配布、返信用封筒にて回収
- 調査の期間 平成24年8月31日（金）～平成24年9月14日（金）
- 回収状況 配布数 188 有効回収数 78 有効回収率 41%

4割を超える指定講習が福祉用具サービス計画をカリキュラムに既に

福祉用具サービス計画をカリキュラムに取り上げているかでは「取り上げている」が41.0%となっている。また「今後取り上げる予定」も43.6%となっている。「予定はない」(5.1%)、「義務化知らない」(5.1%)



「義務化知らない」(5.1%)を合すると1割を超えている。

副教材（講師提供）における福祉用具サービス計画の記載内容では、「内容・フォーマット」が42.3%、「内容のみ」が15.4%、「フォーマットのみ」が2.6%となっている。「方」記載なしは25.6%となっている。

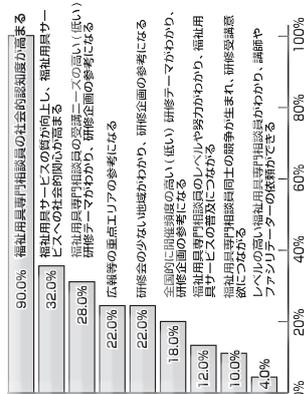
指定講習以外の研修開催は6割超、相談員対象の研修は3割超

指定講習以外のテーマでの研修会の開催有無を確認したところ、6割を超える指定講習事業者が「あり」(62.8%)と回答した。

この研修の対象職種では、「訪問介護員」(63.3%)が最も高く、次いで「介護従事者全般」(55.1%)、第三位には「指定講習以外の「福祉用具専門相談員」(28.6%)」が大きい。

研修ポイント制に「関心あり」は6割超、理由は「相談員への社会的関心が高まる」

福祉用具専門相談員の研修受講状況をBPO等で公表する仕組み（研修ポイント制）に対する関心の度合いを聞いたところ、「大変興味深い」(21.8%)、「まあ興味深い」(42.3%)を合すると6割を超える指定講習事業者が関心を示している。



興味がある回答者に理由を尋ねたところ、9割が「福祉用具専門相談員への社会的関心が高まる」(90.0%)としていた。

本会ホームページにて「福祉用具専門相談員指定講習会および研修情報」を掲載しています。詳しくは <http://www.zfssk.com/event/index.php> からご確認ください。

講習事業者間の情報交流の機会はない、必要性を感じずは1割超

指定講習事業者間での情報交換の機会はない「まったくない」(5.7%)、「あまりない」(30.8%)を合すると9割弱となっている。

情報交換を行う仕組みの必要性については「あまり感じない」(39.7%)、「まったく感じない」(14.1%)を合すると5割を超えている。「方、感じる」(16.7%)、「やや感じる」(26.9%)を合すると4割を超えている。

これらの結果は、報告書とともども、都道府県介護保険所管課、介護実習・普及センター、福祉用具専門相談員指定講習事業者、関係団体へ送付するとともに、本会ホームページでも発表する予定です。

ふくせん

ふくせんレポート 第006号

発行所
 一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-20
 高輪OSビル9F
 TEL: 03-3443-0011 FAX: 03-3443-8800
 URL: <http://www.zfssk.com/>
 編集協力 株式会社 東京コフ
 発行日 2012年12月10日



ふくせん

『福祉用具専門相談員の研修ポイント制度』 普及啓発シンポジウム & タウンミーティング開催

本会は、平成24年度厚生労働省・老人保健健康増進等事業の助成を受け、研修ポイント制度の構築をすすめており、去る2012年12月17日(月)、同制度の普及・啓発を目的に東京でシンポジウムを開催した。職能団体である本会は、福祉用具専門相談員の職業能力の開発・向上に向けた自己研鑽の促進と、個人が評価され、努力が報われる仕組みづくりを目指す。同年9月26日の国際福祉機器展(H.C.R.)、10月27日の大阪に続く企画の第3弾である。

当日は、前厚生労働省老健局長・宮島俊彦氏と厚生労働省・宮永指導官による基調講演の後、本事業の委員各氏によるシンポジウムを開催、会場からの質問や意見交換など盛会となった。

講演1： 地域包括ケアの展望

— 前厚生労働省老健局長 宮島俊彦氏



宮島 俊彦 氏
(みやじまとしひこ)
前厚生労働省老健局長

宮島氏によれば、2025(平成37)年の見込みでは、医療も介護も現在より充実しているという。

「充実するところと効率化するところがはっきりわかれます。介護でいえば、居宅系サービスにはしっかり予算をとり、軽度者には施設より在宅でサービスを受けてもらう。こういったことが一体改革の姿です」(宮島氏)。

医療は強化するが、なるべく早く退院して地域へ。そのために必要となるのが包括的マネジメントだ。地域包括支援センターやケアマネジャーに、医療から地域介護へのつなぎ役となってもらう。自宅やケア付き高齢者住宅での在宅医療、訪問看護、通所介護や訪問介護、予防では生活支援(見守りなど)や介護予防など。これらを2025年に向けて整備していくというのが改革イメージの1つである。

しかし、財源面、体制面で大きな問題がある。「今は、3人で1人を支える“騎馬戦型”、2050年くらいには1人で支える“肩車型”になる。高齢者にはなるべく自立した生活をしていただく、あるいは75歳くらいまでの人が働ける環境をつくることを考えていかなければ支えきれない」(同氏)。主に高齢化の進行と労働人口の減少による構造的な問題である。インフォーマルなサービス、フォーマルなサービスを併せて地域の中で支え合う仕組みを作らなければ支えられない。

宮島氏があげるもうひとつの視点は、高齢者は自分で出来ることは自分でやっている方が生き生

きており、そのような環境にいれば出来るものであるということ。「福祉用具のプロである福祉用具専門相談員は、その過程で非常に大きな影響力があります。自立をどう支えていくかということを考えてほしい」(同氏)。

講演2： 今後の福祉用具サービスの方向性と福祉用具専門相談員の役割

— 厚生労働省老健局振興課福祉用具・住宅改修指導官 宮永敬市氏

“適切なサービスの提供”、“自立支援に資するサービスの提供”という表現がよく使われるが、サービスを提供する側がもつべき2つの視点を示したのは宮永氏だ。

1つ目は情報収集。この“情報”には、身体機能や病状はもちろんのこと、利用者の特性や生活環境、人生の背景や価値観なども含む。ケアプランに福祉用具についての要望があっても、鵜呑みにするのではなく、プロの目で見て確認し、新たに収集した情報をもとにこちらから提案するくらいでなければならない。

「ただサービスを提供するだけにならないようにしていただきたい。この情報収集を行うことで、福祉用具サービス計画書も充実し、書きやすくなると思います」(宮永氏)。

2つ目はICFの視点にもとづく能力の見極め。出来るか出来ないか、もう少しうまく出来る可能性はあるか、介助は必要かの3点を見極め、どう対応するか。特に出来るようになる、あるいはもう少しうまく出来るようになる可能性がある場合に、福祉用具を含むサービスによる自立



宮永 敬市 氏
(みやながけいいち)
厚生労働省老健局振興課
福祉用具・住宅改修指導官
介護支援専門官

支援が果たす役割は大きい。利用者の能力の保持（あるいは向上）、意欲など、ここにかかっているといっても過言ではない。

「福祉用具の場合、モニタリングによって利用目標が達成できたかどうかははっきりわかり、それを見える形で示すことができます。達成できていればそれはきちんとしたエビデンスになるとともに、みなさんの専門性の向上にもつながります」(同氏)。

宮永氏は今後の展開について、「軽度者に対する給付の重点化について、社会保障改革国民会議において検討されています。福祉用具や住宅改修についてどのように取りいれれば効果的かというところが重要ですし、今後の福祉用具の発展にも関わってくるのだと思いますので、みなさんと一緒にがんばっていきたいと思います」と語った。

シンポジウム：福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築 ～職業能力の開発・向上、個人が評価される仕組みづくりを目指して～



◇コーディネーター◇
白澤 政和 氏
(しらさわまさかず)
桜美林大学大学院老年学
研究科教授

2012年4月から福祉用具サービス計画の作成が義務づけられた。これは福祉用具がモノの提供ではなく、訪問介護などと同じようにサービスの提供だと位置づけられたということ。そして、福祉用具専門相談員がサービス提供に責任を負うということである。すると、専門職としてその質をどう上げていくかが問題となり、緊急の課題となる。本会では、福祉用具専門相談員が研修を受け実力をつけ、またそれを評価される制度を構築したいとの思いから本事業を行うこととした。

「この研修ポイント制度の内容が福祉用具専門相談員にとって魅力があり、実力をつけることによって、ケアマネジャーや利用者からも選ばれるようになるよう、システムについて現在検討を重ねています」(白澤氏)。



◇シンポジスト◇
渡邊 慎一 氏
(わたなべしんいち)
一般社団法人神奈川県
作業療法士会会長

「この制度のベースとなっているのは、福祉用具サービスの質を上げること、適切な福祉用具を提供すること、福祉用具専門相談員が行う人的サー

本事業の目的は、福祉用具専門相談員の研修や自己研鑽等について実績に応じたポイントを付与し、それを管理・公開すること、「研修ポイント制度」について、モデル実証と必要な検証を行い、制度設計と運用上の課題等を洗い出すことである。

作業部会の部会長を務める渡邊氏はこう語る。

ビスの質をいかに上げるかということです。またその情報を公開することで、利用者やケアマネジャーに、より良いサービスを選んでもらうというシステムづくりを行います」。

助川氏は、ケアマネジャーの視点でこう分析する。

「研修ポイント制度のすばらしいところは、集積した情報を『見える化』した部分。ケアマネジャーも利用者もどんな福祉用具専門相談員なのかがわかる。また福祉用具専門相談員自身もレーダーチャートの中でどの分野が自分に足りていないのかがわかるので、自己研鑽の目安にすることもできます」。

時代とともに、受けるべき研修のポイントは変わってくるという。最近多く見られるのは、認知症関連。認知症についてどんな研修が行われており、どれだけ研修に出席している人なのかわかったなら、認知介護の利用者に福祉用具を導入するときに、その情報をケアマネジメントに活かすことが出来る。

また、サービス担当者会議に福祉用具専門相談員が出席するようになって「顔が見える関係」ができてきた今、「あの事業所に誰々という福祉用具専門相談員がいるからあの事業所にお願しよう」というように活かすことも出来る。ケアマネジャーも福祉用具専門相談員も選ばれる時代になったといえる。

「個々の自己研鑽を支えるモチベーションアップの原動力となるもの。その1つは、『見える化』によって、その人がどの程度のレベルなのか、周囲の人たちにわかるということ。もう1つは資格をつ



◇シンポジスト◇
助川 末枝保 氏
(すけがわみしほ)
一般社団法人日本介護支
援専門員協会副会長

くり、その資格をとるために勉強すること」と語るのは、本会の設立以来、福祉用具専門相談員の専門職としてのスキルアップ、業界のボトムアップを目指して活動を展開してきた山下理事長だ。



◇シンポジスト◇
山下 一平 氏
(やましたいっぺい)
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会理事長

「どんだん実力をつけていく者がいる一方で、専門職同士の実力格差がうまれる

のではないかとという声に対しては、努力した者は評価されるべきであり、資格はとったけれどもその後特に努力することなく、なんとなく仕事をしてきた者は淘汰されて然るべしだと断じる。

「福祉用具のサービスは大変素晴らしいもの。それを広めるためにも、優秀な福祉用具専門相談員が数多く育つことを期待しています」(同氏)。

講演に続き、助言者として参加した宮永氏は、「サービスを選ぶ主体は利用者や家族。そのための情報を『見える化』するのは重要なことですが、同時に福祉用具専門相談員個人の評価を情報公開するのは非常に勇気のいることだと思います」と語る。

一つひとつの研修に具体的な成果が求められるというのは、なかなか厳しいことだが、努力に応じて評価を得られることでモチベーションが上がり、質が上がる大きなきっかけにもなる。

3年後の制度の見直しに向け、すでに検討がす



すんでいる。高齢化の進行や認知症高齢者の増加が予想されるなか、福祉用具が果たす役割はさらに大きくなるだろう。福祉用具の利用については“エビデンスがない”といわれることがあるが、利用目標に沿った適切な選定、利用者・家族へのサービス計画の説明を行い、その後モニタリングにおいて効果をアセスメントすることによって、福祉用具の有効性がより明確に示される。福祉用具は単なるモノではない。

「福祉用具の効果をしっかり出すことと、福祉用具専門相談員の質の向上が、相乗効果でともに進んでいくことを期待しています」(同氏)。

「研修ポイント制度には、多くの人に参加してくれる“勢い”が大切です。ある程度の効果等が担保されている必要があり、しっかりとしたシステムの構築が不可欠です。

介護サービス情報公表システムは、情報へのアクセスが難しかったという反省があると聞きます。福祉用具専門相談員はもちろん、ケアマネジャーや利用者、家族がアクセスしやすい仕組みをつくっていきたいと思います」(白澤氏)。

【参加者との意見交換】

事業所としては、従業員にどのように研修に取り組ませるべきか。経営者としての留意点は。

山下氏◆福祉用具専門相談員も個人を指定して依頼されることがあり、事業所としてそういった社員を抱えることは大切です。また、指名されることが当然になるくらい福祉用具専門相談員の地位が向上すればいいと思います。

助川氏◆事業所としてはOJTをどのようにするかがまず重視されると思います。ケアマネジャーとの連携を考えた場合、その方個人の専門性が問われるのではないかと思います。

渡邊氏◆研修を受けるにも時間や費用がかかります。会社がどの程度担保するかは大きな問題だと思います。会社としては様々な判断があるでしょうが、自己研鑽しない専門家はいません。われわれは、質を上げるには必要な投資だろうと考えています。

平成24年度老人保健事業推進費等補助金

研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」 概要について



一般社団法人
全国福祉用具専門相談員協会

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

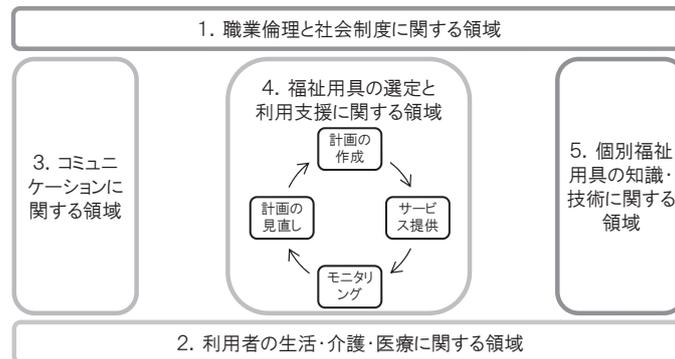
1. 福祉用具専門相談員の養成の目標 (1)福祉用具専門相談員に期待される専門性

【福祉用具専門相談員に期待される専門性】

- 福祉用具専門相談員は、介護保険制度の担い手として、福祉用具の活用、住環境の整備という観点から自立支援に資するケアマネジメントの実現を支える専門職である。
- 福祉用具専門相談員は、以下のような専門性を有し、継続してそれを高めていくことが期待される。
 - ✓ 利用者の生活の個性性を踏まえ、福祉用具の活用に展開している。
 - ✓ 福祉用具の支援プロセスに沿って、質の高いサービスを提供している。
 - ✓ 多様な福祉用具に精通し、自立支援に資する用具の選定・適合を行っている。
 - ✓ チームケアの一員として、利用者の自立・尊厳を支えている。
 - ✓ 利用者やサービスの関係者と強い信頼関係を構築している。

【福祉用具専門相談員が習得すべき知識・技術】

- 福祉用具専門相談員が専門性を発揮するにあたって、必要となる知識・技術は5つの領域に整理される。

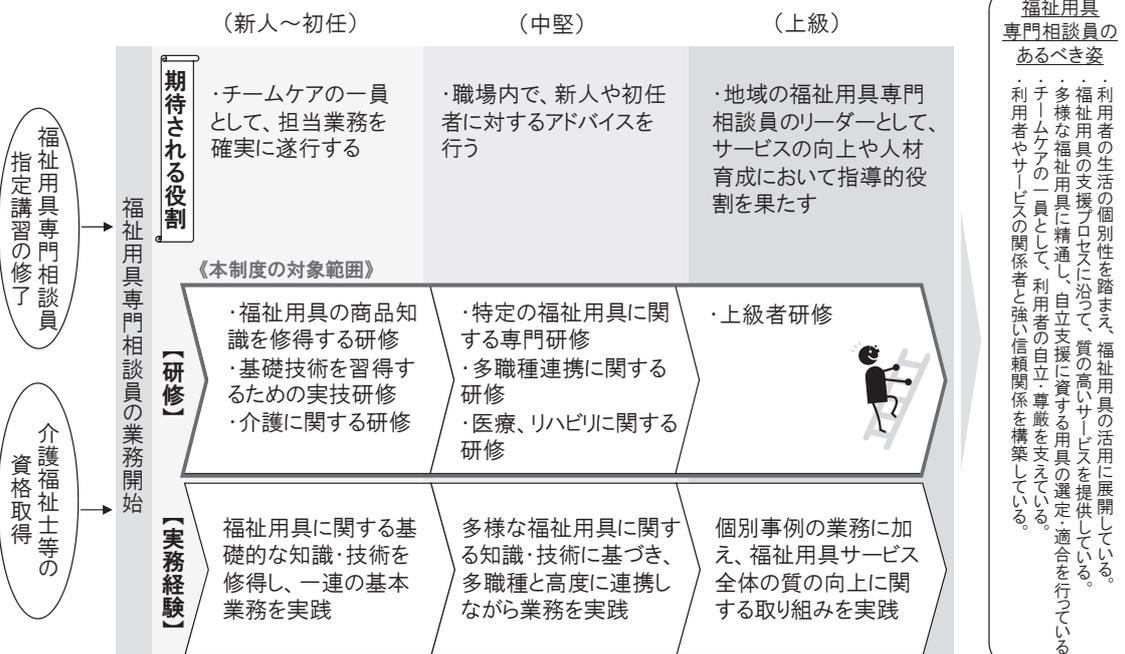


平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

1

1. 福祉用具専門相談員の養成の目標 (2)福祉用具専門相談員のキャリアパス

- キャリア形成において、成長段階に応じて期待される役割、その役割に見合う実践力を身に付ける上で必要な実務経験、研修受講の目安は以下の通り。
- 実務経験と研修の両輪をうまく組み合わせ、実践能力につなげることが重要である。



平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

2

2. 研修ポイント制度の基本的な考え方 (1)ねらい

【背景】

- 要介護状態の高齢者の増加、社会的な介護力の低下、介護ニーズの多様化に伴い、福祉用具サービスの質の向上への期待が高まっている。そのためには福祉用具専門相談員の職業能力開発が鍵となる。
- それぞれの相談員が業務や研修を通じて専門性を習得していくが、上級資格がないため、利用者や家族、介護支援専門員等に対して、実践力を証明しにくい状況にある。
- そこで、福祉用具専門相談員自身に加え、利用者や家族、介護支援専門員等にも理解してもらいながら職業能力開発の仕組みづくりを進める必要がある。

【研修ポイント制度のねらい】

- 福祉用具専門相談員としてのキャリアパスやそれに基づく研修体系を発信し、研修に関する情報提供を行うことで、福祉用具専門相談員がスキルアップを行い、専門職としてのキャリアを構築することを支援する。
- 利用者や家族、介護支援専門員等に対して、福祉用具専門相談員の職業能力開発の過程を公表することで、福祉用具専門相談員の専門性に対する理解の促進、信頼感の醸成を図るとともに、サービス選択の判断材料の1つとして活用してもらおう。

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

3

2. 研修ポイント制度の基本的な考え方 (2)コンセプト

- ①職種全体としての資質の向上を目指す
 - 多くの福祉用具専門相談員が参加できる仕組み
- ②専門職としての養成体系を構築する第一歩として、外部研修の受講履歴に着目する
 - 能力評価ではなく、あくまで学習機会という「インプット」の一種類
- ③ポイントへの換算によって多様な研修実施機関の研修を活用する
 - 共通の基準でポイントへの換算を行うことで、多様な研修を認証
- ④研修ポイントを公開し、利用者・家族やケアマネジャーの判断材料として活用してもらおう
 - 公開に耐えうる信頼性が必要

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

4

3. 研修ポイント制度の仕組み (1)参加要件

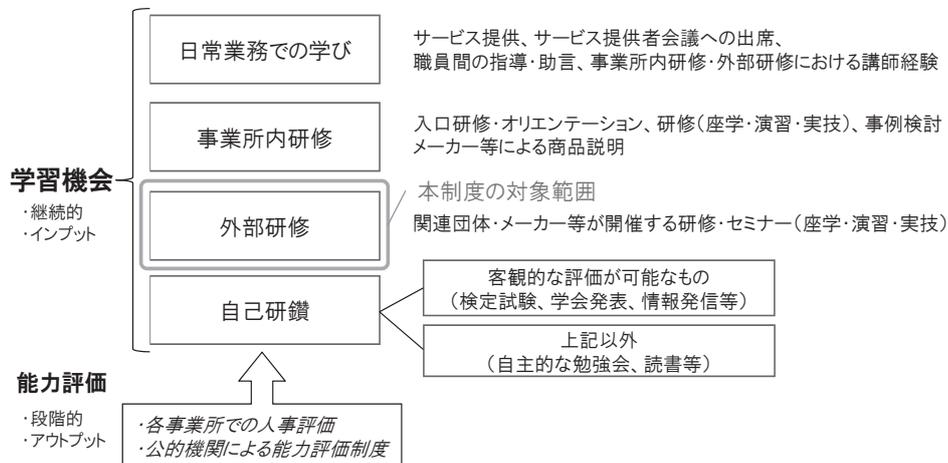
- 福祉用具専門相談員が本制度に参加するには、以下の条件をすべて満たす必要がある。
 - ✓ 介護保険制度上で、福祉用具専門相談員としての資格保持と位置づけられていること
 - 福祉用具専門相談員指定講習を修了した者
 - 以下の資格を保有している者：保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士
 - 以下の養成研修を修了した者：訪問介護員養成研修1・2級課程、介護職員基礎研修課程
 - ✓ 現在、福祉用具専門相談員として業務に従事していること
 - ✓ 本制度のウェブサイトで、「福祉用具専門相談員に関する情報」(氏名、事業所名、研修ポイント実績等)が公表されることに同意すること

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

5

3. 研修ポイント制度の仕組み (2)対象となる研修の範囲

- 研修ポイントの付与の対象となる研修は、以下の要件を満たす必要がある。
 - ✓ 福祉用具専門相談員が学習すべき内容を含んでいること →実施要綱、カリキュラムの整備
 - ✓ 修了の事実が確認できること →修了証等の発行
 - ✓ 受講機会が広く開かれていること →複数の事業所の相談員が参加可能
- 福祉用具専門相談員にとっての学習機会のうち、上記要件を踏まえて、「外部研修」を本制度の対象範囲とする。



平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

6

3. 研修ポイント制度の仕組み (3) 研修ポイント制度におけるカリキュラム

【カリキュラムの位置づけ】

- 福祉用具専門相談員に求められる知識・技術を、本制度における「カリキュラム」として示す。
- カリキュラムは5領域、30科目から構成される。また科目毎に到達目標、研修に含むべき事項(例)、参考キーワードが設けられている。
- カリキュラムをもとに、各研修の読み替えを行う。

領域	概要
1 職業倫理と社会制度に関する領域	福祉用具専門相談員としての役割や責任、遵守すべき介護保険法等の制度
2 利用者の生活・介護・医療に関する領域	利用者の心身状態や生活の個別性、それを支える医療介護での福祉用具の活用
3 コミュニケーションに関する領域	利用者・家族との信頼関係の構築や相談援助、他職種との協働関係の構築、同職種への指導・スーパーバイズにあたっての考え方や技能
4 福祉用具の選定と利用支援に関する領域	福祉用具の選定から安全な利用に至るまでのプロセスと、それを遂行するための方法
5 個別福祉用具の知識・技術に関する領域	福祉用具の種類毎の特徴、選定・適合技術、整備・使用方法

【ポイント換算ルール】

- 認証の対象は「科目」とする。
- ポイント換算ルールは以下の通り。
 - ✓ 原則として60分で1ポイントを標準とする。(少数点第1位を四捨五入)
 - ✓ 研修内容が複数の科目に該当する場合は、主な科目2つまでを選択し、ポイントを等分する。
- 原則として、介護保険制度の施行以降に実施された研修を対象とする。

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

7

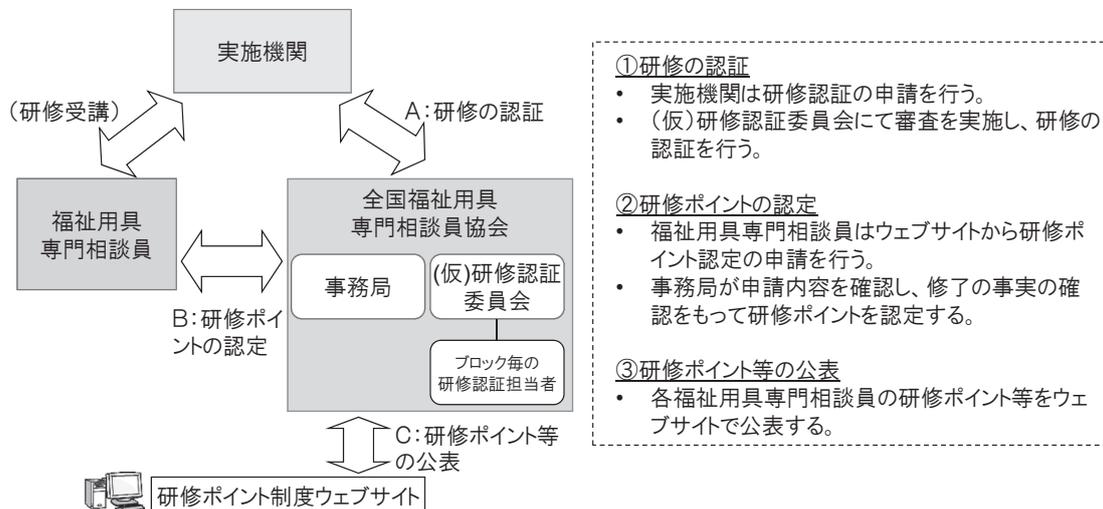
3. 研修ポイント制度の仕組み (4) 研修認証、研修ポイント認定の方法

【運営主体】

- 本制度の運営は、全国福祉用具専門相談員協会(以下、ふくせん)が行う。

【認証・認定プロセス】

- (仮)研修認証委員会を設置し、研修の認証を行う。
- ふくせんのブロック(都道府県)毎に研修認証担当者を委嘱し、事務局とともに制度の運営を進める。
- 予め認証を行ってポイント数が確定した研修のみを対象とするため、事務局による修了証の確認をもってポイント認定を行う。



平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

8

4. ウェブサイトを活用した申請・管理・表示システム (1)登録・申請システム

【登録・申請システム】(右図)

- 福祉用具専門相談員は、プロフィールの登録や修正、研修ポイントの申請をウェブ上で行うことができる。

【管理システム】

- 事務局は、福祉用具専門相談員のプロフィール情報、研修ポイントの情報、本制度で認証した研修情報をシステム上で管理する。

【表示システム】

- 本制度で管理している、福祉用具専門相談員の登録情報や、認証した研修の情報を表示(公開)する。

事業所の基本情報

勤務先名

勤務先名(ふりがな)

勤務先郵便番号 〒 - ※半角数字のみ入力してください。

勤務先都道府県

勤務先住所1(市区町村番地)

勤務先住所2(建物名)

勤務先電話番号 --

勤務先FAX番号 --

勤務先サービス内容 福祉用具レンタル

車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品

床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器

歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器

移動用リフト(吊り具部分除く) 自動排泄処理装置

特定福祉用具販売

腰掛便座 自動排泄処理装置の交換可能部品 入浴補助用具

簡易浴槽 移動用リフトの吊り具部分

特定福祉用具販売 保険外用具販売・レンタル 住宅改修

居宅介護支援 その他の介護サービス

個人情報の取り扱い 個人情報の取り扱いについて個人情報保護に関する事項を確認し、同意しました。

福祉用具専門相談員の研修ポイント制度に参加する。

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

9

4. ウェブサイトを活用した申請・管理・表示システム (2)表示システム ①トップページ

ふくせん 専門性の高い福祉用具専門相談員が見つかるサイト お問い合わせ サイトマップ 文字サイズ 標準 拡大

真の専門職を育成し、質の高いサービス提供の
環境づくりを目指して

福祉用具専門相談員の 研修ポイント制度

福祉用具選びのプロである福祉用具専門相談員を紹介するサイトです。各相談員の研修受講状況や担当地域を知ることができます。

HOME
研修ポイント制度とは？
ポイント対象研修のご案内
福祉用具専門相談員を探す
ふくせん

What's New 事務局からのお知らせ お知らせ一覧

- 2013年 3月 5日 会員限定 <New> 指定研修のポイント申請方法を解説します。
- 2013年 2月 26日 研修情報 <New> 「福祉用具供給事業者現任研修」を追加しました。
- 2013年 2月 22日 研修情報 「リフトリーダー養成研修」開催日・会場を更新しました。
- 2013年 2月 20日 お知らせ 登録者向けメールマガジンの配信を開始しました。
- 2013年 2月 20日 研修情報 「リフトリーダー養成研修」を追加しました。

福祉用具専門相談員
新規登録
研修ポイント制度への
参加はこちら

福祉用具専門相談員
ログイン(マイページ)
ポイントの申請はこちら

▶ ページの先頭へ戻る

福祉用具専門相談員の研修ポイント制度 ▶ 全国福祉用具専門相談員協会

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

10

4. ウェブサイトを活用した申請・管理・表示システム (2)表示システム ②相談員の情報

福祉用具専門相談員の情報

マイページTOP > 〇〇さんの基本情報

基本情報を見る
詳細情報を見る
研修ポイントを見る



氏名: 〇〇〇〇〇〇
性別: 男性
総合ポイント: 109.5pt
総合順位: 23位 (83人中)
都道府県順位: 2位 (5人中)

総合ポイント
109.5pt
/MAX 408pt

総合順位
23位
/83人中

都道府県順位
2位
/5人中

勤務先名:

勤務先電話番号: 勤務先FAX番号:

住所:

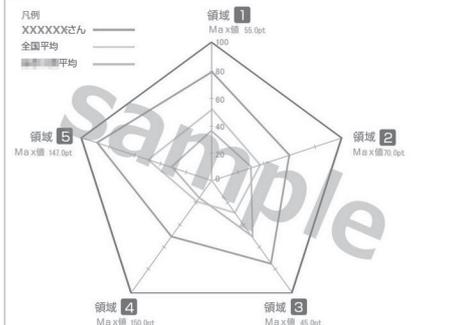
業務所のサービス内容
福祉用具レンタル
車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行補助杖 認知症老人徘徊防止機器 移動用リフト (折り畳み型) 移動型圧入装置
福祉用具販売
器具修繕 自動昇降設備設置の交換可能部品 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトの折り畳み型 福祉用具販売
保険外用具販売・レンタル 住宅改修

研修修了を報告し
ポイント申請する。

▶ポイント申請はこちら

取得ポイントリーダーチャート

凡例: XXXXXXさん (Max値 100), 全国平均 (Max値 100), 都道府県平均 (Max値 100)



各領域ごとの合計ポイント (全国、都道府県別平均)

領域	取得ポイント (Maxポイント)	全国平均	都道府県平均
領域 1 職業倫理と社会制度に関する領域	15.8pt (64.8pt)	10.2pt	9.3pt
領域 2 利用者の生活と医療介護に関する領域	24pt (96pt)	14.4pt	14.4pt
領域 3 コミュニケーションに関する領域	5.5pt (35.5pt)	3.1pt	2.9pt
領域 4 福祉用具の選定と利用支援に関する領域	28.7pt (92.7pt)	15.5pt	18.1pt
領域 5 個別福祉用具の知識・技術に関する領域	35.5pt (155pt)	37.8pt	31.5pt

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

11

4. ウェブサイトを活用した申請・管理・表示システム (2)表示システム ③研修一覧

ポイント対象研修のご案内 (研修一覧)

研修名	実施主体名	領域 1	領域 2	領域 3	領域 4	領域 5	合計
福祉用具供給事業従事者現任研修	シルバーサービス振興会	19.0	10.0	4.0	12.0	0.0	45.0
福祉用具選定士 A 研修	日本福祉用具供給協会	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0	18.0
福祉用具選定士 B 研修	日本福祉用具供給協会	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0	9.0
可搬型階段昇降機安全指導員講習 基礎講習	テクノエイド協会	0.8	0.0	0.0	1.7	1.0	3.5
リフトリーダー養成研修	テクノエイド協会	1.5	1.5	0.0	0.0	8.0	11.0
福祉用具プランナー研修	テクノエイド協会	15.0	24.0	4.5	21.0	34.5	99.0
福祉用具プランナー管理指導者養成研修 (従事者研修)	テクノエイド協会	28.5	18.0	27.0	52.5	76.5	202.5
福祉用具プランナー管理指導者養成研修 (大学院研修)	テクノエイド協会	45.0	48.0	28.5	81.1	112.7	315.3
個別援助計画の普及研修リーダー養成研修	全国福祉用具専門相談員協会	0.0	0.0	1.0	6.0	0.0	7.0
地域におけるケアマネジャーと福祉用具専門相談員合同研修	全国福祉用具専門相談員協会	0.5	0.0	0.0	3.5	0.0	4.0
訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修	全国福祉用具専門相談員協会	0.0	0.0	0.0	6.0	0.0	6.0

※研修は「認定日」の新しい順に並んでいます。

※各研修の詳細は研修名をクリックしてください。

※各領域の配点単位は pt です。(原則 60 分に対して 1.0p を付与しています。)

研修日

このページを印刷する

【領域名称】
 領域 1: 職業倫理と社会制度に関する領域
 領域 2: 利用者の生活と医療介護に関する領域
 領域 3: コミュニケーションに関する領域
 領域 4: 福祉用具の選定と利用支援に関する領域
 領域 5: 個別福祉用具の知識・技術に関する領域

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

12

4. ウェブサイトを活用した申請・管理・表示システム (2)表示システム ④検索ページ

○ 福祉用具専門相談員を探す

福祉用具専門相談員を探す

福祉用具専門相談員の基本情報で探す

氏名 姓: 名:

性別 男性 女性 問わない

実務経験年数 年以上

保有資格

介護福祉士 義肢装具士 保健師 看護師 准看護師

理学療法士 作業療法士 社会福祉士

介護職員基礎研修課程修了 ホームヘルパー1級修了

ホームヘルパー2級修了 福祉用具選定士

福祉用具プランナー 福祉用具プランナー管理指導者

可搬型階段昇降機安全指導員 リフトリーダー

得意分野

起居関連用具(ベッド等) 移乗関連用具(リフト等)

移動関連用具(車いす等) 入浴関連用具 食事・更衣・整容関連用具

コミュニケーション・社会参加関連用具 その他の福祉用具

住宅改修

検索

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

13

5. モデル実証の結果 ①ポイント認定結果

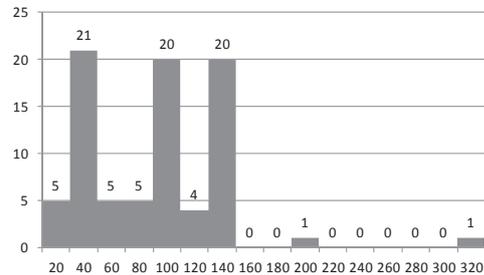
【ポイントを申請した82名の認定結果】

- 82名の研修ポイントの平均は81.0pt
- ポイント取得数と福祉用具専門相談員の属性(性別、事業所の所在地、業務経験年数)の間には相関は見られなかった。

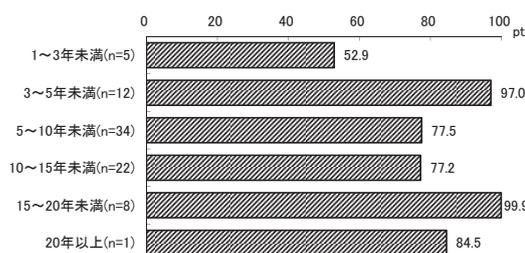
図表 ポイント認定を受けた82名の研修ポイント取得数
記述統計

人数	最小値	最大値	平均値
82	3.5pt	316.0pt	81.0pt

図表 ポイント認定を受けた82名の研修ポイント取得数
ヒストグラム



図表 研修ポイント取得数の平均値(業務経験年数毎)



平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

14

5. モデル実証の結果 ②参加した福祉用具専門相談員のアンケート調査結果

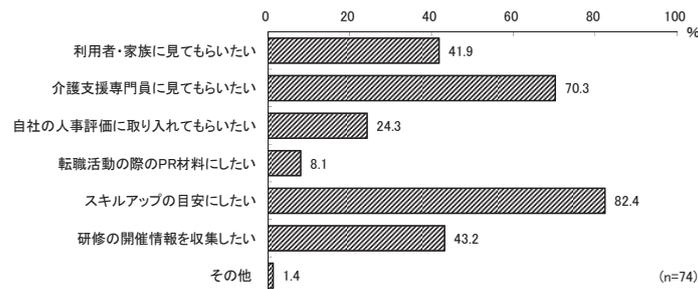
【登録・表示画面の使い勝手・レイアウトに対する評価】

- 各画面の使い勝手・レイアウトについては、回答者の8～9割から「良い」という評価を得られた。
- 「ポイント申請画面」の使い勝手と、「研修ポイント画面」のレイアウトは、回答者の7割から「良い」という評価を得られた一方、「あまり良くない」という指摘も約2割あった。(修了証の添付の負担軽減、レーダーチャートの色など)

【研修ポイント制度の活用方法】

- 「スキルアップの目安にしたい」や「介護支援専門員に見てもらいたい」が上位に挙がった。

図表 今後、研修ポイント制度をどのように活用したいか



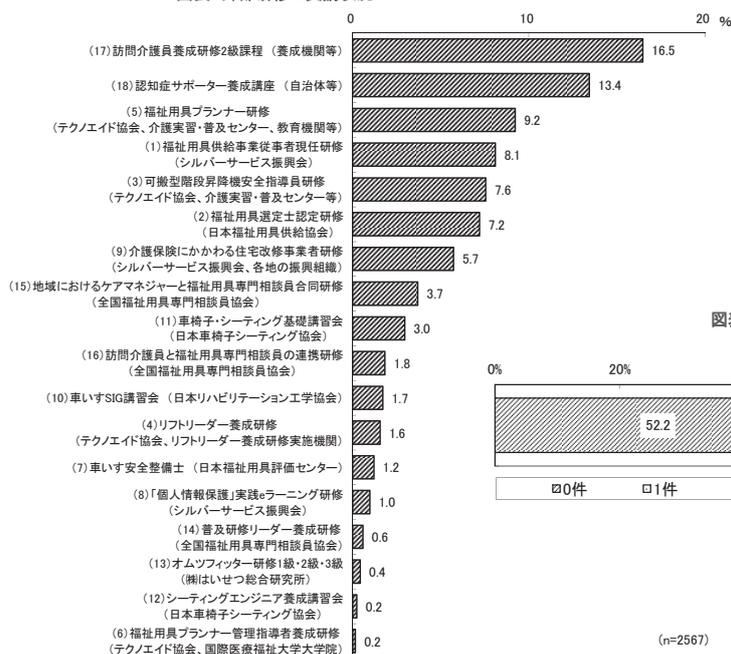
平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

15

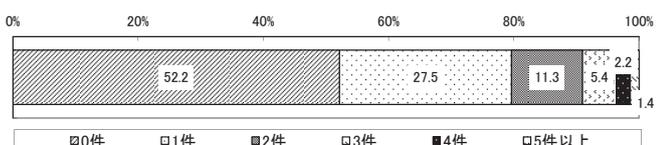
【参考】外部研修の参加状況

- アンケートに回答した福祉用具専門相談員2567名について、18件の外部研修の平均参加件数は1.8件。

図表 外部研修の受講状況



図表 外部研修の受講数



平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

16

※本調査研究は、平成24年度老人保健健康増進等事業として実施したものです。

平成24年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と
福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業
報告書(概要版)

平成25年3月
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
〒108-0074 東京都港区高輪3-19-20 高輪OSビル9F
TEL: 03-3443-0011 FAX:03-3443-8800



「福祉用具専門相談員の 研修ポイント制度」の概要

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」は、研修の受講実績に応じて、個人にポイントを付与し、これを管理・公表することで、福祉用具専門相談員のスキルアップを支援すると共に、利用者やケアマネジャーがサービスを選択する際の判断材料として活用するものです^(注1)。本会では、平成24年度の研究結果を踏まえ、平成25年度から実際の制度をスタートさせます。なお、今後の検討によって内容は変更になることもあります。詳細は本会ホームページでご確認下さい。

1 制度の目的

- ①福祉用具専門相談員がスキルを習得していく過程のうち、研修を受講した実績をポイントに換算して公表し、利用者や介護支援専門員等に、サービス選択の判断材料の一つとして活用していただきます。
- ②福祉用具専門相談員としてのキャリアパスと、それに基づく研修体系を提示することで、福祉用具専門相談員がスキルアップを図り、専門職としてのキャリアを形成することを支援します。

2 福祉用具専門相談員のあるべき姿

福祉用具専門相談員は、介護保険制度の担い手として、福祉用具の活用、住環境の整備という観点から、自立支援に資するケアマネジメントの実現を支える専門職です。本会では、検討委員会^(注2)の議論を踏まえ、このような専門職として、以下のように「福祉用具専門相談員のあるべき姿」を示します。

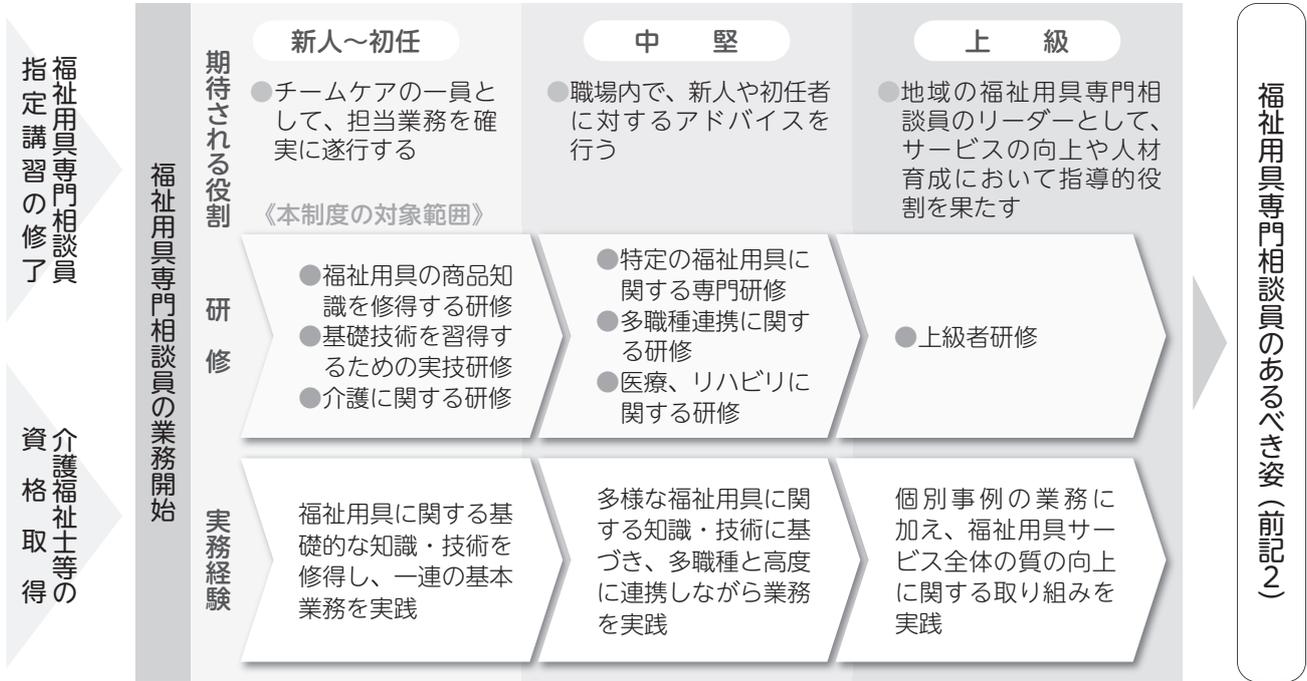
福祉用具専門相談員のあるべき姿

- 多様な福祉用具に精通し、自立支援に資する福祉用具を選定・適合することができる
- 利用者の生活の個別性を踏まえ、福祉用具を選定・活用できる
- 利用者やサービスの関係者と、強い信頼関係を構築できる
- 福祉用具の支援プロセスに沿って、質の高いサービスを提供できる
- チームケアの一員として、利用者の自立・尊厳を支えることができる

(注2) 研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力の開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究委員会

3 福祉用具専門相談員のキャリアパス (イメージ)

キャリア形成において、成長段階に応じて期待される役割、その役割に見合う実践力を習得する上で必要な実務経験、研修受講実績の目安は以下の通りです。実務経験と研修の両輪をうまく組み合わせて、実践能力を高めることが重要です。



4 認定のプロセス

本制度で認証されている研修を受講し、事務局に申請すると、審査のうえ、ウェブサイトのポイントが反映されます。

制度の流れ

①研修の認証

「研修認証委員会」で審査・認証された研修は、ポイント付与の対象となります。

- ・研修実施機関による申請
- ・研修認証委員会による審査・認証

②研修ポイントの認定

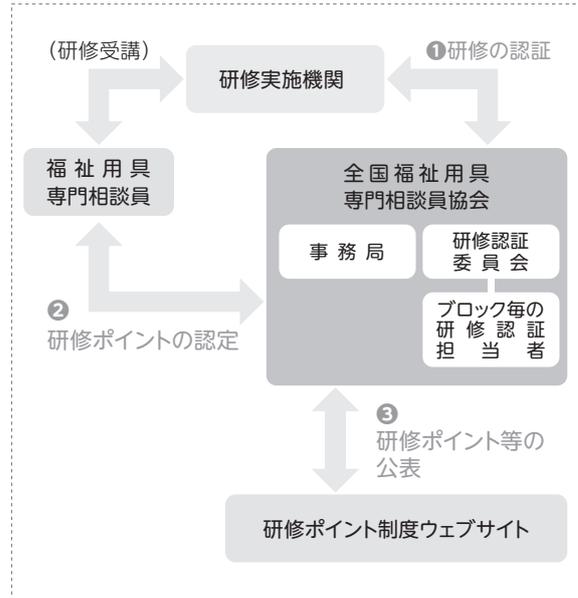
本制度に参加している福祉用具専門相談員は、①で認証された研修を受講したら、ポイントの申請を行うことができます。

- ・福祉用具専門相談員は、ウェブサイトからポイントを申請
- ・事務局による確認・認定

③研修ポイント等の公表 (後記6)

個人の取得ポイント等をウェブサイトで公表します。

図：認定プロセスのイメージ



5 対象となる研修とカリキュラム

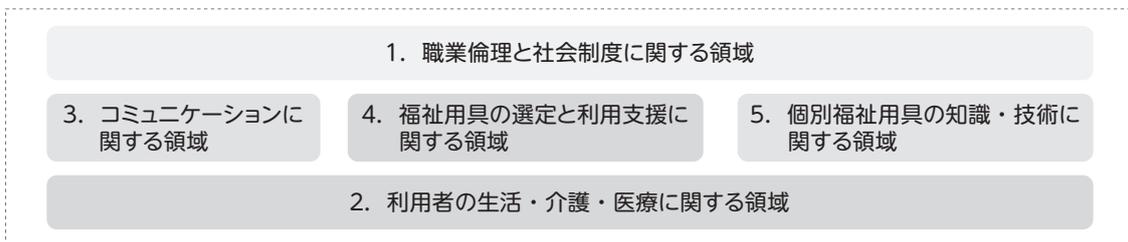
(1) 対象となる研修

- 本制度で定める「研修ポイント制度におけるカリキュラム」の科目毎に設定された到達目標、内容を満たすこと
- 客観的に評価できる一定の要件を満たしていること

(2) カリキュラムの位置づけ

- 福祉用具専門相談員に求められる知識・技術を、「研修ポイント制度におけるカリキュラム」として表示しています。
- カリキュラムは、領域（下図参照）、科目、到達目標、研修に含むべき事項（例）、参考キーワードで構成しています。
- 福祉用具専門相談員には、本制度で認証された研修を組み合わせ、様々な科目を修得していくことを推奨しています。

図：領域（福祉用具専門相談員に求められる知識・技術）



(3) ポイントの換算ルール

- 対象となる研修の「科目」を、上記の「研修ポイント制度におけるカリキュラム」に沿って読み替えます。
- ポイントは、各「科目」に対して付与します。
- 原則として、60分に対し、1ポイントを付与します。（小数点第1位四捨五入）

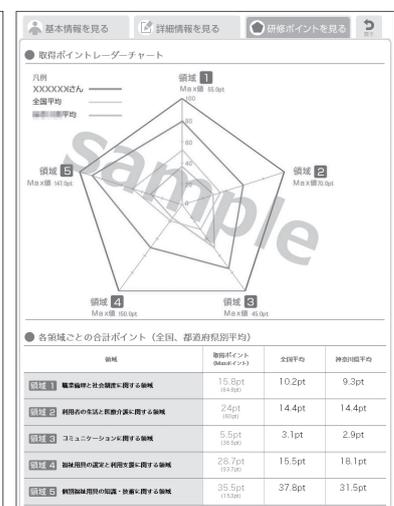
6 ウェブサイトを活用した表示システム（イメージ）

本制度で管理している相談員の登録情報や、認証した研修の情報を表示（公開）します。

①トップページ

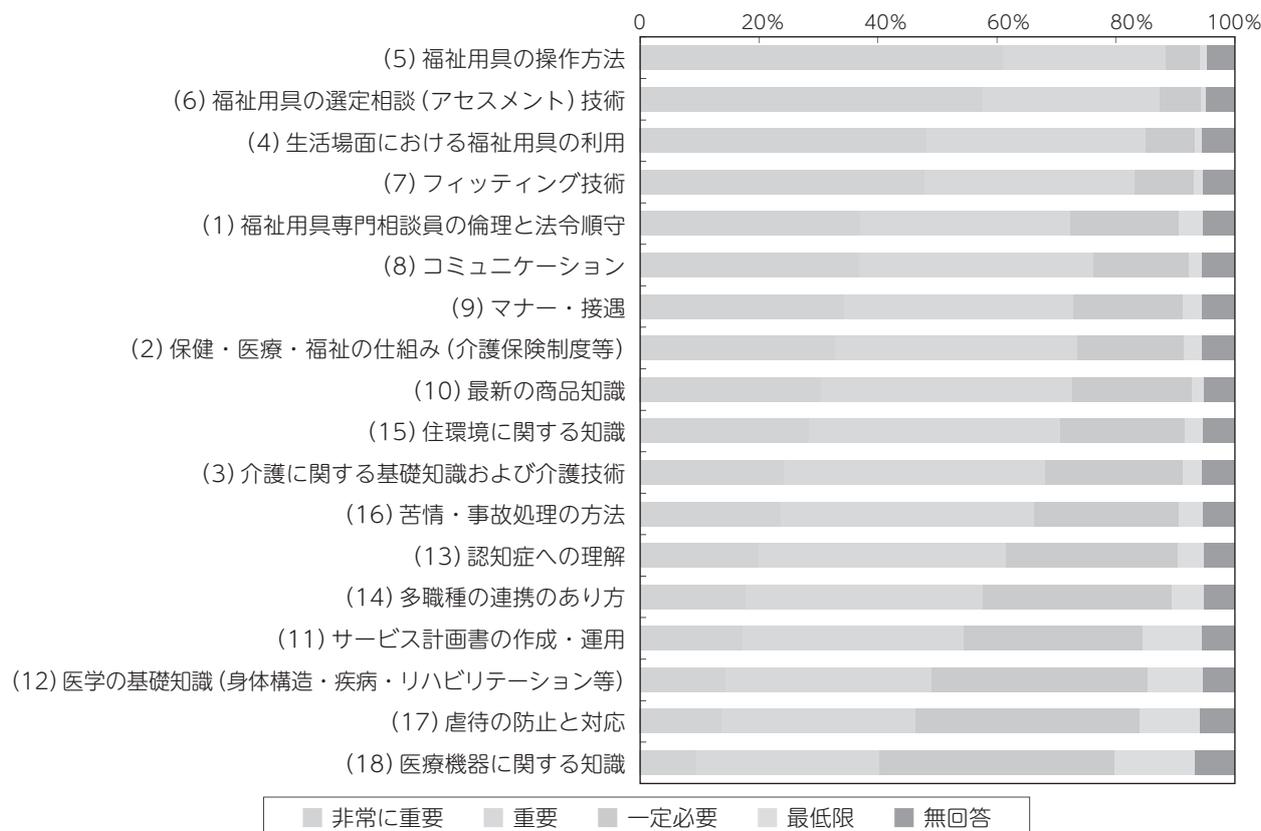


②相談員の情報



【参考】福祉用具専門相談員から見た知識・技術の重要度評価

福祉用具専門相談員が業務を行う上で必要な知識・技術のうち、相談員自身が「非常に重要」と感じている割合が大きかった回答は、「福祉用具の操作方法」(61.0%)、「福祉用具の選定相談（アセスメント）技術」(57.7%)、「生活場面における福祉用具の利用」(48.3%)、「フィッティング技術」(48.0%)といったものだった。



調査結果はホームページでも紹介しています。

研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業

【委員会名簿】	市川 冽	福祉技術研究所株式会社 代表取締役	東内 京一	埼玉県和光市保健福祉部部長
	川瀬 健介	福祉住環境コーディネーター協会 専務理事	花房 勇輔	ラックヘルスケア株式会社 取締役社長
	久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 総務部長	本村 光節	公益財団法人テクノエイド協会 常務理事
	佐藤 大介	サトウ株式会社 代表取締役社長	吉井 智晴	公益社団法人日本理学療法士協会 理事
	◎白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科 教授	渡邊 慎一	一般社団法人神奈川県作業療法士会 会長
	助川末枝保	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長		

オブザーバー	宮永 敬市	厚生労働省老健局振興課 福祉用具・住宅改修指導官 介護支援専門官	山下 一平	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長
--------	-------	-------------------------------------	-------	-------------------------

【作業部会名簿】	竹崎 修一	株式会社ヤマシタコーポレーション	湯脇 稔	株式会社カクイックス ウイング
	田中 裕介	株式会社エイゼット	◎渡邊 慎一	一般社団法人神奈川県作業療法士会 会長
	松浦 尚久	株式会社フジヤマサービス		

【事業協力】 株式会社日本総合研究所、小宮山印刷株式会社

※五十音順、敬称略 ◎は委員長、○は部長

連絡先

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-20 高輪OSビル9階

TEL 03-3443-0011 FAX 03-3443-8800

<http://www.zfssk.com/>

※本調査研究は、平成 24 年度老人保健健康増進等事業として実施したものです。

平成 24 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と
福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業
報告書

平成 25 年 3 月
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-20 高輪 OS ビル 9F
TEL: 03-3443-0011 FAX:03-3443-8800